

目 次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・・・・・・・・・・1ページ～46ページ

○2日目

一般質問

①津滝俊幸議員・・・・・・・・・・49ページ～65ページ

1. DMO（HAKUBA VALLEY TOURISM：以後HVT）（白馬村観光局：以後観光局）の事業の推進状況と検証について
2. トレッキング・サイクルツーリズム・エコツーリズムなどによる観光振興について

②増井春美議員・・・・・・・・・・65ページ～77ページ

本村農業の現状とめざす未来像について

③尾川 耕議員・・・・・・・・・・77ページ～93ページ

1. 宿泊事業者の実態調査
2. 都市計画マスタープラン・景観計画と次期総合計画

④太谷修助議員・・・・・・・・・・93ページ～104ページ

インバウンド事業の村内における現状と課題について

○3日目

一般質問

①加藤亮輔議員・・・・・・・・・・107ページ～119ページ

教育現場での平和教育と人権を大切にする村づくりについて

②加藤ソフィー議員・・・・・・・・・・119ページ～133ページ

生物多様性の保全と回復に向けて

③丸山勇太郎議員・・・・・・・・・・133ページ～149ページ

広報広聴について

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・・・150ページ～184ページ

令和6年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和6年9月3日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和6年 9月 3日

至 令和6年 9月19日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 決算特別委員会の設置について

日程第 6 報告第 4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 7 承認第12号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

日程第 8 議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 9 議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第10 議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第11 議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第18 議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第19 認定第 1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第 2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第 3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 2 2 認定第 4 号 令和 5 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 認定第 5 号 令和 5 年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第 2 4 認定第 6 号 令和 5 年度白馬村下水道事業会計決算認定について

令和6年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和6年9月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇
代表監査委員	横 澤 哲 朗		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 決算特別委員会の設置について
- 6) 報告事項

報告第4号 報告、質疑

7) 承認事項

承認第12号(村長提出議案)説明、質疑、討論、採決

8) 議案審議

議案第38号から議案第48号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第6号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 承認第12号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について
3. 議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
4. 議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更について
5. 議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
6. 議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について
7. 議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
8. 議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第3号)
9. 議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
10. 議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)
11. 議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)
12. 議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
13. 議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
14. 認定第1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
15. 認定第2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
16. 認定第3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
17. 認定第4号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
18. 認定第5号 令和5年度白馬村水道事業会計決算認定について
19. 認定第6号 令和5年度白馬村下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和6年5月、6月、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、村長から、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会令和6年8月定例会が8月21日及び23日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和6年第2回定例会が8月27日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、白馬村教育委員会から、令和5年度白馬村教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番 増井春美議員、第3番 横川恒夫議員、第4番 切久保達也議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和6年第3回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から9月19日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。令和6年第3回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議会全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国的に猛暑が続いたこの夏、フランスのパリ市において第33回夏季オリンピックが開催され、私も現地に赴きましたのでご報告させていただきます。

東京オリンピックから3年、パリでのオリンピックは1900年以来3回目、100年ぶりの開催となった大会に、本村の永原悠路選手がスケートボード・パーク種目で出場しました。これまで冬季オリンピック・パラリンピックには、本村関係の選手15名が出場していますが、夏季大会への出場は、村の歴史において初の快挙となりました。永原選手の活躍を願う村民の思いを背負い、私も現地パリのコンコルド広場に駆けつけ、応援してまいりました。

現地では、これまで白馬村がお世話になった各国のスポーツ関係者をはじめとした方々にもお会いできる機会に恵まれ、村へのご支援へのお礼を申し上げるとともに、永原選手への応援をいただき、大変感激いたしました。男子スケートボード・パーク競技は8月7日に予選と決勝が行なわれ、私もお家族やコーチらと共に観客席から声援を送りました。この競技の様子は白馬村ウイング21パブリックビューイング会場にも中継され、村内外から集まった約600名の声援をパリで受け取り、現地で応援するという国境を越えた大応援団となりました。

結果は、予選15位と上位8名で競われる決勝への出場権の獲得はかないませんでした。白馬村の皆様とすてきな時間を共有できたことに感謝し、永原選手には「多くの村民に夢と感動をありがとう」と伝えることができました。

また、このオリンピックを振り返り、白馬村は1998年長野オリンピックの開催地として、多くの競技を開催しましたが、26年を経過した現在、夏季大会では都市型スポーツの新種目の採用、冬季大会ではフリースタイルの新種目の採用があるなど、競技の開催環境は変化してきていますが、現地において大会を支えるボランティアや競技関係者の熱心な姿には、大変心打たれるものがありました。

ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場を有する本村としては、施設の有効活用と効率的な維

持管理を一層進め、オリンピック・パラリンピックレガシーをプラスの遺産として後世に残せるよう継承していく必要があると強く感じたところであります。

さて、この夏の観光客の入り込み状況ですが、梅雨末期の大雨もなく、ほぼ例年並みに梅雨明けしましたが、大規模なクレバスの発生等により、7月4日から白馬大雪渓を通行止めとしたこと、また、7月の3連休は降雨の影響もあり、来客数は前年比88.8%となる13万4,700人となりました。

白馬大雪渓の通行止めは、温暖化による降雪量の変化が影響しており、この事態を受けて、GXの取組の重要性を改めて認識したところですが、こういった事象にもかかわらず、一定の入り込み数を確保できたものと受け止めています。

8月の入り込み数は現在集計中ですが、8月8日に宮崎県の日向灘沖で発生した地震や、関東に接近した台風7号の影響を心配していましたが、お盆期間中に岩岳スノーフィールド等で過去最高の入り込みがあったとの報道もあり、影響は限定的と推測しています。

また、8月13日にはグリーンスポーツの森において、38回目を数える白馬の夏祭りが開催され、上村愛子さん、国本梨紗さんの両観光大使をはじめ、パリオリンピックから帰国間もない永原悠路選手を迎えてトークショーを行ない、約3,000人が訪れる中、大いに盛り上がった夏祭りとなりました。

次に、各課の事業執行状況についてご報告させていただきます。

最初に総務課関係ですが、自治体DXの取組につきましては、7月1日から白馬村公式LINEのサービス利用を開始し、スマートフォンによる行政情報のプッシュ通知や施設管理予約と各種申請手続きが、いつでも、どこからでも利用できるようになりました。8月15日時点の公式アカウントの友だち登録者数は、約1,200人となっており、今後のサービス拡充と情報配信体制を整えながら、住民への周知とさらなる活用につなげていきたいと考えています。

また、8月からは電子契約サービスを開始しており、これまで村との契約締結手続きは、紙媒体による書面契約のみの取扱いでしたが、電子署名による電子契約手続きが可能になったことで、契約相手先の印紙税負担の軽減が図られるようになりました。

DXの取組につきましては、今後も、庁内窓口業務の効率化を図る「書かせない窓口」や庁内の文書管理・事務処理業務の効率化を図る「文書管理システム」の導入、議会を含めた「会議のペーパーレス化を図る会議システム」の導入など、今年度末までに順次システムを稼働していく予定です。

空き家対策関連については、昨年度策定した「白馬村空家等対策計画」に基づき、白馬村空き家・空き地バンク制度を本年10月からトライアル運用する予定で、現在準備を進めているところです。空き家・空き地バンクの構築により、移住・定住施策の取組と管理不全空家の抑制促進につながることを期待しております。

観光振興のための財源確保につきましては、6月に宿泊税、登山協力金、事業者負担金の3つの部会を設置し、それぞれ検討を進めております。

長野県でも導入に向けた検討が進められている宿泊税につきましては、9月中に県の方針が示されるものと思われますので、検討部会や検討委員会で協議しながら、県の手続に後れを取らないよう事務を進めてまいりたいと考えております。既に商工会や観光局による学習会、説明会等も開催されておりますが、引き続き説明の機会を設けながら、税の徴収や使途に関して、宿泊事業者の皆様丁寧に丁寧な説明をしてまいります。

令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算総額に2億765万6,000円を追加し、予算総額70億7,695万3,000円とするものです。

補正の主なものは、有害鳥獣対策に係る費用の増額、ナラ枯れ対策に係る費用の増額、6月30日発生の豪雨による農地と村道の災害復旧工事、黒豆沢土砂災害に係る農地の災害復旧工事の増額や、4月の人事異動に伴う人件費の組替えなどが主なものになりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に、観光課関係ですが、新たに交付決定を受けた国庫補助事業等についてご説明します。

1点目は、国土交通省の共創モデル実証運行事業の採択を受け、昨年度に引き続き、冬期の白馬―松本間の臨時バスの運行と、白馬ふれA I号のデジタル定期券を秋以降に実装させるものです。

2点目は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、「マイポータル」白馬村顧客管理システムで機能開発と実装を行ないます。具体的には、観光客がマイポータルを経由してリフト券購入、レンタル申込み、宿泊予約を行なったとき、その消費行動の把握が可能になります。また、サービス提供者であるスキー場、レンタル事業者、宿泊施設等から観光局が手数料収入を得る機能を構築し、加えて、ふるさと納税窓口を設定することで、ふるさと納税額の増額を目指すものです。これらの事業により、村内観光事業者の生産性の向上と、地域観光の利便性及び持続可能性を向上できるものと期待しております。

健康福祉課関係では、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年度において新たに住民税が非課税となった世帯及び住民税が均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を8月から支給しております。

また、税制改正により今年度の住民税所得割が定額減税されていますが、所得税分も合わせて定額減税し切れないと見込まれる方に対しては、不足額を給付金として支給することになっています。対象となる方のうち、村が口座情報を把握していない方については所定の手続が必要になりますが、9月下旬から順次支給を行なう予定です。

農政課関係では、最近の米の取引価格は、昨年の猛暑により一等米比率が下がったことやインバウンド需要の影響により、上昇傾向にあると伺っておりますが、農家の皆様からは、生産コストに見合った収入には至っていないとのご意見もありますので、今後の動向を注視してまいりたいと思

います。

また、今年度末に公表が義務づけられている、地域計画・目標地図策定に関する関係者懇談会は、4月以降4回開催しております。農業委員会とも連携しながら作業を進めているところであり、おおむね11月頃には村民の皆様へ素案をお示しできる見込みであります。

林務関係ですが、今年は熊の出没が非常に多く、昼夜を問わず目撃情報が寄せられており、猟友会と担当課で組織する鳥獣被害対策実施隊が連日出動している状況です。緩衝帯整備、電柵設置、駆除などの対策により、農産物被害を抑えるとともに、警察とも連携し、住民の安全確保に努めております。

ナラ枯れ被害への対応ですが、生命、財産を守るための人家付近や遊歩道付近の対策に加え、昨年来、景観への配慮として、立ち入ることが困難な奥山の被害木伐倒処理をいたしました。被害は減少していない状況です。先月29日には、県や林業事業体等の関係者と共に現地確認を行なった上で、対策会議を開き、これまでの検証と今後の防除対策について協議しました。防除方針としては、個人所有森林への公費投入には限界があることから、危険木処理を基本とし、状況に応じて更新伐や樹幹注入の手法も取り入れることとしております。

土地改良関係では、黒豆沢土砂災害の復旧は、被災直後に災害査定が実施され、今年の営農に間に合うよう工事を進めてまいりました。工事関係者の皆様のご努力により営農時期に間に合わせることができましたが、堆積土砂が想定以上に多かったことから、本議会において補正予算を計上しておりますので、ご審議のほどお願いします。

建設課関係では、黒豆沢土砂災害の復旧は、宅地内の排土事業が予定よりもスムーズに進んでおり、現場での作業はお盆前にほぼ終了しております。

現地では、長野県姫川砂防事務所による恒久対策工事が進められておりますが、今後、村としましては、この砂防工事が円滑に行なわれますよう、地元の皆様のご協力をいただきながら、側面的な支援を行なってまいりたいと思います。

住民課関係では、3月から戸籍の広域交付が開始され、白馬村以外に本籍のある方も白馬村で戸籍の証明書の取得が可能となっております。それと同時に、戸籍の届出に係る事務手続のオンライン化も済み、戸籍システムのクラウド化も8月末でほぼ完了しました。

しかしながら、通信回線が旧式であることから通信速度が確保できず、特に外国人に係る戸籍など、多くの添付書類を要する届出では、1件の処理に長時間を要したり、証明書の広域交付ができないなど、不安定な状況が頻発しており、早急な対応が求められています。

また、この間には77年ぶりに親権の在り方を見直す改正民法が成立しました。共同親権を導入することで、先進諸国の制度に一步近づくことになります。この改正された民法は、2年以内に施行されることから、それに合わせた戸籍法の改正も必至で、住民課の窓口対応も大きく変わります。男女共同参画の意にもかなう、海外では当たり前の制度ですが、日本では全くなじみのない仕組み

であることから、知識の習得はもとより、業務内容の変化に適応する必要性を感じています。

環境衛生関係では、9月から、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の提供を開始しております。これは、ごみの収集日をお知らせする機能、ごみの種類ごとの出し方の解説のほか、ごみの分別についてよくある疑問に答えられるなど、便利な機能を満載しております。一時滞在者、そして英語にも対応していますので、外国人等も含めたごみの分別に対する理解の促進に効果を期待しております。大変便利なものに仕上がっておりますので、皆様にもぜひ実感していただきたいと思います。

上下水道課関係では、水道事業は安全、安心な水の安定供給を通じて、村民の生命と暮らしを守る重要な役割を担っていますが、管路等の老朽化が進行する中、水道施設の更新や災害への備えに多くの事業費を見込まなければなりません。

こうした状況の中、必要不可欠なライフラインである水道を次世代に確実に引き継いでいくため、白馬村上下水道事業経営審議会の答申に基づき、水道料金の改定を目的とする条例の一部改正案を本定例会に提出させていただいておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

また、事業運営の課題でもあった人材確保については、10月から技術系の正規職員1名の採用が決定しており、上下水道事業の運営に取り組むことを期待しております。

次に、教育委員会部局、最初に教育課関係ですが、神城教員住宅の解体工事は、7月に入札を行ない業者が決定し、8月下旬からは現場準備に入っており、12月下旬の竣工を予定しています。

なお、厚生連の改築計画は、今後詳細が決まると聞いておりますが、教員住宅の下にある基礎ぐいについては、今後の建築に支障がない見込みでありますので、今回の解体は通常の基礎部分までの解体埋め戻しで発注いたしました。

当初予算に計上した学校環境整備事業の学校施設工事ですが、長期休業中に施工し、北小学校のブランコ設置、南小学校のFF暖房機改修が竣工しています。

また、昨年度末から北小学校で大規模な漏水が発生しており、日中は児童が水道を使用しているため、なかなか漏水箇所が特定できませんでしたが、この春に原因を特定しました。現在は細かな箇所も含めて復旧が完了していると報告を受けています。

また、小中学校では、長野県の補助事業を活用し、防災学習を行なっています。今年度は白馬中学校が取り組んでおり、防災アドバイザーのご指導の下、避難所の運営について学習を進めていると聞いております。8月30日にはB&G体育館に模擬避難所の設営を行ない、宿泊体験が行なわれました。神城断層地震から10年がたち、節目の年になりますが、次代を担う中学生が、このような体験を通じて震災の教訓を学ぶ、よい学習ができていると報告を受けています。

子育て支援課の関係では、白馬北小放課後子ども教室に続いて開設を目指しておりました「白馬南小放課後子ども教室」の準備が整い、夏休み明けの8月29日から開設しました。今のところ、週に1回ではありますが、学年を飛び越えて遊び、過ごし、貴重な経験を積む機会の一つになることを願っております。

女性の子宮頸がんを予防する効果が期待されるHPVワクチンですが、接種の機会を逃した女性が無料で接種できるキャッチアップ接種が令和4年度から開始されており、令和7年3月末で終了します。このため、村では個別の案内通知のほか、行政公式ホームページ、広報はくば等で呼びかけてまいりましたが、8月末までの2年5か月間で対象者の約15%が接種を終了いたしました。

子育て支援施設については、令和7年度の基本計画に向けて建設予定地の簡易測量などの現状把握を実施しており、間もなく秋の植生調査を予定しております。

さらに、基本設計業務に速やかに取りかかることができるように、子育て支援施設建設に伴う開発行為となる全体利用計画に係る委託費用について補正予算を計上しておりますので、ご審議のほどをお願いします。

また、施設機能の具体的な検討を進める上で、子育て支援課の職員が、松本市、安曇野市、松川村の子育て支援施設を視察しました。その中で、子育て支援の拠点だけでなく、小学生から高校生までの幅広い居場所づくりの視点に基づいた運営や、多世代が緩やかに交流できる場など、自由度が高く、柔軟な対応が可能な運営方法が参考になったと聞いております。また、今月から開催される「子ども・子育て会議」におけるご意見やご提言も参考にしていまいりたいと考えております。

生涯学習スポーツ課関係では、8月4日にジャンプ競技場において「第2回ウォータースポーツフェスティバル」を開催し、村内外から約1,500人の参加があり、ミニプール、ウォータースライダー等の水を使った約10種類のアトラクションを楽しんでいただきました。このイベントは、ジャンプ競技場における競技以外の有効利用と親子の触れ合いの機会の創出を目的に、昨年から開催しております。海のない白馬村において、暑い夏に水と親しめるライフスポーツの推進につながっており、今後も施設の有効利用が図られるような工夫をしてまいりたいと考えております。

そのほか、8月初旬には第7回となる「NAGANO国際音楽祭」が3年ぶりに開催され、引き続き「第22回白馬国際音楽祭」が3夜連続で開催されました。これらの国際音楽祭の開催により、年々、白馬村の音楽レベルは向上し、夏のリゾートには欠かせない音楽イベントとなっております。

青鬼の伝統的建造物群保存地区の事業につきましては、平成12年策定の保存計画を「保存活用計画」として、保存地区の一層の活用を目指し、見直し作業を進めていますが、価値ある伝統的建造物に触れる機会を創出することを目的に、7月末には土壁塗りを体験できるワークショップを開催し、村内家族を中心に多くの方々から参加いただきました。今月28日には石垣の積上げを体験するワークショップを開催し、伝統ある町並みの保存を多くの方々に体験していただく予定であります。

最後に決算関係であります。決算の概要と主要な事項につきましては、認定案件の審議の際に担当課長及び会計管理者から説明させていただきますので、私からは一般会計の決算状況について、簡単に申し上げます。

決算規模は、歳入総額が70億7,100万円余り、歳出総額が69億1,500万円余りで、前

年度と比較すると歳入は1億500万円余りの増、歳出は1億1,500万円余りの増となりました。歳入から歳出を引いた形式収支は1億5,500万円余りの黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億500万円余りの黒字決算となりました。

歳入の約22%を占めます村税について若干触れますが、収入済額は15億6,200万円余りで、全ての税目において前年度を上回った結果、3,700万円余りの増額となりました。特に、固定資産税では1,300万円余り、村民税では1,200万円余り、入湯税では700万円余りの増額になっています。

徴収率は、現年分は前年度と同率の98.6%でありましたが、滞納繰越分を含む合計徴収率は、過去25年間で最高となる88.6%となっています。

収入未済額は、滞納処分を着実に進めていることから減少傾向にあり、平成19年度には最大で9億円を超えていた収入未済額は、令和5年度決算では2億円を切る1億9,900万円余りとなりました。今後も公平かつ公正な課税を前提に、適正な滞納処分を行なうことで徴収率の向上に取り組んでまいります。

歳出の面では、公約実現に向けた既存事業の拡充や新規事業の取組に加え、引き続き事務事業の見直しなどによる歳出削減に努めていることから、令和元年度から引き続き財政調整基金の取崩しをせず、前年度の余剰金処分の1億3,000万円を積み立てしました。

また、減債基金も取崩しをせず、昨年度に引き続き積み立て、両基金を合わせた年度末基金残高は16億9,900万円余りとなり、過去最高額となっています。

また、義務教育施設整備基金にも5,000万円の積立てを行なうなど、健全財政の堅持に努めております。

本定例会に提出します案件は、報告、承認各1件、議案11件、決算認定6件であります。議案等につきましては担当課長等に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

△日程第5 決算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第5 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第47号及び議案第48号並びに認定第1号から認定第6号までの議案及び認定案件は、いずれも令和5年度の決算認定に係る議案及び認定案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号並びに認定第1号から認定第6号までの議案及び認定案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第6 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてご説明申し上げます。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

おめくりいただきまして、専決第13号の内容ですが、令和6年7月16日午後4時頃、白馬村子育て支援ルーム駐車場において草刈り作業をしていた本村職員が飛ばした小石により、損害賠償請求者が所有する乗用車の右側後部窓ガラスを損傷させたものです。

村は、損害賠償請求者との示談により、本件に関する一切の損害賠償金として車両の修理代金4万2,020円を賠償したものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第4号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

日程第7 承認第12号は承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第7 承認第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第12号は委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決することにいたします。

△日程第7 承認第12号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告につ

いて

議長（太田伸子君） 日程第7 承認第12号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 承認第12号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和6年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月3日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,929万7,000円としたものでございます。本補正予算は、永原選手のパリオリンピック出場に関する費用と、去る7月7日に開催された第66回長野県消防ポンプ操法大会への出場に係る費用でございます。

議案の最後のページ、歳出明細を御覧ください。

2款7項3目スポーツ振興事業111万6,000円の増額は、オリンピック出場に伴う激励金30万円のほか、現地応援のため、パリへの旅費、壮行会及びパブリックビューイングに要する費用でございます。

なお、財源としましては、ふるさと白馬村を応援する基金83万円を充当しております。

続いて、8款1項1目非常備消防事業97万4,000円の増額は、団員報酬40万円のほか、食糧費と県大会出場分団が購入する操法に係る備品、消耗品に充てるための負担金であります。

戻りまして5ページ、歳入明細を御覧ください。

この補正予算の財源につきましては、先ほど説明した、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金のほか、19款1項1目繰越金を財源としております。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第12号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを報告の

とおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、承認第12号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第8 議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

議長(太田伸子君) 日程第8 議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、野平辺地に係る計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

次のページを御覧ください。

辺地対策総合整備計画、野平辺地において当初予定しておりました青鬼地区の土蔵の修理につきまして、事業量の増加や物価高騰などの理由により、事業費、財源内訳及び辺地対策事業債予定額を変更するものであります。

事業費につきましては、計画策定時の予定額500万円から1,585万7,000円に増額し、それに伴い特定財源を804万4,000円、一般財源を745万3,000円に増額します。また、一般財源のうち、辺地対策事業債予定額を計画策定時の230万円から730万円とするものであります。

説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

戻ります。日程第8の説明に戻っていただいておりますか。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 申し訳ございませんでした。財源内訳でございますけれども、特定財源のところ265万円を840万4,000円に増額しております。先ほど804万4,000円と申し上げましたけれども840万4,000円の誤りでございます。

以上です。

議長(太田伸子君) 数字の訂正がありました。

もう一度、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明を申し上げます。

本改正は、北アルプス広域連合規約の一部を変更したいことから、地方自治法第291条の11の規定により構成市町村において議決を求めるものでございます。

北アルプス広域連合規約の一部改正につきましては、介護老人保健施設「虹の家」の運営に係る管理運営費について関係市町村の負担が必要となったことから、規約の別表に管理運営費の項目及び市町村の負担割合を追加するものでございます。

議案の最終ページ、新旧対照表を御覧ください。

変更の内容につきましては、介護老人保健施設「虹の家」の運営について、開設当初からの職員を中心に高年齢化による人件費の増や、市立大町総合病院への管理運営委託料の増等の理由から虹の家事業基金の繰入れにより基金が減少し、今年度中に運営財源が枯渇することが見込まれ、管理運営を行なうに当たり市町村負担が必要となったことから、第17条第2項に規定する市町村の負担割合の別表中（8）次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務のオ、介護老人保健施設の負担割合に管理運営費の項目を追加し、市町村の負担割合を人口割100%と規定するものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、令和6年11月1日とするものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明します。

変更の趣旨ですが、昨年12月のマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和6年

12月2日に現行の被保険者証の発行が終了することを受けて、広域連合及び関係市町村が行なう事務を定めた規約を改めるもので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

1ページ目の第4条及び2ページ目の別表第1において、広域連合の処理する事務として被保険者証の文言を含むもの及び個別に列挙するまでもなく高齢者医療確保法にて明確である事務について列挙するのをやめ、高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行なうものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務と書き換えるものです。

改め文に戻っていただき、附則として、施行期日を令和6年12月2日とするものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本議案は、村民の命と暮らしを支える水道事業において持続可能な事業経営を行なうべく、適正な料金水準による給水収益の確保を目的として水道料金及び加入分担金の改正を行なうものです。

主な改正内容を説明しますので、新旧対照表6分の2ページを御覧ください。

第9条、料金の額では、水道の料金表の改正になります。新料金表では、体系を用途別から口径別に改め、基本料金に含まれていた基本水量5立方メートルを廃止し、口径別に基本料金を設定します。使用水量によって単価が変わる従量料金は現行のままとなりますが、一般家庭及び小口利用者への配慮で、口径13ミリから25ミリまでの5立方メートル以下の従量料金については定額設定とします。

おめくりいただき、第10条、語句の改正で、「量水器」を「水道メーター（以下「メーター」という。）」に改めます。

6分の4ページの第12条、臨時使用の場合の概算料金の予納について定めた本条文は削除します。

第13条の3、分担金の額では、加入分担金表を改め、現行の用途別から口径別の料金設定とするとともに、分担金表の額に消費税が含まれていることを規定します。

その他、表記と語句の整理を行ないました。

改め文の附則ですが、施行期日は令和7年1月1日とし、水道料金と加入分担金について経過措置を設けています。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。

改正の趣旨は、番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い所要の改正を行なうもので、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるものです。

内容について説明します。新旧対照表を御覧ください。

第14条で、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の表記の削除と、それに関する表記を改正します。

改め文に戻っていただき、附則第1条として、施行期日を令和6年12月2日とするものです。

附則第2条は罰則の適用に関する経過措置を明記して、この条例の施行の日前の保険税を納付しない者に対する保険証の返還については、本条例施行後も適用する旨、定めたものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億765万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億7,695万3,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細を御覧ください。主なものについてご説明を申し上げます。

1款1項1目個人村民税2,746万円の増額は、9款1項1目定額減税減収補填特例交付金で見込んでいた減税分が想定より少なかったことから増額するものであります。

10款1項1目地方交付税1,913万9,000円の増額は、普通交付税及び特別交付税の算定により増額となったものです。

9ページ、14款1項3目災害費国庫負担金2,001万円の増額は、6月30日発生豪雨災害で被災した村道の復旧事業に対する国庫負担金です。

10ページにかけまして、14款2項6目総務費国庫補助金1,030万6,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金やローカル10,000プロジェクトに対する国庫補助金などの増によるものであります。

15款2項4目農林水産業費県補助金3,950万円の増額は、6月30日発生豪雨災害及び黒豆沢土砂災害に対する農地等の復旧事業に対する補助金となります。

12ページ、20款5項1目雑入4,378万6,000円の増額は、北アルプス広域連合過年度還付金2,373万9,000円、新型コロナワクチン接種に対するワクチン接種体制等整備助成金1,245万円の増額等であります。

21款1項村債につきましては、5目土木債15節緊急防災・減災事業債の減額は、地域生活改善施設大出センターの改修工事に対する借入起債を17節の公共施設等適正管理推進事業債に変更したことによるものであります。

続きまして、14ページからの歳出明細を御覧ください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金の増額、減額は、4月の人事異動に伴う職員の配置などにより人件費を組み替えるものであります。また、会計年度任用職員の人件費につきましても同様でございます。人件費の組み替えに関しては説明を割愛させていただきまして、それ以外の主な事業につきまして説明欄により説明をさせていただきます。

15ページにかけまして、2款1項6目企画一般事業991万円の増額は、ローカル10,000プロジェクト事業に対する白馬村地域経済循環創造事業補助金の増額が主なものであります。

白馬高校支援事業1,187万円の増額は、当初の見込みより寮生が増加したことに伴う負担金の増額が主なものであります。

16ページ、9目地球温暖化対策事業220万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時

交付金を活用し、白馬村の気候変動対策事業の進展と、域内のCO₂排出量の高い観光事業者の排出量の可視化と削減策の検討という課題解決を図るための委託料の増額であります。

18ページ、2款7項3目スポーツ振興事業500万円の増額は、企業版ふるさと納税の寄附金額確定に伴う増額であります。

21ページ、3款2項2目子育て支援施設建設事業220万円の増額は、子育て支援施設建設に伴う開発行為における全体利用計画に係る委託料の増額であります。

22ページ、4款1項2目保健予防事業2,067万3,000円の増額は、新型コロナワクチン費用の見直しに伴う健診等委託料の増額が主なものであります。

24ページ、5款2項1目森林病虫害等防除事業398万円の増額は、どんぐり地区、和田野地区、みそら野地区、八方尾根スキー場内のナラ枯れ被害に緊急に対応するための委託料、負担金などの増額であります。

24ページから25ページにかけまして、6款1項1目デマンドタクシー運行事業317万7,000円の増額は、共創モデル実証プロジェクト事業の採択により行ないますデジタル定期券システム構築に係る委託料の増額が主なものであります。

3目の21観光戦略事業464万3,000円の増額も、共創モデル実証プロジェクト事業採択によります白馬―松本間臨時便運行委託料等の増額によるものであります。

デジタル田園都市国家構想交付金事業800万円の減額は、事業採択により事業費確定に伴う減額であります。

27ページ、7款2項2目除雪機械整備事業3,619万円の増額は、除雪機械新規購入による増額であります。

少々飛びまして、31ページ、10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧事業4,135万円の増額は、6月30日発生豪雨災害による村道の復旧工事に係る工事費等の増額であります。

10款8項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業3,558万4,000円の増額は、黒豆沢土砂災害に係る工事費の増額分であります。

最終ページ32ページ、10款8項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業1,368万円の増額は、6月30日に発生しました豪雨災害による農地等の復旧工事に係る工事費等の増額であります。

お戻りいただきまして、5ページを御覧ください。

第2表、地方債補正であります。まず上段であります、除雪機械更新事業として、新たに除雪機械を購入するために限度額を追加するものでございます。

下段の臨時財政対策債は発行可能額の確定による限度額の減額、公共施設改修事業は地域生活改善施設大出センターの改修工事増工分による限度額の増額、災害復旧事業は、6月30日発生の豪雨災害によります村道・農地等による農地に対する災害復旧事業及び黒豆沢土砂災害の農地等に対

する復旧事業の増工分による限度額の増額であります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第14 議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億8,668万5,000円とするものです。

それでは、5ページの歳入明細をお開きください。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金316万4,000円の減額は、6款の前年度令和5年度の繰越金が確定し増額となったため、財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

7款3項5目雑入514万2,000円の増額は、令和5年度に長野県国民健康保険団体連合会へ支払った療養給付費審査支払手数料が精算により還付されたことによるものです。

それでは6ページの歳出明細を御覧ください。6款1項3目保険給付費負担金等償還金514万4,000円の増額は、歳入で補正しました諸収入の還付金について、支出時の財源が長野県から交付された普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するため、当初予算計上額に不足する額を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第2条として、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額、収益的収入で1款水道事業収益に158万3,000円を追加し、3億2,580万5,000円とし、収益的支出で1款水道事業費用を241万8,000円追加し、3億668万8,000円とします。

第3条では当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億7,795万4,000円に改め、資本的支出の予定額の1款資本的支出に1億179万9,000円を追加し、2億8,447万6,000円とするものです。

この補正は、収益的収入及び支出では電力価格の高騰対策交付金として収入の増額、支出では資材費等の高騰による工事請負費の増額及び会計年度任用職員から技術系正規職員1名の採用による人件費の増額。資本的支出では投資有価証券購入費の計上が主なものです。

第4条として当初予算第8条に定める職員給与費を人事異動により183万5,000円増額し、5,385万2,000円とするものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第2条として、当初予算第3条に定めた収益的収入の予定額、1款下水道事業収益を100万円増額し、4億8,624万7,000円とするものです。この補正は電力価格高騰対策交付金として収入の増額となります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号から議案第46号までは、お手元に配付いたしました令和6年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第46号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第17 議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

△日程第18 議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長(太田伸子君) お諮りいたします。日程第17 議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第18 議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号は一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長(廣瀬昭彦君) 議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

令和5年度未処分利益剰余金は、令和4年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた1億8,698万6,211円となっております。令和5年度未処分利益剰余金のうち9,980万9,000円を資本金に組み入れ、8,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの額7,17万1,621円は翌年度へ繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号の説明は以上になります。

続きまして、議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

令和5年度未処分利益剰余金は、令和4年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた3,271万2,616円となっております。

令和5年度未処分利益剰余金のうち3,000万円を建設改良積立金に積み立て、残額の2,71万2,616円は翌年度への繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業

法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより認定案件の審議に入ります。

△日程第19 認定第1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第4号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第5号 令和5年度白馬村水道事業会計決算認定について

△日程第24 認定第6号 令和5年度白馬村下水道事業会計決算認定について

議長（太田伸子君） お諮りいたします。日程第19 認定第1号から日程第24 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までを一括議題とすることに決定いたしました。

最初に、日程第19 認定第1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。初めに田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 認定第1号から認定第6号までの案件は、先ほど決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定しましたので、詳細につきましては決算特別委員会でご説明することとしまして、それぞれの会計の決算の主要事項をご説明させていただきます。

それでは、認定第1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。私からは決算の概要をご説明申し上げ、内容につきましては会計管理者が説明をしてまいります。

それでは、決算書、お手元にご用意ください。

歳入歳出決算書の96ページ、お願いします。実質収支に関する調書でございます。令和5年度

の歳入総額は70億7,159万4,902円に対して、歳出総額は69億1,596万4,300円となり、歳入歳出差引額は1億5,563万602円であります。

このうち翌年度への繰越財源であります繰越明許費繰越額が5,013万1,000円ありますので、差引き実質収支額は1億549万9,602円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2に基づく歳計剰余金処分による基金繰入額は5,500万円であります。

次に97ページ、財産に関する調書をお願いします。土地の増減であります。本庁舎の敷地において役場正面駐車場の一部に国有財産があり、このたび払下げを受けたことによりまして増加しております。

また、山林、雑種地の減少は、昨年12月議会定例会でお認めをいただきました神城県行造林の契約期間満了に伴うもので、当時の神城村と飯森部落で取り交わした契約に従い、所有権を飯森区へ返還したことによるものであります。

1ページをおめくりいただきまして、98ページを御覧ください。右半分のほうです。2、物品の移動でございますけれども、マイクロバス1台を購入しましたが、既存の1台を処分いたしましたので自動車の決算年度中の増減はございませんでした。

また、塩カル散布車につきましても、1台を購入しましたけれども、既存の1台を処分いたしましたので増減はございません。

次に、3、基金でございますが、令和5年度末の基金現在高は財政調整基金が13億4,078万円余り、減債基金が3億5,876万円余り、福祉基金が1億3,769万円余り、義務教育施設整備基金が3億2,587万円余り、企業版を含みますふるさと白馬村を応援する基金は、総額で8億141万円余り、合計で30億9,186万598円であります。

続きまして、主要な施策の成果説明書のほうでご説明を申し上げますので、お手元にご準備をお願いします。

1ページのほうをお開きください。目次の後、1ページでございます。

3番の歳入でございます。1ページをめくりまして、2ページ（2）村税でございますが、前年度比3,709万円余りの増となりました。村民税、固定資産税、入湯税が伸びておりますけれども、特に入湯税は16.5%の増となっております。

（3）各種交付金・地方交付税ですが、株式等譲渡所得割交付金が前年度比206万円余り66.9%の大幅な増となりました。特別交付税を含めました地方交付税は、前年度比1億9,757万円余り、8.2%の減となりました。普通交付税は基準財政収入額が増加したことから減少しているもので、特別交付税は市町村の特殊事業に対して交付されますことから、事業量などによりまして交付額は毎年変動をしております。

（4）国庫支出金、県支出金ですけれども、国庫支出金は前年度比6,560万円余り8.2%の減。県支出金につきましても、前年度比1億3,979万円余り、29%減少をしております。共

に新型コロナウイルス感染症に係る交付金の減額が主な要因であります。

(5) 寄附金でございますけれども、一般寄附金を含む寄附金は前年度比3,680万7,000円、6.6%の増額であります。ふるさと白馬村を応援する寄附金と、ふるさと白馬企業化支援協働のまちづくり寄附金、企業版ふるさと寄附金は、いずれも過去最高の寄附額を達成をしております。

3ページに入りまして(7)村債でございますけれども2億4万円、116.8%の増額であります。繰り越した事業に対する起債の借入れもありましたことから、昨年度より増加しているものであります。

続きまして、4番の歳出でございます。

(1) 性質別歳出の状況につきまして、増減の多いものを主に説明をまいります。

③維持補修費ですけれども、前年度比2,265万円余り、6.9%の増であります。今年3月に入りましてから、降雪の影響によりまして除雪委託料の増額などによるものであります。

一番下、⑦積立金でございますが、前年度比7,559万円余り11.4%の減であります。財政調整基金への積立を予算化しなかったことが主な要因でございますが、令和4年度実質収支額から1億3,000万円を積み立てしておりまして、積立残高自体は増加をしているものでございます。

おめくりいただき4ページ、⑩普通建設事業費ですが2億4,185万円、76.7%の増でございます。大川用水小水力発電事業の工事が始まったことやウイング21の大規模改修工事、除雪機器の購入などによるものでございます。

⑪災害復旧事業費は皆増でございます。令和5年8月20日及び9月10日に発生しました豪雨災害、また、12月16日に発生しました黒豆沢土砂災害に係る工事費等でございます。

続きまして、5ページ、5番の財政構造に移ります。

(1) 標準財政規模は37億9,310万円余りで、前年度比2,459万円余り、0.6%の減となりました。

(2) 財政力指数は0.417で前年度比0.009ポイントの減となっております。

(3) 経常収支比率は80.1%で前年度比0.9ポイントの増となっております。

(4) 財政調整基金と減債基金でございますが、財政調整基金は、令和4年度会計の実質収支額から1億3,000万円を積み立ていたしまして、令和元年度から引き続き取り崩しておりません。減債基金は、財政安定化に向けて予定する繰上償還を見据えまして8,007万6,000円を積み立てをしております。令和5年度末の現在高は、財政調整基金が13億4,078万円余り、減債基金は3億5,876万円余りであります。両基金の合計額は過去最高の16億9,955万円余りとなっております。

一番下の(5)その他、特定目的基金ですが、令和5年度末の総額は13億4,799万円余りであります。令和5年度の主なものは義務教育施設整備基金へ5,005万円余り、福祉基金へ1,000万円、地域情報化施設基金へ698万円余りを積み立てをしております。そのほか企業

版を含みますふるさと納税制度の活用により、ふるさと白馬村を応援する基金へ過去最高額となります4億3,696万円余りを積み立てております。

6ページお願いします。(6)村債現在高でございますけれども、令和5年度末の村債現在高は58億3,053万円余りで、前年度比3億5,980万円余り、5.8%の減となりました。健全財政を堅持するため新規発行債を元金償還額以下としたことによるものでございます。

(7)実質公債費比率等ですが、実質公債費比率は3か年平均値15.6%となりました。単年度数値で見ますと16.4%で、前年度比0.1ポイントの減となっております。元利償還金の減や、公営企業への繰出しのうち、下水道供用開始から30年が経過したことによりまして高資本費対策の経費が繰出基準に計上されなくなったことが主な要因となっております。

また、将来負担比率は4.7%で、前年度比17ポイントの減となっております。地方債現在高の減、控除する充当可能基金の増などによるものが要因でございます。

6番の繰越明許費ですが、令和5年度から令和6年度への繰越事業はスノーハープ維持管理事業や物価高騰対応重点交付金事業、また、黒豆沢土砂災害に関連する事業や災害復旧事業など20事業で、合計で2億5,936万7,000円でございます。

私からの説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 続きまして、太田会計室長。

会計管理者会計室長(太田俊祉君) それでは、引き続き歳入歳出の主な内容について、決算書にてご説明をさせていただきます。

決算書の6ページをおめくりいただき、一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入であります。

1款村税は決算額15億6,259万2,638円、不納欠損額164万3,347円、収入未済額1億9,961万4,119円で、収入未済額は冒頭の村長のご挨拶にもありましたとおり、2億円を切っております。決算額の内訳は、1項村民税4億5,267万8,236円、2項固定資産税9億4,718万9,712円、3項軽自動車税3,884万2,148円、4項村たばこ税7,329万9,592円、7ページにお移りいただき、5項入湯税5,058万2,950円であります。

2款地方譲与税は決算額7,489万4,000円、おめくりいただき、8ページ、6款法人事業税交付金は2,599万8,000円、7款地方消費税交付金は2億4,164万3,000円。一番下の段、10款地方交付税は21億9,874万3,000円。

9ページにお移りいただき、12款分担金及び負担金は決算額8,481万649円で、主なものは1項負担金では保育所保育料や一時保育料、放課後児童クラブ負担金など児童福祉費負担金が1,697万円余り、おめくりいただき、10ページ、土地改良事業受益者負担金が2,150万円、学校給食費負担金が3,416万円余りであります。

13款使用料及び手数料は決算額5,907万3,915円で、主なものは1項使用料でジャンプ競技場リフト使用料が1,868万円余り、ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料が697万円余り、11ページ、公有財産占用料が705万円余りであります。

ページ下段、14款国庫支出金は決算額7億3,625万9,699円で、主なものは1項国庫負担金で児童手当国庫負担金が8,346万円余り、おめくりいただき12ページ、障害者自立支援給付負担金が6,784万円余り、新型コロナウイルスワクチン接種負担金が1,459万円余りであります。2項国庫補助金では子供のための教育・保育給付国庫交付金が3,696万円余り。

13ページ、就学前教育・保育施設整備交付金が5,815万円余り、繰越事業として防災安全交付金が7,221万円余り、おめくりいただきまして、14ページ。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8,114万円余り、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1億2,006万円余り、3項国庫委託金では、ナショナルトレーニングセンター委託金が1,808万円余りとなっております。

15ページにお移りいただき、15款県支出金は決算額3億4,219万5,918円で、主なものは1項県負担金で、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金が5,802万円余り、自立支援給付、医療給付など、身体障害者福祉費負担金が3,724万円余り、児童手当負担金が1,698万円余りです。

2項県補助金では、おめくりいただき16ページ、ページの中ほど、子供のための教育・保育給付交付金が単独分も含め2,395万円余り、17ページにお移りいただき、ページ中ほど、多面的機能支払交付金が2,427万円余り、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金が1,311万円余りであります。

おめくりをいただきまして18ページ、3項県委託金ではジャンプ競技場管理委託金が5,683万円余り、県民税徴収委託金が1,637万円余りです。

下段16款財産収入は決算額2,378万6,900円で、主なものは、19ページにお移りいただき、1項財産運用収入で指定管理対象施設貸付収入が1,159万円余りです。

ページ下段、17款寄附金は決算額5億9,124万6,940円で、主なものは、おめくりいただき20ページ、ふるさと白馬村を応援する寄附金が5億4,492万円余り、協働のまちづくり寄附金が1,102万円余り、企業版ふるさと寄附金が3,460万円となっております個人、企業版とも過去最高の寄附額となっております。

18款繰入金は決算額4億2,277万9,953円で、令和5年度におきましては財政調整基金繰入金と減債基金繰入金はございませんでした。主な繰入金としましては、福祉基金繰入金が2,569万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金が3億9,158万円余りとなっております。

21ページ、19款繰越金は明許繰越事業分も含み決算額1億3,486万827円。20款諸

収入は決算額1億7,868万4,463円です。主なものといたしましては、おめくりいただき、22ページを御覧ください。3項貸付金元利収入で白馬村商工振興資金預託金回収金が1,500万円、4項受託事業収入で介護保険地域支援事業受託金が3,929万円余り、5項雑入で23ページにお移りいただき、ページ中ほど、北アルプス広域連合過年度還付金が1,500万円余り、子ども第三の居場所に係るB&G財団助成金が2,500万円などとなっております。

おめくりいただき24ページ、21款村債は決算額3億7,129万7,000円で、主なものとしては臨時財政対策債が2,339万円余り、北アルプス広域連合で建設するごみ処理施設に対する負担金に伴う廃棄物対策事業債が6,970万円、25ページにお移りいただき、道路新設改良事業などに伴う公共事業等債が繰越し分も含めて5,910万円、道路の舗装工事に伴う緊急自然災害防止対策事業債が6,790万円であります。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明します。決算書はおめくりいただき26ページを御覧ください。

1款1項1目議会費7,488万9,321円は、議員12名分の報酬と手当、一般職員2名の人件費が主なものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億4,508万1,242円は、27ページにかけまして、特別職2名、一般職員14名及び会計年度任用職員の人件費、おめくりいただきまして28ページ。11節役務費の通信運搬費で1,049万円余りが主なものです。

29ページの下段、2目財産管理費7,861万4,144円は、30ページにかけまして会計年度任用職員の人件費、おめくりいただきまして30ページ、13節使用料及び賃借料で庁舎空調設備等リース料2,255万円余り、14節工事請負費で庁舎エレベーター改修工事費1,051万円余りが主なものです。

31ページ下段、6目企画費4億4,462万9,147円は、おめくりをいただきまして32ページ、11節役務費でふるさと納税事業の返礼品送料等1,787万円余り、12節委託料で返礼業務委託料2億5,251万円余り、33ページにお移りいただきページの下段、18節負担金補助及び交付金で北アルプス広域連合経常費負担金1,540万円余り。

おめくりをいただきまして34ページ、ページの中段。白馬山麓事務組合等負担金6,694万円余りが主なものでございます。

35ページ、8目電算業務費6,677万7,685円は、12節委託料で電算総合行政システム業務委託料1,497万円余り、自治体セキュリティ強化対策更新委託料3,102万円、18節負担金補助及び交付金で庁内システム広域設置負担金1,232万円余りが主なものです。

9目環境政策費1,516万2,990円は、おめくりをいただきまして36ページ、14節工事請負費で役場急速充電設備更新工事費847万円が主なものです。2項徴税费1目税務総務費5,293万5,760円は一般職員8名及び会計年度任用職員の人件費が主なものです。

37ページ2目賦課徴収費3,965万9,475円は、12節委託料で賦課収納業務電算委託料1,974万円余り。

おめくりいただき38ページ、地番図更新等委託料861万円余りが主なものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費2,112万3,361円は、12節委託料で電算システム委託料266万円余り、13節使用料及び賃借料で戸籍システム使用料等331万円余り、39ページ、18節負担金補助及び交付金で共同サーバー維持管理に要する北アルプス広域連合負担金465万円が主なものです。

1枚おめくりいただきまして40ページ、7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費1,544万1,630円は、一般職員と会計年度職員、それぞれ1名分の人件費等でございます。

2目施設管理費1億5,355万4,068円は、41ページ、10節需要費でジャンプ競技場リフト等の修繕費1,827万円余り、12節委託料でジャンプ競技場管理委託料6,625万円余り、スノーハープの維持管理委託料1,270万円余り、14節工事請負費でスノーハープ法面等の施設改修工事費2,783万円余りが、主なものです。

3目スポーツ事業振興費3,209万9,446円は、おめくりをいただきまして42ページ、7節報償費で37名へのスポーツ功労賞等として80万円、18節負担金補助及び交付金で、各種スポーツイベントや事業への負担金及び補助金3,125万円余りが主なものです。

43ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1億9,800万3,967円は、一般職員3名分の人件費のほか、おめくりいただきまして44ページ、18節負担金補助及び交付金で、白馬村社会福祉協議会補助金2,329万円余り、物価高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して行なわれた各種給付金支援事業、計1億2,075万円余りが主なものです。

2目老人福祉費3,778万8,082円は、45ページ、12節委託料で乗合タクシーに係る運行委託料1,044万円余り、19節扶助費で、おめくりをいただきまして46ページの最上段、老人福祉施設入所者5名の措置費1,217万円余りが主なものです。3目障害者福祉費1億6,404万6,685円は、19節補助費で47ページ、障害サービスの各種給付費用に係る自立支援給付費1億2,460万円余り、児童福祉給付費2,092万円余りが主なものです。

4目社会福祉施設費2,437万3,485円は、白馬村保健福祉ふれあいセンターの維持管理に係る経常経費のほか、おめくりいただきまして48ページ、18節負担金補助及び交付金で、養護老人ホーム鹿島荘の運営費用に係る北アルプス広域連合負担金185万円余りが主なものです。

5目介護保険費2億478万2,873円は、保健師1名及び会計年度任用職員の人件費のほか、49ページ、18節負担金補助及び交付金で北アルプス広域連合への介護保険事業運営負担金1億6,477万円余り、社会福祉協議会負担金1,529万円余りが主なものです。

6目住民総務費2億4,324万8,714円は、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療

に係る療養給付費負担金 8,188 万円余り、おめくりをいただきまして 50 ページ。27 節繰出金で、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金 1 億 255 万円余り、後期高齢者医療特別会計への繰出金 2,644 万円余りが主なものです。

7 目福祉医療費 4,522 万 622 円は、19 節扶助費で 18 歳以下の子供、母子等、障がい者等への医療給付費 4,264 万円余りが主なものです。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 3 億 1,661 万 5,628 円は、一般職員 3 名及び会計年度任用職員の人件費のほか、51 ページの下段、18 節負担金補助及び交付金で白馬幼稚園へ給付する施設型給付費 6,203 万円余り、ファミリアはくば及びサンライズキッズ保育園白馬園へ給付する地域型保育給付費 2,584 万円余り、おめくりをいただきまして、52 ページ、サンライズキッズ保育園白馬園の保育所等整備補助金 6,470 万円余り、19 節扶助費で児童手当 1 億 649 万円が主なものです。

2 目子育て支援費 4,869 万 1,812 円は、一般職員 2 名分の人件費、子育て世代包括支援センターの運営費のほか、53 ページ、18 節負担金補助及び交付金で施設の建設整備に対する子ども第三の居場所事業補助金 2,500 万円が主なものです。

3 目保育所費 1 億 6,260 万 2,339 円は、しろうま保育園と子育て支援ルームに係る一般職員 13 名及び会計年度任用職員の人件費、運営経費のほか、10 節需用費で、おめくりをいただきまして 54 ページ、給食等賄材料費 1,021 万円余りが主なものです。

55 ページにお移りいただき、下段、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目環境衛生費 6,647 万 2,015 円は、おめくりをいただきまして 56 ページ、18 節負担金補助及び交付金で北アルプス葬祭場の運営に係る北アルプス広域連合負担金 455 万円余り、合併処理浄化槽整備事業補助金 1,194 万円余り、水道事業に対して交付した公営企業電力価格高騰対策支援事業 878 万円が主なものです。

2 目保健予防費 7,102 万 6,944 円は、保健師 2 名と会計年度任用職員の人件費のほか、57 ページ下ほど、12 節委託料で健康診断や高齢者予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種等の健診等委託料 2,565 万円余り、22 節償還金利子及び割引料で国庫負担金返還金 2,167 万円余りが主なものです。

おめくりをいただきまして 58 ページ、4 目母子健康費 4,472 万 7,381 円は、母子保健事業及び予防接種事業等に係る一般職員 2 名及び会計年度任用職員の人件費のほか、59 ページ、12 節委託料で健診等委託料 949 万円余り、18 節負担金補助及び交付金で出産・子育て応援交付金 500 万円が主なものです。

2 項清掃費 1 目塵芥処理費 3 億 502 万 7,945 円は、おめくりをいただきまして 60 ページ、11 節役務費で焼却灰、ガラス、陶器くず等の埋立て処分に係る一般廃棄物処理手数料 829 万円余り、12 節委託料でごみの収集運搬に係る塵芥処理委託料 4,317 万円余り、18 節負担金補

助及び交付金で、ごみ処理広域化に伴う北アルプス広域連合負担金2億4,558万円余りが主なものです。

2目し尿処理費7,808万7,000円は、し尿処理の運営管理に係る費用としての白馬山麓事務組合への負担金です。

61ページ、5款農林業費1項農業費1目農業委員会費1,061万4,238円は、一般職員1名及び会計年度任用職員の人件費のほか、1節報酬で農業委員等報酬261万円余りが主なものです。

2目農業総務費3,606万5,618円は、一般職員5名分の人件費と18節負担金補助及び交付金で、大北地区農業振興協議会負担金等225万円余りが主なものです。

3目農業振興費5,465万707円は、おめくりをいただきまして62ページ、会計年度任用職員の人件費のほか、18節負担金補助及び交付金で、63ページの中ほど、物価高騰対応重点支援臨時交付金事業を活用し、味噌窯等の更新のための特産品開発団体支援事業負担金1,371万円余りが主なものです。

4目農地費1億6,547万3,713円は、12節委託料で北城北部地区ほ場整備に係る調査設計委託料1,750万円余り、おめくりをいただきまして64ページ、14節工事請負費で犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業工事費6,300万円、18節負担金補助及び交付金で多面的機能支払交付金3,210万円余り、ほ場整備事業等負担金3,010万円が主なものです。

65ページ、2項林業費1目林業振興費3,153万3,521円は、12節委託料でナラ枯れ被害木伐倒委託料602万円余り、内山地区森林整備事業委託料290万円余りが主なものです。

おめくりをいただきまして66ページの下段、3項地籍調査費1目地籍調査事業費1,837万2,962円は、一般職員2名分の人件費が主なもので、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、測量基準点が移動したため、事業が翌年度へ繰越しになりました。

67ページ、6款観光商工費1項観光費1目観光総務費3,136万648円は、一般職員3名及び会計年度任用職員の人件費と、16節公有財産購入費294万円余りが主なものです。

おめくりをいただきまして68ページ、2目観光施設整備費3,386万3,371円は、10節需用費で白馬岳頂上宿舍天井の修繕等に要した山岳観光施設修繕費254万円余り、12節委託料で山岳観光施設維持管理委託料419万円余り、平地観光施設管理等委託料282万円余り、八方池山荘建替整備運営事業の官民連携事業導入調査委託料1,635万円余りが主なものです。

69ページ、3目観光宣伝振興費1億744万165円は、12節委託料で観光地経営会議運営支援委託料369万円余り、18節負担金補助及び交付金で、白馬村観光局や広域観光団体に対する負担金、ナイトデマンドタクシー事業に関する負担金、計1億173万円余りが主なものです。

おめくりをいただきまして71ページ、2項商工費1目商工振興費6,262万4,496円は、18節負担金補助及び交付金で信用保証協会保証料補給負担金656万円余り、経営改善普及事業

補助金 785 万円余り、創業支援事業補助金 725 万円余り、おめくりをいただきまして 72 ページ、物価高騰対応事業として、備考欄に括弧書きで物価高騰対応と記載した山小屋空輸費高騰対策事業、夏のデマンドタクシー運行支援金事業、観光団体誘客支援事業等を実施、その総額が 2,355 万円余り、20 節貸付金で白馬村商工振興資金預託金 1,500 万円が主なものです。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 5,397 万 5,035 円は、一般職員 5 名分の人件費などが主なものです。

73 ページ、2 項道路橋梁費 2 目道路維持費 3 億 4,671 万 8,387 円は、会計年度任用職員の人件費のほか、12 節委託料で除雪委託料 2 億 4,882 万円余り、こちらは今年 3 月に入ってから降雪量が増えたことが原因で、前年比で 2,100 万円ほどの増となっております。

おめくりをいただきまして 74 ページ、14 節工事請負費で村道関連の維持補修工事費 2,247 万円余り、17 節備品購入費で塩カル散布車購入費 2,640 万円が主なものです。

3 目道路新設改良費 2 億 4,468 万 380 円は、14 節工事請負費で大和出踏切の改良工事費 1 億 4,900 万円余りなど、計 2 億 2,942 万円余りの支出が主なものです。

75 ページ下段、4 項都市計画費 1 目都市計画総務費 2,023 万 9,680 円は、12 節委託料で都市計画基礎調査業務委託料 572 万円及び都市計画基盤図修正事業委託料 902 万円が主なものです。

おめくりをいただきまして 76 ページの中段、3 目公共下水道事業費 3 億 4,103 万円は、27 節繰出金で一般会計から下水道事業会計への繰出金 3 億 3,550 万円が主なものです。

77 ページにお移りいただき、8 款 1 項消防費 1 目非常備消防費 3,403 万 8,995 円は、1 節報酬で消防団員報酬 1,648 万円余り、4 節共済費で消防団員等公務災害補償掛金等 604 万円余りが主なものです。

おめくりをいただきまして 78 ページ、2 目広域常備消防費 1 億 5,927 万 2,600 円は、北アルプス広域連合等への負担金。

79 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費 1 億 2,925 万 3,073 円は、教育長、一般職員 4 名及び会計年度任用職員の人件費のほか、おめくりをいただきまして 80 ページ、10 節需用費で学校の屋根や漏水などの修繕費が 430 万円余り、14 節工事請負費で体育館の放送設備や教室の床塗装などの工事費 738 万円余り、17 節備品購入費で小学校のクロスカントリースキー靴や中学校の予備用パソコンなどの購入費 379 万円余りが主なものです。

また、将来の負担に備え、81 ページ、24 節積立金で義務教育施設整備基金に利子を含め 5,005 万円余りを積み立てております。

2 項小学校費 1 目学校管理費 2,324 万 2,190 円は、会計年度任用職員の人件費のほか、南北小学校の維持管理に係る経常経費です。

2 目教育振興費 8,291 万 1,909 円は、南北小学校の教育振興に係る費用で会計年度任用職

員の人件費のほか、おめくりをいただきまして８２ページの下段、１２節委託料でスクールバス運行に係る業務委託料１,８６０万円余り。なお、令和５年度は小学生の夏冬の運行に加え、クラブ活動等で帰宅時間にＪＲ運行がない生徒などの乗車を実証いたしました。

８３ページにお移りいただき、下段、３項中学校費１目学校管理費１,２６４万７６１円は、会計年度任用職員の人件費のほか、中学校の維持管理に係る経常経費です。

おめくりをいただきまして８４ページ、２目教育振興費４,５５８万４,２２２円は、会計年度任用職員等の人件費のほか、８５ページの下ほど、１３節使用料及び賃借料で情報教育環境整備事業リース料１,０８４万円余りが主なもので、これは令和２年リース開始分と平成３０年リース開始分の生徒用タブレット及びソフトウェアライセンス料が主な内容となっております。

おめくりいただきまして８６ページ、４項社会教育費１目社会教育総務費１,９０１万４,１４５円は、社会教育委員の報酬と一般職員２名及び会計年度任用職員の人件費のほか、１８節負担金補助及び交付金で、８７ページ上段、ウイング２１ホール自主公演負担金１６３万円余りが主なものです。

ページの下段、３目図書館費１,４００万５,７２２円は、図書館司書の人件費のほか、おめくりをいただきまして８８ページ、１３節使用料及び賃借料で事務ＯＡ機器借り上げ料２３４万円余り、１７節備品購入費で図書等購入費１４９万円余りが主なものです。

８９ページにお移りいただき、５項保健体育費１目保健体育総務費１,６６６万８,３４５円は、一般職員２名及び会計年度任用職員の人件費のほか、おめくりをいただきまして９０ページ、ページ中ほど、１８節負担金補助及び交付金でスポーツ協会等への補助金、計２８７万円余りが主なものでございます。

２目体育施設費８,７２６万８,６９２円は、会計年度任用職員の人件費のほか、白馬村社会体育施設とウイング２１の維持管理に係る経常経費、９１ページ、１２節委託料で各施設の管理委託料等、計１,２９０万円余り、１４節工事請負費でウイング２１の自動火災報知設備の更新等の工事費４,３４７万円が主なものです。

おめくりをいただきまして９２ページ、３目学校給食費１億１,１０３万７,８７４円は、給食調理員等の人件費のほか、学校給食センターの維持運営に係る経常経費、１０節需用費で光熱水費１,１４０万円余り、賄材料費４,４２３万円余りが主なものです。なお、電気料については電気供給業者の変更により減額となっておりますが、給食材料費は物価高騰により、前年度より増額となりました。

９３ページ、１０款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費２目現年発生公共土木施設災害復旧費１,４１４万円は、８月から９月にかけての豪雨災害に係る復旧事業費及び黒豆沢土砂災害における排土事業調査委託料が主な内容です。

１１款１項公債費７億４,７９９万６,３８０円は、長期債の元金と利子であります。

おめくりをいただきまして94ページ、12款諸支出金5億2,474万5,355円は、2目減債基金積立金8,007万円余り、3目ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金4億3,696万円余りとなっております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 認定第2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） それでは、私のほうからは認定第2号及び認定第3号について、続けて概要のみ説明させていただきます。

まず初めに、認定第2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の概要について説明します。

決算書111ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が10億8,977万7,023円、歳出総額が10億8,159万7,784円で、歳入歳出差引額は817万9,239円となり、全額翌年度への繰越しとしました。実質収支額も同額です。

112ページ、財産に関する調書を御覧ください。

国民健康保険財政調整基金は1,363万円を取り崩し、基金の利子5万4,780円と相殺した結果、1,357万5,220円減って、令和5年度末の残高は1億7,713万円余りとなりました。

続けて、認定第3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。

決算書118ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が1億1,794万2,112円、歳出総額が1億1,704万3,218円で、歳入歳出差引額は89万8,894円となり、実質収支も同額です。

後期高齢者医療特別会計の概要説明は以上です。

内容については追って会計管理者が説明します。

議長（太田伸子君） 続いて、太田会計室長。

会計管理者会計室長（太田俊祉君） それでは、引き続き国民健康保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出の主な内容についてご説明させていただきます。

決算書の101ページをおめくりいただき、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入であります。

1款国民健康保険税は、決算額2億789万8,334円、不納欠損額97万265円、収入未済額1,360万3,116円で行なう保険給付等に必要の費用の交付を受けたもので、おめくりをいただき102ページ、1目保険給付費等交付金の普通交付金が7億3,552万円余り、特別交付金が1,839万円余りとなっております。

ページの下段、3款県支出金1項県補助金は、決算額7億5,392万2,240円で、長野県から白馬村が行なう保険給付等に必要の費用の交付を受けたもので、おめくりをいただき102ページ、1目保険給付費等交付金の普通交付金が7億3,552万円余り、特別交付金が1,839万円余りとなっております。

ページの下段、5款繰入金は1億1,618万9,744円で、1項一般会計繰入金は一定のルールに基づき、一般会計から1億255万円余りの繰入れを行ないました。

103ページにお移りいただき、2項基金繰入金は、財政調整基金から1,363万円を繰り入れました。

6款繰越金は前年からの繰越しで、決算額545万2,639円、7款諸収入は決算額617万9,286円で、1項延滞金及び過料が93万円余り、3項雑入が524万円余りで、主な内容としては、おめくりをいただき104ページ、5目雑入で令和4年度に概算払いをした療養給付費などの精算による国保連合会からの還付金495万円余りであります。

続きまして、歳出についてご説明します、105ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,190万5,866円は、会計年度任用職員の人件費のほか、12節委託料で国保連との共同事務処理に係る事業委託料262万円余りが主なものです。2項徴税費1目賦課徴税費253万2,502円は、国保税の賦課徴収に要した費用で、12節委託料の電算委託料225万円余りが主なものです。

おめくりをいただき、106ページを御覧ください。ページの中ほど、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費6億2,760万2,299円、3目一般被保険者療養費552万2,435円、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費1億62万7,961円は、それぞれ被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費等の給付に要した費用です。

107ページ、4項出産育児諸費1目出産育児一時金977万9,180円は、19名の方に支給した出産育児一時金です。

おめくりをいただきまして108ページ、3款国民健康保険事業費納付金2億9,786万5,978円は、長野県が各市町村に交付する保険給付費等交付金などの財源に充てるため、白馬村が長野県に納付した費用です。

ページの下段、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費974万5,125円は、109ページにお移りいただき、ページ上段の12節委託料で特定健診に要した費用853万円余りが主なものです。2項保健事業費1目疾病予防費411万4,884円は、18節負担金補助及び交付金で人間ドック補助367万円が主なもので、令和5年度は178名に補助を行なっております。

ページ下段、6款諸支出金655万1,638円は、おめくりをいただき110ページ、1項1目一般被保険者保険税還付金が162万円余り、3目保険給付費負担金等償還金492万円余りは、国保連合会からの精算金等を長野県へ返納したものであります。

国民健康保険事業勘定特別会計の説明は以上であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明します。

決算書は115ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入であります。

1款後期高齢者保険料は、決算額9,127万4,516円、不納欠損額はありませんでした。収入未済額は2,500円。3款繰入金2,644万8,602円は、1項1目一般会計繰入金が233万円余り、2目保険基盤安定繰入金が2,411万円余りとなっております。

ページをおめくりいただき、117ページを御覧ください。続きまして、歳出をご説明します。

1款総務費1項総務管理費1目徴収費125万7,319円は、後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費であります。

2目保健事業費108万円は、人間ドック補助金60名分、2款分担金及び負担金1項1目広域連合負担金1億1,460万1,399円は、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金で、内訳は被保険者が納付した保険料分8,991万円余りと、保険基盤安定分として村が負担すべき費用2,411万円余りとなっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 日程第22 認定第4号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第5号 令和5年度白馬村水道事業会計決算認定について、日程第24 認定第6号 令和5年度白馬村下水道事業会計決算認定についての説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 認定第4号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

令和6年4月1日より地方公営企業へ移行したことから、令和6年3月31日をもって打切決算を行ないました。

事業の概要を説明いたします。成果説明書の232ページを御覧ください。

野平地区農業集落排水事業は平成6年度に供用開始し、施設の規模は計画人口100人、汚水処

理量は1日最大27立方メートルです。農業集落排水へ接続可能な整備人口は50人で、そのうち45人の方が実際に農業集落排水に接続しています。

次のページを御覧ください。

汚水処理施設の汚水流入量は令和4年度からマイナス5%で、年間4,231立方メートル、汚泥発生量も前年度比マイナス11.4%の年間21.8トンになります。

決算規模と収支についてご説明いたします。決算書の119ページを御覧ください。

歳入総額が556万1,639円、おめくりいただき、歳出の総額が319万5,262円で、歳入歳出差引残額は236万6,377円となり、地方公営企業法の規定により、下水道事業会計へ引き継ぎました。

歳入につきまして、主なものをご説明します。121ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料80万2,410円は、野平地区の農業集落排水使用料でございます。

2款繰入金470万円は一般会計からの繰入金でございます。

次のページを御覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

1款1項農業集落排水事業費141万810円で、1目一般管理費は農業集落排水の使用料の徴収に要した事務費でございます。2目施設維持管理費138万円余りは処理場及び管渠の維持管理に要した費用で、12節委託料97万3,500円は処理場の運転管理委託料が主なものでございます。2款公債費178万4,452円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号 令和5年度白馬村水道事業会計決算認定につきましてご説明いたします。

決算書126ページを御覧ください。

地方公営企業法適用事業の会計につきましては、決算関係報告書のうち、予算と決算の対比は消費税込みの額で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示してございます。また、説明の際、金額につきましては1,000円未満を切捨てとさせていただきますのでご了承願います。

初めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益の決算額は3億4,870万1,000円で、支出、1款水道事業費用の決算額は2億5,836万2,000円で行いました。

次のページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入の決算額は1億905万8,000円で、支出、1款資本的支出の決算額は、投資による有価証券購入費9,980万9,000円を加えた2億9,807万8,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金により補填

いたしました。

次のページ、2、損益計算書を御覧ください。

右側の上から3行目、当年度純利益は7,733万8,000円となり、令和5年度も利益を計上することができました。

129ページを御覧ください。

下の表、4、剰余金処分計算書につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたとおりです。

次のページの5、貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部、1) 固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書を137ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。2) 流動資産ですが、3月31日の決算時点で現金預金が4億9,284万5,000円、未収金は3,087万4,000円、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部、4) 流動負債の(2) 未払金は1,946万5,000円で、主なものは3月まで実施している委託料や、4月に支払いとなる電気料等でございます。

資本の部、6) 資本金は16億7,030万5,000円です。

131ページを御覧ください。事業報告書でございます。

令和5年度実施しました工事につきましては、右側の2) 工事の(1) 主要建設改良工事内容に記載しましたので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次のページを御覧ください。3) 業務の事業収入と事業費に関する事項につきましては、それぞれ令和4年度との数値比較でございます。事業収入は令和4年度より370万8,000円の増額、事業費は令和4年度より215万1,000円の増額となりました。

決算書133ページ、右側、7、キャッシュフロー計算書になります。キャッシュフロー計算書は、1事業年度の現金の流れを活動区分別に表示した表になります。業務活動によるキャッシュフローは1億6,009万1,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス2億3,070万8,000円、令和4年度に引き続き令和5年度も投資有価証券の取得として約1億円の投資活動を行なっています。企業債に関する内訳となる財務活動によるキャッシュフローは5,235万5,000円です。

現金の増減額ですが、1,826万1,000円の減少で、令和5年4月当初の現金残高が5億1,110万7,000円ですので、現金の期末残高は4億9,284万5,000円となっております。

134ページを御覧ください。8、収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目営業収益で、主なものが水道使用料の2億5,693万4,000円で、収入額の80%ほどを占めております。2項営業外収益1目受取利息及び配当金では、有価証券の利息として434万8,000円、3目補助金として電力価格高騰対策支援金878万円が主なも

のです。4目長期前受金戻入は、補助金等の前受金を収益化したものです。

支出ですが、1款1項1目浄水費4,184万1,000円は、人件費のほか、浄水場の管理運営に要した費用でございます。

2目配水及び給水費5,058万4,000円は、人件費のほか、配水池及び配水管等の維持管理の経費で、主な支出としましては、次のページ、委託料で、水質検査や水道台帳補正業務等の費用として793万3,000円を支出、工事請負費は、漏水修理、水道メーター取替工事の費用として562万7,000円、動力費は配水池の電気量として1,605万円余りを支出しております。

4目総係費3,405万5,000円は、人件費のほか、水道料金の賦課徴収に要した費用等で、主な支出として、委託料で検針委託、電算システム、水道料金検討業務等の費用として1,315万円余りを支出しております。

6目減価償却費ですが、令和5年度は1億649万4,000円でございます。

2項営業外費用の1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失の過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金等でございます。

136ページを御覧ください。資本的収支明細書でございます。

収入の主なものについては、1款1項1目工事負担金754万3,000円。これは、国県道配水管布設替えに係る負担金や消火栓設置に係る一般会計からの負担金、2項企業債は1億130万円を借り入れしました。

支出の1款1項建設改良費1億3,684万7,000円は、1目配水設備工事費、人件費ほか工事請負費1億1,993万円で、老朽化した施設の更新工事、道路改良に伴う配水管の布設替え工事など、2目営業設備費463万8,000円余りは、料金に関わる水道メーター交換等の費用でございます。

2項企業債償還金4,915万9,000円は企業債の償還元金、3項投資は、資産運用のための有価証券購入費として約1億円を支出しております。

次のページを御覧ください。固定資産明細書でございます。

有形固定資産の上から3行目、構築物の増減は配水管の布設替え等によるもので、4行目、機械及び装置の増減は水道メーター、流量計、水位計等の取替えによるものです。

次のページ以降は企業債の明細書等ですので、御覧いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和5年度白馬村下水道事業会計決算認定につきましてご説明いたします。

決算書140ページを御覧ください。

こちらの会計も地方公営企業法適用事業の会計となりますので、決算関係報告書のうち、予算と決算の対比は消費税込みの額で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示して

ございます。また、説明の際、金額につきましては1,000円未満を切捨てとさせていただきますのでご了承願います。

初めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益の決算額は5億119万4,000円で、支出では1款下水道事業費用の決算額4億6,446万1,000円で行いました。

141ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入の決算額は4億138万9,000円で、支出では1款資本的支出の決算額4億7,339万7,000円、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び現年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次のページ、損益計算書を御覧ください。

右側の上の当年度純利益は3,051万5,000円となりました。

143ページを御覧ください。

剰余金処分計算書につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたとおりです。

次のページの貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部、1、固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書151ページに掲載しております。後ほどご確認いただきたいと思います。

2) 流動資産ですが、3月31日の決算時点で現金預金が2億506万8,000円、未収金は5,771万8,000円で、未収金の主なものは下水道使用料でございます。

右側の負債の部の4) 流動負債の(2) 未払金は6,598万3,000円で、主なものは3月まで実施している委託料や、4月に支払いとなる電気料等でございます。

資本の部の資本合計は3億6,721万9,000円です。

145ページを御覧ください。6、事業報告書でございます。

令和5年度実施しました工事につきましては、右側の2) 工事、主要建設改良工事内容に記載いたしました白馬駅前無電柱化推進工事に伴う排水管の敷設替え工事と公共柵設置工事になります。

決算書の146ページを御覧ください。

汚水処理施設の状況ですが、汚泥流入量で3.19ポイント、汚泥発生量では0.37ポイントと、共に増加しました。

汚水処理人口普及状況ですが、行政区域内人口に対する下水道と農業集落排水の整備人口が77.58%で、前年比0.18ポイント増になります。この数字が普及率となります。行政区域内人口に対し、浄化槽を含めた排水処理を行なっている人口、処理区域別水洗化率が99.26%で0.03ポイントの増となります。

(2)、147ページ、(3)の事業収入と事業費に関する事項につきましては、それぞれ令和4年度との数値を比較できるものを記載しておりますのでご確認ください。

147ページ、右側がキャッシュフロー計算書になります。キャッシュフロー計算書は、1事業年度の現金の流れを活動区分別に表示した表になります。業務活動によるキャッシュフローは1億5,935万9,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス1,003万円、企業債の内訳となる財務活動によるキャッシュフローはマイナス5,555万6,000円です。

現金の増減額ですが、9,377万2,000円で、令和5年度4月当初の現金残高が1億1,129万6,000円ですので、現金の期末残高は2億506万8,000円となっています。

148ページを御覧ください。8、収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目の下水道使用料が1億8,041万2,000円です。2項営業外収益1目補助金1億1,663万円は、553万円が電力価格高騰対策支援金で動力費へ充当し、残額は企業債利息、減価償却費へ充当しております。2目長期前受金戻入は1億8,577万7,000円、地方公営企業法に基づき、補助金等の前受金を収益化したものです。

支出ですが、1款1項1目管渠費892万7,000円は施設の管理運営に関する経費で、主なものはマンホールポンプの点検委託料、マンホールの修繕費、汚水ポンプの動力費等でございます。

2目処理場費6,757万2,000円は浄化センターの運転維持管理などに係る経費で、施設の運転管理委託料や汚泥の運搬処分委託等に5,103万8,000円、電気料等の動力費に1,163万円となっております。

3目総係費2,524万4,000円は下水道料金の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、次のページに移りまして、電算システム、下水道台帳補正等の委託料が主なものとなっております。

4目減価償却費ですが、令和5年度は2億9,900万7,000円でございます。

2項営業外費用1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による下水道料金の還付金等でございます。

150ページを御覧ください。資本的収支明細書でございます。

資本的収支の内訳ですが、1款1項企業債が1億2,000万円、2項補助金は、国庫補助が社会資本整備総合交付金として2,653万円、一般会計補助金が2億2,440万円となっております。

3項負担金等2,272万円は、区域外流入分担金896万5,000円、白馬村及び小谷村から、し尿投入施設整備事業の工事負担金として1,033万円、ほかに受益者負担金、その他の負担金として東部地区の負担金があります。

4項県補償金773万9,000円は、白馬駅前無電柱化推進工事に伴う物件移転補償費になります。

支出の1款1項建設改良費6,722万2,000円は、人件費のほか、主なものは1目管路建設

改良費で、し尿投入施設整備事業基本設計委託料1,878万1,000円、公共枡設置工事9件と排水管敷設替え工事1件で1,241万7,000円となります。

2目処理場建設改良費は、浄化センターほか、再構築基本設計及び耐震診断の委託料でございます。

2項企業債償還金は3億9,995万6,000円です。

151ページは固定資産明細書、152ページ以降は企業債の明細書等ですので御覧いただきたいと思います。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、横澤代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。横澤代表監査委員。

代表監査委員（横澤哲朗君） それでは監査委員を代表いたしまして、私、横澤が令和5年度の決算審査の報告をさせていただきます。

議会選出の松本監査委員と私、横澤の両名で、令和5年度の一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金の運用状況につきまして、日付ですが、令和6年の8月1日から6日までの平日4日間、決算の審査を行ないました。その間、各課の協力をいただきまして、しっかりできましたこと、ありがとうございました。

それでは、審査の結果につきましては、この資料の1ページ開いていただいた下段の第4、審査の結果というところを御覧になっていただきたいと思います。

提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合していて正確であることが認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運営されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行においても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

以下の詳細につきましては、提出されました意見書のとおりであります。朗読は省略いたします。1ページから13ページに結果、概要が記載されておりますので、内容をご確認ください。

さて、監査委員を代表して意見及び要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。それは資料15ページを御覧ください。

本村の基幹産業である観光は、観光客の入込みは増加し、観光産業は順調に回復している。しかし、観光分野では従業員の不足、飲食店、観光客の移動手段の不足など、課題も多く見えます。

また、物価の高騰により、村民も苦しい生活を強いられています。

当村では昨年12月に黒豆沢土砂災害が発生し、付近の方々が被災され、今なお避難されています。

また、令和6年の元旦には能登半島地震が発生し、甚大な被害となり、当村からも義援金や人的支援を行なっています。

今後はオーバーツーリズム対策、村民向けの物価高対策、災害復旧、被災者支援や大規模災害等に備える必要があります。村民の暮らしを守り、行政サービスの質、量を確保するとともに社会経済活動の回復に努めなければならず、村民の福祉の増進に資するよう、より一層、経済的、効率的かつ効果的な行財政運営が求められています。

それでは、①財政構造についてですけれども、財政構造の状況では財政調整基金が13億4,078万7,896円で、標準財政規模に対し堅実に確保されている状況です。

地方債残高は58億3,053万7,134円で、村の健全財政を堅持し、財政悪化を回避するための行財政運営方針により、前年度から引き続き新規発行債を抑制していることにより地方債残高を減少させ、健全財政に努めていることは評価できます。

ここでちょっと、1枚の財政健全化判断の資料のほうに参りますけれども、しかしながら大型事業の元金償還が始まったことにより、公債費負担比率は16.5%と警戒ラインである15%を超えていることと、実質公債費比率も単年度で16.4%、3か年平均で15.6%と上昇している状況であります。注意していただきたいと思います。また、将来負担比率が4.7%ということで、前年比では17ポイントと大幅に改善されていることは評価したいと思います。

次に②ですが、村税のことです。村税の徴収状況では、現年課税分の徴収率が98.6%、滞納繰越分を含めた合計徴収率は88.6%となり、平成10年度以降最高の数値となったことは大いに評価したいと思います。引き続き適正かつ公平な課税と、納税者の納税意欲の堅持、税収の確保、徴収率の維持向上に努められたいと思います。また、債権管理と滞納の解消にも十分配慮していただきたい。

3番目ですが、これは交際費についてですけれども、村長交際費及び議長交際費の支出についてであります。村長交際費は予備費から充用され、また、議長交際費は他の費用から流用されて支出されていました。支出内容については能登半島地震による災害義援金、見舞金であったことから、急を要するものであることは理解できますが、予備費の充用や他の費用の流用は適当ではないので、交際費を増額する必要がある場合は所定の予算措置によって行なっていただきたいと思います。

4番目、公共施設についてですが、公共施設等の適正管理への対応が大きな課題であります。中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を図っていただきたい。

5番目であります。白馬村の第5次総合計画後期計画で定めた目標の達成と歳入の確保、歳出削減に努め、持続可能な将来性のある村づくりを推進していただきたい。

以上が一般会計であります。

次に、公営企業の会計についてであります。

16ページに参ります。初めは水道事業会計であります。

水道事業の経営状況、すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されています。前年度に引き続き、今年度も有価証券を購入し、資産運用をしていることは評価したいです。ただし、今後の株価の動向や投資先企業の経営状況に注視していただきたい。

水道施設の老朽化や耐用年数などにより更新時期を迎えている設備等が多くあることから、水道事業ビジョン（第2次）に基づき、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠であります。水道料金の確実な徴収（的確な債権管理、滞納の解消）と一層の経営の効率化、特に有収率向上に向けた取組強化、財務の健全化に努力されたい。また、現在進めている水道料金の改定の必要性について、村民の理解を高める対策を講じられたい。日常的には、安全かつおいしい水の提供に努めていただき、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも適切な判断の下、必要十分な対策を講じられたい。

次は下水道事業会計ですが、17ページです。

下水道経営の基本は下水道使用料収入の安定的な確保であり、有収水量の向上に努められたい。未接続者に対する積極的な啓発を図るなど、接続率を高める活動に前向きに取り組むことが肝要であり、快適な生活環境の保持につながります。また、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。下水道料金の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に努力されたい。また、併せて的確な債権管理と滞納の解消に配慮されたい。

先ほど上水道の関係でも触れましたけれども、設備、管路、こういったものについても老朽化が進むわけで、更新時期が必ず到来するわけです。これについても、令和5年度に策定したストックマネジメント計画（実施計画）に基づく効率的な更新や費用の平準化を図った事業を推進し、将来にわたって安定した下水道サービスを提供できるよう、施設の適正な維持管理と機能の安定確保に努めていただきたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。9月4日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、9月4日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時51分

令和6年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和6年9月4日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和6年9月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。

本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） おはようございます。第8番津滝俊幸です。冷涼な白馬村でも、今年の夏はとても暑かったです。今年ではなく今年もというふうに言ったほうがいいのかもしれませんが、アメダスによる7月の最高気温は33.9度、8月は32.8度だったそうです。体感としては、もっと暑かったような気がしています。ちなみに、7月の最低気温は15.7、8月は17.3度で、1日の日間差は、白馬村は15度もあります。この日間差が作物を育てるにはとても大事なわけで、白馬村ではお米は高温障害の影響は受けませんし、野菜は糖度を増してとてもおいしくなっています。

世間では、最近お米が逼迫しているということを騒がれていますが、先週、私のところでも、「ゆめしなの」という早いお米の刈り取りを行ないまして、今週末から販売する予定になっています。今年も天気に恵まれておいしいお米ができました。作況指数ですが、先週出ましたけど101ということで、平年作でありまして、潤沢に皆様のお手元にこれからどんどん届けられるというような状況でございます。

それでは、通告に従いまして、質問をしまいきますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目、DMO、HAKUBA VALLEY TOURISM、HVTと、それから白馬観光局——以降、観光局といいます——事業の推進状況と検証について伺います。

DMOの観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸

成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

地域連携DMO、こちらはHAKUBAVALLEY TOURISM、HVTでございますが、2019年（令和元年）に認定されました。地域DMO、観光局のほうは、2017年（平成29年）に認定され、既にそれぞれ6年以上経過し、現在も事業計画に基づき継続中と思われます。

そこで、次のことについて伺います。

それぞれのDMOは、目的も形態も別立てで計画申請しました。認定の更新手続や観光庁への実績報告の内容などについて、議会の説明はありませんでしたが、それぞれの現在の事業状況について、どのようになっているか伺います。

2、今後、地域の稼ぐ力を引き出すために、目指すべき目標や事業達成の資金調達方法は何か伺います。

村長の公約や観光地域経営計画とDMOの整合性は取れているか。

以上3点よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問1日目、よろしくお願いいたします。

津滝議員からは、DMOであるHAKUBAVALLEY TOURISMと白馬村観光局の事業の進捗状況と検証について、3項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁いたしますが、1点目と2点目につきましては、両法人から聞き取った内容になりますので、ご了承ください。

最初の質問のHAKUBAVALLEY TOURISMと白馬村観光局の事業状況について、それぞれお答えします。

まず、HAKUBAVALLEY TOURISMは、大町市、白馬村、小谷村をマネジメント・マーケティング対象とする地域連携DMOとして、令和元年8月に認定されました。設立には3市村のほか、大北地区索道事業者協議会にも参画いただいた後、3市村の観光組織が加わっています。また、各種委員会が設置されており、集客接客合同専門委員会はじめ、SDGs小委員会、ガストロノミーツーリズム小委員会など、テーマごとに小委員会を設置しています。

HAKUBAVALLEY TOURISMでは、10年間の長期構想の中で、第1期の5年間は受入環境と滞在プログラムの整備を推進し、国内外の長期滞在観光客の来訪と通年の観光客の確保を目指すとし、現在の第2期においては、継続的な誘客に注力するとともに、農産物をはじめとした地域の産物が観光に有効活用されるなど、地域内循環が整えられ、宿泊事業者と飲食店の店舗数の増加により、文化と伝統を生かしたまちづくりの形成を目標に掲げています。

HAKUBAVALLEY TOURISMでは、これまでに情報発信プロモーションとして、グリーン期の誘客ツール作成事業で、3市村内の自然・歴史景観に優れた24か所のスポットをH

AKUBA VALLEY 八景と設定し、地域内の周遊観光の活性化に向け、SNS等で広告配信やフォトコンテストの開催、海外旅行博への出展を実施しております。また、令和3年と4年に、在外旅行会社の商品造成担当者を招聘した視察ツアーを開催し、旅行商品の販売による集客向上を行っております。

そのほか、夏の山岳観光に特化した動画の制作と配信、総務省の補助事業も活用したオーストラリア国内での映像コンテンツの放映など、特にインバウンド向けの誘客を行なっています。また、受入環境整備では、スキー場利用とバックカントリー滑走者に向けた安全啓発文、Safety Tips、安全上の注意事項をパトロール隊、索道事業者、山案内人、行政、警察が一体となり作成し、グレンデマップやホームページ等に掲載するなどの安全啓発に注力してきました。

今年度は、情報発信プロモーションを継続するとともに、旅の目的となるキラーコンテンツ、食・食材の探求をテーマに次年度のツアー造成に向けて、3市村の共通する食の探求とキラーコンテンツの決定を目指しているところです。

次に、観光局の事業状況についてお答えします。

観光局は、白馬村をマネジメント・マーケティング対象とする地域DMOとして、令和元年8月に認定され、平成13年10月に発足した白馬村観光推進本部を母体としています。索道専門委員会、山岳観光専門委員会、インバウンド専門委員会など、6つの委員会が設置されています。

観光局ではこれまでに情報発信プロモーションとして、宣伝販売促進事業を推進し、グリーン及びウインターシーズンの国内外ターゲットに合わせ、SNS、ウェブ広告、旅行会社招聘、各種のイベント出展、新聞広告などを効果的に活用して情報発信を行なってきました。また、日本語・英語の2か国語で公式ウェブサイトを運営し、村の情報を一元化、オウンドメディア、Nature Nation HAKUBAを運用して、旅行の提案や白馬村の楽しみ方を発信しています。

SNSでは、フェイスブック、Instagram、LINEなどを活用し、旬な情報を届けているほか、公式パンフレット、登山トレッキングガイド、マップ、温泉チラシなどウェブからの情報入手が困難な方にも情報を発信し、塩の道文化の継承と販促のための塩の道祭りや、ゴールデンウィークからグリーンシーズンが始まることを告げるためのGREEN HAKUBA、登山シーズンの幕開けを祝う貞逸祭・白馬連峰開山祭の開催や、白馬マイスター事業を企画するなど、村に密着した事業を展開しています。

今年度は、季節を問わない通年型のリゾートとしての白馬村をブランディングするために、グリーンシーズンにおいても、特に初夏と秋を中心にプロモーションを進め、昨年度より一段高いレベルでの年間入込数の平準化を目指しています。

次に、2番目の地域の稼ぐ力を引き出すための目標と、事業達成のための資金調達法についてお答えします。

まず、HAKUBA VALLEY TOURISMの稼ぐ目標は、先述の宣伝誘客と情報発信プ

ロモーションを通じて、主にグリーン期の3市村へのインバウンド来訪者を増加させ、通年での観光消費額の拡大を図ることで地域全体の稼ぐ力の向上に貢献することを目指すことを考えます。また、単純な来訪者数の増加だけでなく、より消費単価の大きな来訪者へと段階的に移行するよう誘致活動を実施しています。

そのための資金調達方法については、事業の主な内容が地域全体への利益分配となることから、経済効果により生み出す自治体からの負担金のほか、地域内の主要な観光事業者から負担いただくとともに、昨年度から共通リフト券発券業務等を一部受託しており、リフト券の販売手数料収入が資金調達の柱となっています。

次に、観光局の稼ぐ目標は、閑散期を中心とした国内外からの誘客、特にインバウンドに関して、観光地、白馬村の原点である登山を軸として、北アルプスの稜線エリアの楽しみ方、夏期も運営するスキー場エリアでの楽しみ方、そして、麓の楽しみ方をプロモートしています。また、来客数の増加に伴い、チケットセンターの行列やレンタルの混雑を解消しながら、観光客の利便性の向上を目指し、かつ、マーケティングデータの蓄積も可能になるよう、スキーリゾート白馬としてのDX化を村内索道事業者とともに推進しています。

資金調達の方法については、着地型ツアー商品を造成し、観光局、旅行会社で販売することで手数料収入を得ています。また、イベント催事の誘致、インバウンドチケット販売による宿泊手配手数料と広告収入、オリジナル商品開発及び販売による収益、そして、今年度からは、ふるさと納税業務の受託による手数料収入が資金調達という点では大きな柱と捉えています。

3点目の村長公約や観光地経営計画とDMOの整合性についてですが、初めにHAKUBA VALLEY TOURISMにつき、先ほど1点目の質問で答弁しました事業状況をもとに整合性を見ますと、マーケティング関連では、グリーン期の誘客ツール作成事業としてのHAKUBA八景の選定や、SNS等での広告配信、フォトコンテストの開催、海外旅行博への出展等をしており、私の公約に掲げる四季を通じた付加価値の創造という項目や、幅広いメディアの積極的活用と多言語での発信、村長自らのトップセールスという項目と合致しています。

観光地経営計画においても、3、白馬村観光地経営計画のコンセプトの理念において、世界中の来訪者を迎えることのできる白馬村を実現しますとうたい、基本方針で通年型リゾートへシフトすることとしており、これらとも整合性があります。

もう一点、事業状況で答弁しました安全啓発等の受入環境整備事業については、公約に掲げた住民、旅行者双方にとって安心安全な村を目指す観点と一致します。

このほか、HAKUBA VALLEY TOURISMでは、特定事業として令和5年度にSDGs、ガストロノミー、景観デザインに関する事業を実施しております。

SDGsについては、公約の持続可能な観光地への理念と合致し、観光地経営計画においては、現在の計画が来年度末までの計画であり、次期観光地経営計画を、日本版持続可能な観光ガイドラ

インに準拠して策定する予定で進めていることから、整合性が取れるものと考えます。

ガストロノミーについては、公約の独創的なコンテンツに磨きをかけるという内容と合致し、観光地経営計画の戦略的重点プロジェクトの2の2、食と温泉を活用した滞在魅力向上に当たるものと考えます。同じく景観デザインについては、観光地経営計画の戦略的重点プロジェクト1の1の3、景観のコントロールによる滞在魅力の向上にうたわれております。

次に、白馬村観光局についてですが、1点目の質問の事業状況の中で、これまでの事業として、HAKUBA VALLEY TOURISM同様に、国内外へのプロモーションのほか、塩の道祭り、貞逸祭・白馬連峰開山祭などのイベントや、白馬マイスター事業を挙げました。これは先ほども述べました白馬ならではの独創的なコンテンツに磨きをかけ、四季を通じた付加価値を創造するという私の公約と趣旨を同じくするものであり、観光地経営計画では、戦略的重点プロジェクト4の魅力の多様化に向けたコンテンツ創出プロジェクトに当たると考えます。

また、2点目の地域の稼ぐ力のご質問の中でお答えしましたオリジナル商品開発及び販売による収益、そして本年度から始まったふるさと納税業務受託による手数料の収入の獲得は、私の公約に掲げる健全な行財政運営の新たな観光財源の在り方についての項目と整合性があり、観光地経営計画の5、観光地経営戦略の体系の外部からの多様な資金調達方策の検討の具体策であります。

HAKUBA VALLEY TOURISM、白馬村観光局いずれのDMOにおいても、私の公約や観光地経営計画と整合性が取れていないような事業はないと考えますが、優先項目や進め方、進捗などにおいて、私の考えや計画と相違がある場合には、意見や要望として、組織を通じて伝えております。

以上、津滝議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） DMOは、私の通告書のところに書き記した一番最初の冒頭の言葉、アンダーラインを引いてあるところ、これが一番大事な部分で、これをやっていかないとDMOにはならないと国が言っているわけです。

令和5年の4月の3日に改正されたということで、観光庁のホームページ上に載っていますけども、登録制度に関するガイドラインというのが変わって、最初の頃より中身が変わっています。これは3年間たった後に変えられたということなんですけども、この中で、いわゆる一番大事なのがKPI、数字をちゃんと出して、その数字が達成できているかどうかということがまずあります。考え方としては、先ほど村長、答弁されたとおりのところになると思うんですけども、これは現場でやられている観光課長のほうにお伺いしますが、KPIに対して達成はちゃんとされているのか。

それから、報告が義務化されています。私の最初の質問のとおり、報告が義務化されているわけなんですけども、この報告内容ですよね。本来、議会には報告があってもいいのかなど私は思っていたんですけども、何もなかった。今までそういうことは何もしてこなかったということなんですけども、

そこのところについてのお考え、どういうお考えをお持ちなのかと、この2点お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私のほうから、観光局としての立場、地域DMOという立場でお答えをさせていただきますと思います。

まず、認定に際しましては、令和4年の7月に3年たったということで、観光地域づくり法人形成・確立計画、これが提出し、それに基づき、これ自体は観光庁のホームページに出ているんですけども、それに基づき毎年度事業の実施報告ということで、自己点検の内容については観光庁に報告するという義務になっております。

確立計画については、ホームページ上で出ておりますが、実績につきましては、自己点検または毎年の報告ということで、これは組織の立場もありますので、どういうやり方がいいのかという部分については、また局の理事会等に意見も聞きながら、そこら辺前向きに考えていきたいというふうに思います。

HAKUBA VALLEY TOURISMについても、制度自体は一緒とは思いますが、HAKUBA VALLEY TOURISMの考え方というのは、私のほうから申し上げることはできませんけども、局の地域DMOについては、そこら辺は前向きに考えたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか、津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） HAKUBA VALLEY TOURISMでは、ホームページ上にこういった活動状況報告というようなものがディスクロージャー、出ています。観光局は毎年決算書を総会やりながら、いつ誰が行っても社員であれば我々もそうですけど、頂けるというようなことで、見ることはもちろん可能なんですけど、いわゆる組織の決算書とか、そういうものとDMOと私は違うと思っていて、イコールと言われればそれまでなのかもしれないけど、やっぱり出ているKPIも違うのかなというふうに思っているんです。なので、副村長、そういうような言い方されてますけど、議会にはお金も出している経緯もありますので、そういった報告はあっても私はいいのかなとそんな気がします。

それから、もう一個大事なことがあって、情報収集とデータ分析というのがDMOの中では非常に重要だというふうに言われています。これに対して、それぞれどちらも情報収集しなさいということで、我々も都度都度、一般質問でもお話をさせていただいていますけども、問題は集まったデータをどのように処理して、分析ですよ、どのように処理してどういう方向へ計画を立てたり導いていくかと。

さらに、これは戦略の実案なんですけど、そこでKPIも次のKPIもつくらなきゃいけないるし、後にまたお伺いするんですけど、これを当然ここで事業をやっている人たち、社員であろうがなかろうが関係ないと思います。そういう人たちに理解をしていただいて、その目的に向かって

稼ぐ力をつくっていきましょと、これ、「合意形成」というふうに言われますけども、この情報を集めることはいいんですけど、データ分析ってどこで誰がどのような形で、またちゃんとできているのかどうなのかということなんですけど、これはお伺いします。これはどなたでも結構です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

情報分析についてですけれども、HAKUBA VALLEY TOURISMのほうでは、現在職員そのものがそういったものに長けている部分もありますので、かなりの精度でできているという背景がございます。

また、観光局のほうですけれども、分析のプロではありませんので、一部委託したりですとか、また、情報を収集する手法そのものが、ほかの事業者に委託なり、共同で行なっているようなものがございまして、そうした中で分析ということを行っております。

ただ、津滝議員、おっしゃるように、やはり分析した情報を開示していく。それをしっかりとより多くの利害関係者で活用して今後につなげていくことが重要というのが、先ほど答弁の中で申しました日本版持続可能な観光ガイドラインにも記されておまして、そこはこれまで少し弱い部分かなというふうに私も感じるところでございまして、その旨は両者にもことある度に伝えている部分もありますので、今後しっかりとさらにより精度の高い情報を多くの方に見ていただけるような仕組みを作っていければというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうですね。やっぱりなかなか集まったデータ数字を見ても、的確にこれを判断して、目標を設定しながら、KPIですけど、目標を設定しながら戦略を立てていくって非常にここが難しいところだと思うんです。一般的には自分のところでできなければ外部に委託しながらやるというようなことのようにです。

DMOですごい、先頭、世界でトップランナーを走っているのは、やっぱりハワイだというふう言われています。ハワイの情報分析をして、実際にじゃあどこで分析しているかって、ハワイでやっていないんです。全然違うところの、それも観光という大きなものを動かしていく、そういう組織形態があります。そういうようなところでもって分析をして、どういうところを、重点を、どこが足りないからどこを重点にする。どこをこれから盛り上げていく。どういう国の人にたくさん来てもらいたいことが、そういうところで分析をしてやっているというような話を聞いています。

白馬村もそんなふうに海外からこれだけお客さんが来ているので、冬だけではなくて、夏のこともトラベルボイスやなんか、ホームページなんか見ると、村長から始まっているいろんな観光関連の皆さんのコメントがいっぱい載ったりなんかしていますけども、夏も含めて、どういう戦略を立てて

いったらいいのかということだと思います。

もう一つですが、この合意形成が村民や利用者、そういう人たちとかけ離れていないかどうかというところだと思うんです。ここがやっぱり大事で、そこだけがなんか先に突っ走っちゃって、いや、ほかの人たち全然なんのこっちゃっていう感じで、それ今さら僕らに言われても、どうしようもないよみたいなことにならないように、やっぱり司令塔としての調整機能っていうのはやっぱりDMOの中には、私の最初に言ったところにも書かれていますよね。これができているかどうかということなんですけど、これ、まず一点。

もう一点は、先ほどのVALLEY TOURISMにしてみても、局にしてみても、いわゆる別団体というような形になっていて、行政ではありませんね。ですから、なかなかちょっと遠い存在になっているところもあったりなんかするんですが、我々からすれば。行政側ではこれに対してちゃんと、それこそ先ほどのお金を出している側として、分析しているかどうか、検証しているかどうかということなんですけど、この2点お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

DMOの施策の結果と、村の施策のようにパブリックコメントを求めるといようなことは行っておりません。ただ、議員おっしゃるとおり2つのDMOの施策、これがやっぱり村民の、特に観光事業者との連携を取ることは非常に重要かと思っております。今後そういった方法を検討して、村民の意見フィードバックできるような構築をしてみたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私からも補足で答弁させていただきます。

今、課長が答弁したとおりでございますけれども、現段階では、例えば観光局であれば、うちのほうから出ている理事がおりますし、また、予算をつける段階では、もちろん理事者査定というものがございます。

また、HAKUBA VALLEY TOURISMのほうは、私自身が理事になっておりますので、そうした中でのもちろん判断、方向性の正しいかどうかといったところの判断をしておりますけれども、それが対外的にまだ出ていない状況があるというところは、おっしゃるとおりだと思いますので、今、課長が申し上げたとおり、今後はそうしたところもより利害関係者の皆さんに開示できるような仕組みを連携して取っていきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） やっぱりこの合意形成って何をおいても大事かなというふうに思います。

旗振れどというような話になって、後ろ見たら誰もついてこないというんじゃない、これはやっぱりよろしくないんで、ぜひそういったことを続けていっていただきたいし、行政側としてもお金を出し

ている側の立場として、随時検証していただきたいなとそんなように思います。

この項目の最後の質問になりますけども、HAKUBA VALLEY TOURISM、HVTと観光局DMO、名前は違います。取りかかっていることも若干違います。でも、我々村民からすれば、同じことをやっているんじゃないかと、特にVALLEY TOURISMに関しては、もともとは、白馬プロモーションボードが前身になっていて、それをそういうような形にしてきたと、ほかの市町村も含めてやるような形になったと。さっき言ったように、海外のプロモーションも両方やっていますし、国内もやっていると。それから、冬場だけではなくて夏場のプロモーションも同じような形でやっている。

この際なので1つにして、もうちょっと分かりやすい組織に変えたらいいんじゃないかなと。誰が関わっていくとか関わっていかない、例えば今そちらにおられる村長がVALLEY TOURISMのほうに行っている。副村長は観光局のほうの副代表とそれから理事になっている。課長もそうですね。だから、そんなふうにしないで1つの組織にして、もうちょっと分かりやすい形にならないのかなと。これ以前から言われていることだとは思いますが、時代もこれだけインバウンドも戻ってきましたし、今さらながらというところだと私は思うんです。もっと言えば、スキー場のリフトの共通券化だとか、そういうようなことはもう既に終わっていますし、全体でこの地域全体を売っていきましょうということで、どこかだけがこう中抜けしてなんかやるとかって、そういうようなこともありません。

なので、この際なので今すぐというわけではないんですが、1つのちゃんとした大きな組織にして、もう少し力を持って、2つにお金を分けているんですけど、1つにすることによって経費も削減できることもあるし、逆に言うと、2つ一緒になることによって、もっと大きな力を持てるようになるかもしれません。ただ、ほかの市町村との絡みもあったりなんかしますので、これはまたなんか違う別の組織を作って、おやりになられたらいいのかなと私は思うんです。なので、この際なので、このDMOをやるに当たって、来年度更新になるっていうなんかさっきお話がありましたけども、それを契機に一緒にするっていうことはどうでしょうか。これは村長です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 津滝議員、おっしゃるように、両方で同じような事業をしているのではないかというご意見がこれまでもありまして、また、議会からの提言のほうでも役割分担をといるところがありましたので、私のほうでもやはりかぶるように、自分が見えた部分に関しては予算を切ったりですとか、同じようなものを行なわないように、特にプロモーションに関しては、もう片方のみが行なう、もしくは全くやらないというようなものは、大分精査はしてまいりました。ですが、おっしゃるように、3市村でやはり行なっているDMOというところが根底にHAKUBA VALLEY TOURISMの場合はありますので、なかなか白馬村だけの判断でできないというところもありますし、一方で白馬村としてこのぐらいの予算でこれだけのことをしてもらえると、かな

り効果があるという側面がある事業もかなり多くあるのも現状です。

ただ、それがなかなか外側に見えていないので、そこに関しては我々がしっかり反省してもっと見えるようにしていかななくてはいけないと思いますが、いずれにしても、一番機能する形がどういったものかということは、今後検討していかななくてはいけないと思いますし、やはりHAKU BAVALLEY TOURISMができた発端というところは、津滝議員、おっしゃるところがあると思いますので、その中で役割がどの程度果たしているか、もしくは一定のところ果たせたのではないかとといったところも含めて、今後判断をする中で、一番地域にとっていい形を模索していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） いや、どうしてももう一回聞きたくなりました。今索道で一番求められていることは、昨日の村長の挨拶でもそうだったんですけど、岩岳リゾートは、今季最高の入り込み、夏場が非常に良かったというようなこと。ゴンドラも今年の12月には架け替えられて新しくなります。今までよりもかなり山の上に行くゴンドラが10人乗りになるということで、非常に高速化され、たくさんの人も上がるということになるかなと思うんです。

今、白馬の索道というかスキー場に求められていることというのは、やっぱり夏場でも冬場でも同じくらい稼ぐということだと思うし、それから、やっぱり輸送力っていうのが非常に問われているのかなと思います。実際にお客さんから聞いても、遅いリフトで並んで昭和のようなことをされる。リフト券は上がった。でも、私たちスキーをやっている人たちからすれば、恩恵は受けられていない。レストハウスの食事も旧態依然としたような食事で堪能できないって。やっぱり例えば八方だとか何かにしたら、やっぱり索道の架け替えというのが、もう一番そこに力を入れなきゃいけないところだと思うんです。お客さんに来てもらってどうのこうの、それを何か一生懸命やるっていうことより、やっぱり設備とかそういったことが私は主だと思っているんです。

だから、そういうことに関して、やっぱりそれはもうそっちの案でやってもらう。行政側としては局を中心に、今言うようにプロモーション活動やそういったことをやると。なので、もう本当にここで、村長、言ってもらったほうがいいのかなと、私は思っているんですけども、1つの組織にしましょうよ。そのほうが絶対効率もよくやれるし、もっとものが見えてくると思うんです。こういう方向でいきますっていうものが見えてくると思うんです。

それと、もう一個大事なことは、このDMOに対して「みらい観光税」といわれるお金がほぼほぼ県ももう決まるような話していますし、白馬村でももうこの状態のまいますよというような形が今見えています。そのお金がやっぱりそこへ行くわけです。注入されていくわけです。そういうことを考えているときにどうなんですか、というそういう話なんです。

ですから、そのところは村長どうですか、もう一度。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今さっき議員おっしゃっていることは、まさに現状をよくご理解されていて、そのとおりだというふうに私も同意します。その上で、1つの組織にしたほうがいいのかというところになりますけれども、やはりいろいろな考え方があるのももちろんですし、私も1理事ではありますが、ほかの理事の考え方もございますので、ただ、あの1つの選択肢として、それは有力な選択肢という言い方はできるかと思います。

ただ、私がこの場で1つにしますですとか、それが最良ですということは、ちょっと明言は避けさせていただきたいと思いますが、有力な選択肢の1つであるというふうには考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 「前向きに」という言葉を、ただのいつもの行政用語の「前向きに」という言葉にしないで、本当に検討していただくということで、よろしくお願いします。結局これから資本の注入があつたりとか、様々な新たなフェーズに観光も変わっていくというようなことになりますので、今のまんまではよろしくないということだけは、ご理解いただきたいなと思います。

それでは、時間の関係もありますので、次のほうの質問に入らせていただきます。

トレッキング・サイクルツーリズム・エコツーリズムなどによる観光振興について。

レジャー白書によりますと、登山参加人口は500万から650万、25歳以上のサイクリストの人口は781万人とされています。ちなみにスキー人口は1998年の1,800万人をピークに、2020年には430万人まで減少し、今後も少子化や遊びの多様化によりさらに減るものと予想されます。登山愛好者とサイクリストを合わせた人口は1,430万人と大きな市場を持っています。今後もエコツーリズムや自然と触れ合うアウトドア産業は、環境配慮型志向が強くなっていく傾向です。

日本屈指の山岳景観と歴史あるアルピニストの聖地として、また、日本の農村原風景である里山の自然環境を有する村にとっては、早急に地区内の整備をすべきだと考えます。

そこで、次のことについて伺います。

- 1、通行不可の大雪渓ルートに代わるトレッキングルートの新設。
- 2、山案内人・観光ガイドの普及増員。
- 3、八方池山荘建替計画の進捗状況と猿倉荘の建替構想について。
- 4、サイクルツーリズムの普及と広域サイクリングコースの新設。
- 5、地域文化・歴史の活用によるエコツーリズムの推進。

以上、5点お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目のトレッキング・サイクルツーリズム・エコツーリズムなどによる観

光振興について、5項目のご質問を頂きましたので、順次答弁します。

最初の質問の大雪渓ルートに代わるトレッキングルートの新設についてお答えします。

白馬大雪渓の登山ルートについては、昨年度、大雨と雪不足により、8月27日に通行止めを行ないました。今年度も降雪量が少なかったことと大雨や崩落等の影響により、7月4日に通行止めをしています。この人気ある登山ルートを何とか楽しんでもらいたいという思いから、通行止め解除の可能性を山案内人組合や遭難対策協議会等を模索してきましたが、登山ルートの確保ができていないことから、8月23日に夏山シーズン中の通行止め解除を断念したところであります。

昨シーズン、今シーズンと通行止めが続いてしまいましたが、大雪渓ルートは過去にも通行止めを行なったシーズンが多くあり、そのたびに大雪渓に代わるルートの新設が議論されてきました。

平成21年6月には、県議会議員や当時の山案内人組合長が現地視察を実施しています。また、平成28年から令和2年にかけては毎年検討がなされ、猿倉から梅池自然園へ、白馬尻から梅池自然園に到達するトレッキングルートも検討されましたが、結論は出されていません。

しかしながら、残念なことに通行止めが2シーズン続いた今、やはり新ルートの必要性が問われていることから、検討を再開するよう担当課に指示をしたところです。

次に、2点目の質問の山案内人・観光ガイドの普及増員についてお答えします。

山案内人や観光ガイドは、登山者の安全を守り、リスクの回避や初期救助への対応はもちろんのこと、登山の楽しさや白馬の自然の美しさ、地元民のみが知る情報や魅力を伝えることで、登山者と観光客の満足度を高められることから、その存在は重要だと考えております。他の地域では特に高齢化が顕著ですが、本村においては、山案内人の登録者は111名、観光ガイド白馬マイスターの登録者は98名を数え、その登録者数は若干減少してはいるものの、ツアーに影響が出るといった状況ではありません。

しかし、地域観光の満足度の維持と向上のためには、山案内人と観光ガイドの育成、ホスピタリティの向上は必須だと思いますので、山案内人組合には、専門的なトレーニングや技術の向上をサポートすることで、新たな人材確保が可能となるように、育成プログラムの確立とその強化をお願いしているところです。

3点目の八方池山荘建替計画の進捗状況と、猿倉荘の建替構想についてお答えします。

村の所有する観光資源の中でも、八方池山荘は中部山岳国立公園内に位置し、美しい景観を一望できる立地にあるため、グリーンシーズンの魅力を増進する施設として大きなポテンシャルを秘めている観光施設です。令和元年から令和2年にかけて白馬村山小屋検討会議を開催し、令和11年度までに建て替えることとしました。また、令和4年度に基本計画を策定し、魅力ある観光施設・目的地となる場所、「誰もが行ける山小屋」とする方針を定めています。

年間を通した利用客により高い事業収益性が期待できることから、官民連携の手法の1つである、ビルト・トランスファー・コンセッション方式を採用し、民間事業者のノウハウと資金を活用する

ことで、効率的かつ魅力ある施設整備を行ないます。

具体的な事業実施のスケジュールは、令和7年度末までに事業者の決定と契約を締結し、令和8年4月から新山荘の設計・建設期間とし、令和11年10月頃の供用開始を予定しております。

次に、猿倉荘の建て替えですが、猿倉荘は昭和28年に建築された木造建築で、標高が高く厳しい環境下におかれています。また、白馬岳山頂への最短ルートで、大雪溪への入り口でもあり、入山者が多い登山口に立地しています。

令和2年に行なわれた白馬村山小屋検討会議において、メインルートの拠点として修繕を重ねながら現状維持を図り、令和9年度までに施設の魅力の最大化を図るように検討を行ない、その後、魅力化工事を実施すると決定されており、現在のところ具体的な建て替えの予定はありません。

次に、4点目のサイクルツーリズムの普及と広域サイクリングコースの新設についてお答えします。

近年、観光施策の一環としてサイクルツーリズムを実施する自治体が増えております。コロナ禍を機に、いわゆる密にならない移動手段として、自転車の価値が改めて評価され、注目を集めたこと、また、令和3年に第2次自転車活用計画が閣議決定され、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現が目標に掲げられたことが発端と考えております。

サイクルツーリズムは、自転車を活用した観光ですが、その中でも大きく3つに分類でき、1つ目は、自転車に乗ること自体を目的とするもの、2つ目はイベント、そして3つ目は、旅行やレジャーが主で、その中で自転車を利用するものとなります。

1つ目の自転車に乗ること自体を目的とするものでは、平成28年から観光局でサイクルツーリズム関連事業を開始しております。

2つ目の自転車イベントについては、村内で数多くのイベントが開催されていることはご存じのところかと思います。

3つ目の旅行やレジャーが主で、その中で自転車を利用するものについては、白馬小径の整備を行ないました。白馬小径は、白馬村内を自転車やウォーキングで豊かな自然に触れながら周遊できるルートで、白馬駅コース、八方コースなど5ルートを設定しています。

このように、サイクルツーリズムの普及に取り組んでおり、今後も推進していく考えてございます。

最後に、5点目の地域の文化・歴史の活用によるエコツーリズムの推進についてお答えします。

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化を体験しながら学び、その保全にも責任を持つ観光の形態です。重要なことは、観光活動が地域の自然環境や文化財に与える影響を最小限に抑え、観光客がその観光地の魅力を再発見し、環境保全の重要性を理解する機会を提供することで、観光の持続可能性を実現することと捉えています。

自然環境についてのエコツーリズムは、白馬マイスターツアーが最も分かりやすいものの例かと

と思いますが、山岳エリアだけでなく、里山をマウンテンバイクで巡るガイドツアーや、五竜植物園の学芸員と回る散策ツアー、星空観察など民間事業者が実施しているものもこれに含まれ、盛んに行なわれています。

一方で、歴史文化のエコツーリズムについてですが、白馬村の観光はその礎が登山にあり、スキー・スノーボード、前述のサイクルツーリズムなど、主体がアクティビティで形成されており、地域に残る神社や古民家等の歴史的資源や伝統芸能などの文化資源を活用保存しての観光活用は、民間でも実施しているものがほぼなく、行政として住民を主な対象に実施している公民館講座や青鬼地区の文化保全活動があるものの、観光客向けにはなっておらず、白馬村には難しいテーマではありますが、持続可能な観光地を目指す上では重要なコンテンツであり、村の今後の課題と認識しています。村民への歴史・文化・芸術資源の認識を深めることを促進し、できるところから観光活用につなげてまいりたいと考えています。

以上、津滝議員へのご質問への答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） さきのDMO、それからサイクルツーリズム、エコツーリズムのことにしましては、私が議員になってから、こういったことを一つ観光の柱にしてやっていきませんかというような一般質問でお話をさせていただいた経緯で、どちらも行政側でしっかりと取り組んでいただいて、サイクルツーリズムに関しては、非常に自転車で白馬を目指して、お見えになれるお客様も多くなりましたし、それはそれでいいことだなと、やっていただいてありがたいというふうに考えているところです。

一番、やっぱりこの中で関心の高いのは、2シーズン続けて大雪渓ルート、これが手軽に3,000メートル級の山に上がれるルートということで、これが通れないということになると、この間、新聞の記事にも載っていましたが、梅池ルートから上がっていくということで、非常にコースが長くなって、山小屋の人たちに聞くと、白馬大池山荘、そちらに1泊しなければ年配の方は上がれないと。だけど、そこには収容人数が山頂と全然違うので、限りがあるので受け入れられないと。結局、テントや何かを使うみたいな形にもおっしゃっていました。やっぱり早急にこのルートを考えていただくのがいいかなと。やっぱり猿倉というベースになることから、大雪渓の沢を上がっていくルートが一番いいんだろうなと。

一般的に「秋道」と言われる道がありまして、大雪渓の左側を8月の後半ぐらいから上がっていくようなルートもあったりなんかするんですけど、そちらはどちらかというと、非常に落石が多かったりして危険だというような話も伺っています。

山案内人の皆さんや山頂を経営していらっしゃる皆さんからお話を聞くと、新たなルートを右側、白馬岳側のほうに作ったらどうかという話があるんですけど、そういう話は聞いていますか。そこをまず伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

今年度、私も現地に行って雪溪の状況を確認したところですけども、現地でも山案内人組合の方々とは議論しました。村長答弁にあったとおり、基本的には猿倉から北股に渡って梅池自然園へ。あと白馬尻から梅池自然園。この2ルートが議論的には議論尽くされたルートかなというふうに考えております。

現状、結論出されていないんですけども、この2ルートを中心に議論を進める場合、この2ルートを中心に進めていくことになるかと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今のルートだと、やっぱりかなりハード、時間もかかるというふうに聞いています。そのルートも当然検討しながら、今言うように手軽に上がれるルートを考えていただいたほうがいいのかというふうに思います。

たまたま昨日ですか、上高地の何か国から指定を受けて、松本市が指定管理かなんかで、あそこの整備をするなんて話もあったりなんかしたんですけども、私のところにはまだそんな情報が入ってきていませんし、どういうふうな形でやるのかどうか分かりませんが、併せてやっぱり今の猿倉荘かなり老朽化しているし、以前もちょっと話しましたが、トイレがかなり悪かったりとかあって、あれはあれとして、やっぱり昭和の山小屋の建物ということで、それ以外に、近くに土地を見つけ、それに代わるものを建てたらどうかななんていうふうに思うんですけど、先立つものは当然ありますが、ぜひ検討していただきたいなとそんなふうに思います。

あわせて、私の言っている山案内人、先ほど村長の答弁でもありましたけど、当然必要だということです。それはそのとおりであると思います。ここで言っている観光ガイドというのは、いわゆる山に上がる人たちだけではなくて、里も含めた観光ガイドという意味合いで申し上げたところがありまして、もっと低い低山帯と一緒に歩いたりとか、例えば村の中と一緒に、よく公民館かなんかでやられていますけども、神社、仏閣なんかと一緒に歩きながら、いろいろガイドをしたりなんか。こういう人たちがどうも少ないという話を聞いていまして、ぜひ次の新たな白馬村のコンテンツ、先ほどのDMOに関わる話ですけど、コンテンツになると思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

それから、広域サイクリングコース、サイクルツーリズムをやっていけば、やっぱりロングでみんな走りたがるんです。ここだけだと白馬だとすぐ終わっちゃうんで、やっぱり山坂結構あるし、きついのはきついんですよね。ですから、そういうことを考えたら、やっぱり広域でサイクリングコースを作っていたほうがいいのかというふうに思って、長野と、それから新潟等がやっぱり次のルートとしてあるかなと思うんですけど。試験的にサイクルトレインなんか走らせて、こ

こで行くとやっぱり日本海に出ればそれなりのロングコースがあったりなんかするんですけど、サイクルトレイン、試験的にしかまだ使われていないんですけど、常設するというような考え方、何回かやられて利用されている方もおられたりなんかするんですけど、今バスも動いたりなんかしていますが、こういう動きに村長はどのようなお考えを持っていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） サイクルツーリズムの普及というところは、やはりこれから通年型観光を目指す上では大きなコンテンツになるというふうに我々も思っておりますので、普及に努めていきたいと思います。

その上で、広域というところで今サイクルトレインの話が出たんですけども、なかなか通年というところになると、事業性というところで、民間のほうがやっていただけるかというところは、まだまだそこまでの需要になっていないというのが現状でありますので、広域も連携をしながらルートをまずしっかりと整備する中で、実際に来られる方が増えていけば、しっかりと通年で走らせていけるような事業性も出てこようと思いますので、まずはしっかりとルートを整備するということを重点的に取り組んで、少しずつサイクルトレインの数も増やしていければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 安全に自転車に乗って楽しめる環境を作っていただくように、関係機関と調整をしていただいて、対応していただきたいなとそんなふうに思います。

エコツーリズムですが、先ほど観光ガイドの話もありましたけども、させていただきましても、いわゆる自然環境・歴史文化、そういったものをここで楽しんでもいただくというところなんです。そういったところで、いろんなイベントもやっぱり必要になるかなと。こういうことやるから来ませんかみたいな。その最たるものがやっぱり塩の道祭りだったりなんかするんですが、ああいう類いの塩の道祭りみたいな、あんな大きなものじゃなくてもいいんですが、そういった類いのやっぱり振興していくためには、啓発イベントというのは絶対必要になってくるかなと思うんです。

エコツーリズムのことに限っては、村としては何もやっていない。局も観光課もやっていない。これをぜひやっていただきたい。その考えがあるかどうかということ。

それからちょっと戻りますが、すみません。自転車ですけど、これも様々な今民間でイベントをやられています、自転車に関して。マウンテンバイクのフリーライドで、クランクワークスという世界的に有名な大会があります。オーストラリアとカナダ、ヨーロッパの一部で行なわれたり何かするんですが、物すごいスポンサーもついてやります。実はこのクランクワークス、白馬でもやりたいという今動きがありまして、有志がいろいろオーストラリアやニュージーランド、カナダ辺りまで行って、コース設計をしたり、スポンサーを見つけてきたりというようなことをやられている

という話を聞いています。マウンテンバイクのもう最大のイベントなんですけど、カナダのウィスラーでは、ここに集まるだけで何十万人も集まるという話を聞いています。私もコースは見てきました。物すごいコースです。

ぜひこういったイベントを啓発するということ、それに合わせて人材も育つと私は考えているんですけど、ぜひそのところを、村長、お考えどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁をお求めします。村長、あと2分ですので、よろしくお願いします。

村長（丸山俊郎君） まず、前段のエコツーリズムについてですが、おっしゃるとおり、やはり白馬が今弱いところでもあります。実はちょうど本日なんですが、白馬村、観光庁の認めます、持続可能な観光ガイドラインの国際認証版、初めてできまして、日本1号に選ばれました。これまたリリースさせていただきますけれども、その中で自己分析をしなくてはいけないんですが、やはりその文化、歴史というほうが弱いというところは我々も認識しているところで、これからそこをより強くしていかななくてはいけないというのが、そのガイドラインとしても示されておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

今年に関しましては、行政のほうで、青鬼の土壁ワークショップと、今月行なわれます石積みのワークショップを行なうんですが、これ、観光目線でぜひということで観光庁にも提出したんですけども、主体が村ということで補助金をつけていただけなかったんですが、こうしたものを観光目線でもやっていくということは重要なというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

クランクワークスについては、ちょっとまだ事業規模や予算のほうが分かりませんが、村でできる応援はしっかりと、サイクルツーリズム、また自転車を推進する村として行なっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。残り時間はあと1分です。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私の質問は以上で終わりにします。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 第2番増井春美です。

それでは、本村農業の現状と目指す未来像について、早速ですが、進めさせていただきます。

本年4月に開催された大北地区地域計画等の研修会によりますと、令和5年4月、国の農政の大転換で農業経営基盤強化促進法の改正があり、10年後の農業地域計画の法定化がされました。農地を誰が耕作するか、何を作るか、令和7年3月末までに1圃場ごとの耕作を明確にして、10年後、2035年の耕作者を示すことが全市町村に策定が義務づけをされました。

本村の現状の最大の課題は、農業者の高齢化と後継者不足にあります。担い手の水稻は、大規模3法人に集積されており、10ヘクタール以上の5法人、1個人の集積率は63.3%となっております。畑も入れますと80%ぐらいになると思います。また、本村は水田経営主体の地域で、水稻・ソバの土地利用型作物の組合せが主となっております。観光客向けの直接販売や宿泊事業者向けの野菜等の生産も増加しつつありますが、各経営体の規模は限界となりつつあります。農地の集約・団地化を進め、作業効率を高める必要があります。また、小規模経営体は離農が増えると予想され、中規模経営体の規模拡大や新規就農者の確保が必要であると指摘されています。

そこで、次のことをお伺いします。

1、本年3月、農家を対象に「農地利用の意向に関するアンケート」調査が実施されました。その結果を受けて、村の見解をお伺いします。

2、鳥獣被害は、就農者の営農意欲を減退させ、耕作放棄や離農の増加が懸念されます。被害の現状と具体的な対策についてお伺いします。

3、耕作放棄地の面積はどれくらいで、荒廃化の程度がある程度区分できれば、その面積と農地全体に対する割合。あわせて、これらの耕作放棄地の再生と有効活用についての具体的な対策があるかをお伺いいたします。

4、10年後を見据えた農業の「地域計画」、「目標地図」の進捗状況と小規模農家や地域住民への周知をどのようにされているかをお伺いいたします。

5、本村の先端技術を使ったスマート農業の現況と今後の支援体制についてお伺いします。

6、担い手、農業法人等に農地を集めるということは、逆に言えば、兼業農家や小規模農家を農地から地域コミュニティーの弱体化につながるとも考えられます。村の見解をお伺いします。

7、中山間地の多い本村の農地を守るため、どのような農業振興に取り組むお考えかをお伺いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 増井議員からは、本村農業の現状と目指す未来像について7項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたしますが、農業施策の憲法とも言える食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、国レベルの大転換期を迎えており、質問項目も多いことから、少々答弁が長くなることをご理解願います。

1点目の「農地利用の意向に関するアンケート」結果を受けての見解についてですが、率直に言

えば、全国的な傾向と同様であったということです。結果については広報はくば6月号に掲載しておりますので、村民の皆様からのご確認いただければと思います。

結果の概要であります。回答農家の平均年齢は69.3歳で、令和4年農林水産省発表の68.4歳より1歳ほど高い結果になりました。ただし、未回答の中堅層農家もいることから、実際の平均年齢はもう少し低いものと推察しております。

アンケートは3項目で構成され、項目1は10年後の農業経営についてです。「農地を所有しているが、既に農業を行っていない」、「規模を縮小したい」、「高齢などの理由で、近い将来農業を続けることができない」などが66.1%で、10年後の農業経営者は大幅に減少する見込みであります。長野県農業会議の発表によると、本村の令和17年の農業の働き手は65人との予測が示されており、うち5割強が85歳以上との予測もあります。

項目2は後継者についてです。「後継者のめどは立っていない」が57.6%という結果になりました。様々な産業が後継者不足と言われていますが、農業は定年後に就農されることもいることから、定年延長による影響や都市部への人口集中も後継者不足の一因と考えております。

項目3は自由意見として、新規参入者を増やすための提案等です。多くの貴重なご意見を頂き、この場を借りて改めて感謝を申し上げます。

今回のアンケート結果を見ると、国の傾向と同様に、本村でも将来的な農業経営者減少が浮き彫りになりました。地域で生産した農産物を地域で消費するという基本を大切にしながら、観光地・白馬村として改めて農業者のために人口減少社会に見合った農業施策に取り組む重要性を感じたところです。

2点目のご質問の鳥獣被害の現状と具体的な対策についてですが、毎年、農林水産省が実施している調査によると、令和4年度における野生鳥獣による農作物被害額は、国全体では約156億円、長野県は約4億7,800万円、北アルプス地域は約1,500万円、白馬村は約50万円となっており、上昇傾向となっております。特に熊の出没は報道にもあるとおり、昨年に引き続き全国的に非常に多い状況です。本村でも昼夜を問わず目撃情報が寄せられており、猟友会や農政課で構成する鳥獣被害対策実施隊が警察と連携し、対応に当たっております。

里への出沒要因は、専門家による見解が諸説ありますが、昔のように人が里山に入らなくなり、山と里の境界が曖昧になったことも大きな要因と考えており、里の農産物や蜂の巣を求めてさまよっている個体を見ますと、人の生活様式を見つめ直す必要もあるものと感じております。

また、猿、鹿、カモシカ、イノシシ等の目撃も増加しております。熊同様、専門的な見解は諸説ありますが、温暖化により季節の境目が曖昧になっていることも要因の一つであると考えております。

鳥獣被害対策としましては、個人でできること、そして、農地に餌となる残渣を残さない、個人農地への電気柵設置が挙げられます。地域単位でできることとして、有害鳥獣を寄せつけないため

の普請等による緩衝帯整備、広範囲の電気柵の設置が挙げられます。最終的な手段として、専門家によるわな・猟銃による駆除となります。村では、昨年「村民草刈りウィーク」を設け、村民に環境整備を呼びかけるとともに、庁内では、各課が管理している施設、土地、通学路周辺の環境整備に加え、連日、集落支援員が山際や村道周辺の草刈り、やぶ刈り、支障木撤去等の環境整備、また、定期的に白馬村林業経営者協会による環境整備もお願いしております。

熊目撃情報があつた際には、速やかに緊急放送の広報無線やSNS等でお知らせすることを心がけておりますが、無線放送に対しても様々なご意見があることも事実です。また、目撃情報だけでなく、駆除の結果を公表してほしいとのご意見がありますが、駆除への影響を鑑み、公表は差し控えております。

猿等の野生鳥獣については、通報があつた際の追い払い、GPSによる追跡、大型おりによる捕獲を試みておりますが、残念ながら、際立った成果には至っておりません。

3点目の耕作放棄地面積と有効活用についてですが、毎年、農業委員会による農地パトロールを実施しています。耕作放棄地は大きく2つに分類されており、昨年度実績によると、再生利用可能なA分類が12.5ヘクタール、再生利用が困難なB分類が20.1ヘクタールとなっております。ただし、調査し切れない耕作放棄地もあるものと推測されるため、実際には調査面積よりも大きいだろうと考えております。

耕作放棄地も全国的な課題となっておりますが、本村の取組としては、耕作放棄地を増やさないための優良農地確保対策として、ハード事業では北城地区のほ場整備事業、ソフト事業では農業振興地域整備計画の見直し、いわゆる農振農用地の見直しに取り組んでいます。

前回議会定例会の太谷修助議員の一般質問でも答弁しましたが、台帳、図面、現地の3つが一致していない農振農用地がありますので、現在、1筆ごとに優良農地の選別作業を行なっています。具体的には、1、現在、農業振興地域で今後も残していくべき農地か、2、現在、農業振興地域ではないが、今後、編入したほうがよい土地か、3、現在、農業振興地域だが、今後、除外したほうがよい農地か、これらを勘案し、素案を作成した上で農業委員会に諮り、許可権者である長野県に申請し、許可を得ることが見直し作業の流れになります。

国は、食料自給率の観点から、農地の総量確保のため、都道府県で面積目標を設定する方針と聞いておりますので、国の指導を仰ぎながら粛々と作業を進めてまいりたいと考えております。

また、最近、遊休農地に果樹類のヘーゼルナッツ、リンゴ、ブドウ等を植栽する農業者もおります。果樹は収穫までに数年を要し、雪の心配もありますが、気候も変わってきたことから産地化の可能性もあり、JA大北でも推進していくと伺っておりますので、今後、村でも何らかの支援ができないか検討しております。

耕作放棄地の増加は、高齢化、人口減少による農業者減少のほか、複数的な要因により米農家がいなくなってきたことが大きいと考えており、一朝一夕に解決はできません。

農家収入の向上は、国レベルでの農業施策はもちろん、自治体レベルでの工夫のほか、消費者理解が必要になります。村としては、農業者数、体力に見合った優良農地確保・選別が必要であるとも考えており、できることを進めていく所存ですので、関係各位のご協力をお願いいたします。

4点目の「地域計画」、「目標地図」の進捗状況と小規模農家や地域住民への周知についてですが、まず、進捗状況は、令和3年度の人・農地プラン懇談会やアンケート調査を含め、関係者との懇談会を農業委員会と連携し、10回程度実施、また、研修会等へも参加してきました。本年6月から8月に開催した懇談会では、神城地区、北城北部地区、北城中南部地区に分け、認定農業者や関係者に参集いただき、地域ごとの現況地図を基に話し合いました。

今後、地図の修正を行ない、11月に開催予定の懇談会ではなるべく多くの方にお声がけをし、地図素案を示す予定で準備を進めております。その後、1月頃までに修正作業を行ない、2月頃には告示してまいりたいと考えております。

村民への周知ですが、掲載可能な資料や懇談会要旨等は、極力、行政公式ホームページでの公表に努めております。

農政課では、地域計画、目標地図に限らず、広報はくばにおいて、「白馬の農林業」と題し、シリーズで農林業に関する情報発信をしており、地域計画、目標地図に関係する記事としては、全制度の人・農地プランを含めると計8回ほど広報に掲載しております。

5点目のスマート農業の現況と今後の支援体制についてですが、スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・高品質生産を実現するための技術で、メリットとしては、人手不足の解消、農作業負担の軽減、技術のデータ化などです。また、デメリットとしては、導入に際してのコストです。

村内の現状を何点か紹介しますと、1、水田の水管理をスマートフォン等で行なう自動給水栓システムは、北城南部ほ場において導入予定で、実証実験を行ないました。

2、ドローンの活用は、防除、施肥のほか、専用アタッチメントによる水稻の種の直まきに利用されています。昨年5月に、北城南部ほ場約1ヘクタールでドローンによるデモンストレーションが実施され、今シーズンは、農業法人が専用アタッチメントを使用して約6ヘクタールの直まきを行ないました。これにより、苗運び等の重労働の軽減、田植え作業の労働時間が大幅に削減されます。発芽率や収穫量は今後の課題ですが、担い手不足の一助になることが期待されます。

3、ラジコン草刈り機は、令和3年以降、販売店、メーカーのご協力によりデモンストレーションが実施されています。傾斜地でも運転することができ、猛暑やほこり、振動の影響を受けにくいことが利点です。

4、充電式草刈り機等は、村では、環境に配慮した草刈り機等の導入を目指し、令和5年度から一般農家向けの補助事業を実施しています。スノーハープクロスカントリー大会前の各団体による草刈りにおいて、販売店、メーカーのご協力によりデモンストレーションが実施されました。

今後、農業機械のスマート化が進み、将来的には、地球温暖化の観点からEV化も予想されます。村では、本年度から認定農業者向けのスマート農業機械補助事業を導入して支援に努めておりますが、特に土地利用型農業は、農業機械導入と方針が必要不可欠です。世界情勢から、農業機械価格も大きく高騰していると同っておりますので、今後、状況を注視する必要があるものと考えています。

6点目の担い手への集積と兼業農家や小規模農家、地域コミュニティの弱体化に関する見解ですが、まず、議員がおっしゃる「兼業農家や小規模農家を農地から引き剥がし」という表現が適当であるとは思えません。小規模農家、特に水田農家は、高齢化や農業機械が更新できない等の理由によりご自身で耕作が不可能になり、担い手に託しているものと考えていますが、これは全国的な傾向であるものと認識しています。本来であれば、農地であれ、森林であれ、ご自身の土地はご自身で管理することが大前提ですが、食料生産や災害を防ぐといった公的な側面もあることから、行政が事業実施することもあります。

農業は、国民の食生活を支えることが基本にありますので、地方自治体は、国の施策・方針を基に、「なりわい」としての農業施策を進めることになります。その一方で、農業は、「生きがい」としての側面もあります。農業機械が動かなくなり、田んぼ作業ができなくなっても、くわ、じょれん等の最低限の農具があれば畑作業は可能です。自分で栽培した農産物を自分で食べることが農業の基本であり、現代では、これができることはある意味、最高のぜいたくとも言えます。

かつて「三ちゃん農業」と言われたように、各家庭は兼業農家が当たり前で、学校では、田植え休み、稲刈り休みもありました。農繁期の土日ともなると、家族総出で田んぼに出て農作業をして、おやつ、お昼も田んぼで取ることが日本の風景でした。また、村落共同体として、地域は一代限りでなく何世代にもわたり、農業を主体として社会的関係を築いており、現在よりも地域コミュニティははるかに濃密だったと認識しています。時代とともに地域コミュニティの在り方も変化してきました。終盤を迎えた第5次総合計画の基本理念にあるように、多様性を尊重しながら、白馬の豊かさを問い続け、構築・成長することが地域コミュニティに対する見解となります。

最後に、7点目の中山間地の多い本村の農業を守るための農業振興ですが、今まで答弁してきたことが村の農業振興の基本であります。加えて言えば、例えば、青鬼地区の紫米は、若い農業者が村の特産品のために一生懸命取り組んでおりますので、これからもそのような担い手に対する支援を考えてまいります。

当たり前のことですが、人間は食わずには生きていけません。今日の白馬村は、昔から住んでいる人々と国内外から移住してこられた方など、人口が減少傾向であるとはいえ、活気があると感じています。全ての方々が慣行農法、有機農法、自然農法といった農業形態や営農規模の大小にかかわらず、お互いを尊重しながら農業を営むことができるように、村としては、優良農地を確保しながら、耕作放棄地化を極力抑え、「なりわい」、「生きがい」としての農業振興に今後も取り組ん

でまいりたいと考えております。

以上、増井議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

まず最初に、先ほど、村長のほうから「地域コミュニティーを引き剥がす」という表現、私もこの時点ではそんなことを思ったんですけれども、いろいろな人のことを聞いてみると、確かにそれぞれの課題があって大変不適切だったかなということで、おわびをまずいたします。

それでは、再質問ということで進めさせていただきます。

まず、農政課長にお伺いいたします。アンケートの中に最も多い質問といたしますか、意見があった中で、農地の貸し借りの契約については、農業委員会を通じて幾つかの方法というのがありますけれども、そういう意見が出ておりました。農家基本台帳にある農家の総数、それと農地バンク——これは農地中間管理機構ですけれども——を通して契約されている農家、また、利用権設定による契約をされている農家、それぞれの農家数を分かる範囲でお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えいたします。

農家基本台帳の農家数ですが、これは約3,000戸になります。平成26年度から令和5年度になりますけれども、農地バンクに貸している農家は162人、農地バンクから借りている認定農業者は8人でございます。

利用権設定ですが、個別にこれは1年から10年の設定になるものですから、件数が非常に多いので、集計に非常に時間がかかることから、令和5年度のみ数字ということになります。貸している農家は87人、利用権設定で借りている農家は27人になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） まず、このほかに農地バンクと利用権設定をされている農家というのは今お聞きいたしました。それ以外に農地法第3条による契約、要はそれぞれのお互いが契約書を取り交わすというようなことがあると思いますけれども、この農地法第3条という契約というのを、農政課長、いま一つ簡潔にご説明いただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農地法3条ですが、農地をご自身、所有者から違う方に貸すというような契約になります。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 分かりました。そうしますと、農地バンクと利用権設定を契約されている

農家数、合わせて数少ないわけですがけれども、農地法第3条で契約されている方が多いというふう
に理解いたしました。

質問なんですけれども、こういう農家数というのは、これから目標地図を作成する中ではっきり
としてくると思います。

次の質問に移ります。法の大改定によりまして、利用権設定で契約をされている農家は、来年、
令和7年4月以降、農地バンクを通しての契約をしなければなりません。村の考えをお伺いいたし
ます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農地バンクに対しての考え方ということですが、これは法定事項ですの
で、粛々と事務を進めることになろうかと思います。

地域計画、目標地図の法定化に伴いまして、令和7年4月以降は、原則、農地バンクを利用する
ことになるということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それで、前回、太谷議員の質問にもありましたけれども、課題といいま
すか、この法の法改正の制度を浸透するために地域懇談会を開催されているということで、10回程
度、いろんな形でされているということなんですけれども、地域の皆さんで地域の農業、将来を話
し合うということは大変大事なことでと思います。どのように進められているか。例えば、参加人
数がどのくらいか、もしくは、地区の役員の方は現在入られているか、内容とか、そういうのを簡
単で結構でございますのでお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 地区懇談会の状況というか、ということだと思いますが、地域計画、目
標地図に関しては、村長の答弁のとおりでございます。あと、農地バンクの周知等ですが、これは
広報はくばでもお知らせしておりまして、営農計画には個別に同意しておるというような状況で、
個別の懇談会の予定はございません。

あと、地域計画の懇談会ですが、これから、今までも10回程度開催しておりまして、基本は農
業関係者ということになっておりますが、11月にもう一度開催する予定ですが、これは広く地区
の役員さんですとか農業をやっている方が基本になるかと思いますが、そうでない方ももし興味
があれば来ていただければと思っていますので、広報等に努めていきたいと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） まず、地域の皆さんという捉え方なんですけれども、実際、農業関係者、
恐らく担い手の方と認定農業者、農業法人の方と、あとは大きくやられている方が集まられて話を

されていると思うんですけれども、この法律がもう大改正になって、来年の4月からは農地バンクを通してということのお話はされていると思うんですけれども、その辺の皆さんの反応といいますか、そういうのはどういう意見があるかお聞きいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農政課に寄せられる意見はさほどないというようなのが現状です。ごく数件は、改正になるんだねというような反応はありますが、一応そのような状況でございます。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私、気にしているところは、地域の皆さんと言うんですけれども、農業関係者の方だけ集めて今やられると思うんですが、広くいろんな方に集まっていただいて、いろんな意見をお聞きするということは大変大事なことだと思います。今、地域を見回してみますと、先ほど村長のほうからありました鳥獣被害のこともありますし、そういうことで、ぜひ広く周知していただいて参加できるような形を取っていただきたいと思います。

じゃあ、それでは、次の質問に参ります。

鳥獣被害、耕作放棄地について質問いたします。

村は、農地の保全や美しい景観の保持、野生動物発生により農作物などの被害を防ぐため、村民が任意で「村民草刈りウイーク」を実施しています。その効果をどのように見られているか。これは村長にお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 「村民草刈りウイーク」は去年から始めた事業でありますけれども、実際に何名の方が協力していただけたというデータは取れておりませんが、期間中に村内の至るところで草刈り作業を実際に行っている光景ですとかを拝見しまして、また、そうした様子をご自身でネットで上げるなどして、それに対して皆さんから建設的なコメントがあるようなのを見受けまると、非常にいい効果があるかなというふうに感じますし、この場をお借りして、協力していただいた皆さんに感謝を申し上げるところでございます。

基本的には、やはり個人のことは個人で、地域のことは地域で協力し合っという意識を持っていただければと思いますけれども、一方で、やはり全体でやるというところでインセンティブですとか、モチベーションといったものも必要になるかなというふうに思いますので、そうした中では、期間中に自主的に地区内ですとか、公共エリアのところの草刈りをしていただいてSNS等で上げていただいた方で、村のほうでもそれをホームページ等で活用させていただいた方には、チップソーを粗品としてプレゼントさせていただいたりですとか、また、活動を促進するために、村男Ⅲ世に実際に草刈りをしてもらって、そうした写真を、画像を使うことによって、皆さんに親しみを持って参加していただくといったような工夫はしたところであります。まだ2年目ではありますけ

れども、一定の成果や機運の醸成というのはできたのではないかというふうに感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今、村長のところから答弁を頂きました。私も「草刈りウイーク」というのは大変いい活動で、評価しているところでございます。

それでは、次の質問をいたします。

荒廃農地、農業用水路、環境整備について質問いたします。

村内を巡回、私してみますと、地区によって雑草がかなり生い茂ったり、農業用水路の管理も行き届かない箇所が目立ちます。「観光立村」をうたう白馬村の景観として、大変残念に思うところでは。

草刈り等につきましては、過去に何回も議会で取り上げまして、「検討する」ということになっていると思うんですけども、財源がかかることでもありますし、相当苦慮されているのかなというふうに思います。

この対策というのは、白馬村としてはしっかりやらなきゃいけないというふうに考えておりますが、今現在の対策といいますか、そういうことをお考えであれば伺いたいします。これは村長のほうがよろしいんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。

第2番（増井春美君） じゃあ、農政課長にまずお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 草刈りですけれども、行政が今実施していることについては村長が答弁したとおりでございます。あと、加えて言いますと、村内では、12組織が多面的機能交付金支払事業に取り組んでいただいております。これは農業関係になります。あと、森林の関係でいきますと、地区によっては協議会を組織しまして森林整備に取り組んでいただいているところもあります。

先ほど来ありますが、個人の農地ですとか森林というのは個人で管理することが基本であると考えておりますけれども、なかなか高齢化ですとか諸事情によって管理し切れていないというのが実情であります。

今、先ほど来出ています利用権設定というような話もございますが、そういう状況、状況はそういうふうにご利用権設定も進んで委託している状況が多いということではございますが、営農と草刈りというのは別々に考えていくようなことも必要なのかなというふうには考えております。例えば、他の地域でいきますと、NPOですとか、草刈りとか環境整備に特化した法人というものもあるというふうにお聞きしておりますので、そういうこともこれからの課題かなと思っております。

また、村では、ふるさと納税を活用しまして、公的や公共的な団体へのふるさと納税の活用とい

うものの補助整備もありますので、一応、こんなことをご紹介します。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私、こういう質問をしましたのは、前回といいますか、過去にこちらのほうで議員が質問している、何回もされていると思うんですけども、広報はくばについては、農政課の皆さんはかなり広報といいますか、周知をされているというふうに私も評価しております。広報はくばに出ていた中で掲載されておりますけれども、この中に、ちょっと読みますが、「地域の個人が実施することも大切だが、集落や協議会単位の森林整備作業として総合的に取り組むことにより、効果が発揮するものとの考えが示されています」。今、農政課長の言葉をお聞きしますと、集落でこういうものをやられているようなことをお聞きしましたけれども、これは、各地区によっては、もう昔ながら、もう当然ながらそういうことをされていると思うんですけども、やっていない、農業をやられていないような地区もあるわけですね。ですから、それは集落にも区のほうにも積極的に働きをかけていただきたいと思いますし、今、農政課長が言われましたふるさと納税を活用したもので公的という、こういうところじゃないかと、私、今お聞きして感じたんですけども、その辺はどうでしょうか。村長、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 増井議員おっしゃるとおり、やはり時代の変化とともに地域のコミュニティーというのが希薄になっている中で、ただ、実際には地域の景観ですとか環境を守っていくためにはしていかななくてはならない作業になりますので、いろいろな工夫をして実施していくことが検討されるころだと思います。

ふるさと納税を活用したというのが一例で今出ましたが、ほかにも観光で来ている人たちに協力してもらうですとか、いろいろアイデアはあると思いますので、そこら辺はちょっと今具体的にどういったことを取り組むというふうな明言ができなくて申し訳ないんですけども、必要な事業だと思いますので、担当課と知恵を出し合いながら、よい解決策が取れるようにしっかりと考えていきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 草刈りについてはもう延々とやっているところだと思います。やはりこの辺で、今、ふるさと納税という話が出ましたが、こういう公的なことでやらなければなかなかこの先も続かないというふうに思いますので、ぜひその辺はまたお考えいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問にいたします。

私は、農業といいますか、兼業で3反ほどの農地をお借りして、利用権設定でお借りしてやっているんですけども、小さい農業がこれからうまくやっていければいいかなというふうに考えてお

ります。

そこで、市民農園について質問をいたします。

市民農園は、小面積の農地で野菜や花等の栽培による農業体験を通じて自然に親しみ、農業に対して理解を求めるとともに、地域の活性化を図ることを目的にしています。

本村には、市民農園「はくば」がありますけれども、市民農園の現状と今後の計画について、農政課長にお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 今ある市民農園なのですが、白馬高校の東側で実施しております。地権者の協力の下、実施しております。市民農園といっても、法律がありまして、特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律というのがございまして、それに基づいて農業委員会が承認をして、村と地権者が協定を結んで開設しているというような状況になっております。

1区画は100平米で、1シーズン500円、今、本年度は12区画の農園を開設しておりますが、営農状況については人それぞれ様々というような状況でございます。

今後、農政課としては、現在の農園のほかに、例えば、減農薬ですとか有機農薬に特化した市民農園というのが設置できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私も白馬高校のすぐお隣にある市民農園をちょくちょく見ますけれども、耕作されているかはそれぞれということだと思います。今、農政課長のほうから、減農薬、また、有機農業、そういうこともこれから推進していかなくちゃいけないというふうに思います。そういうことで、積極的に考えていただいて、こういう市民農園、いろんな形があると思いますけれども、本村独自の考え方で進めていっていただければというふうに思います。

それでは、これで最後の質問になります。

本村の目指す農業の未来像ということを私なりに考えたときに、囲場された農業振興地域のようには、大規模化や効率化しやすいところは、これはどんどんと、国の方針でもありますし、食料保障のことは理解できますので、どんどん進めていっていただければというふうに思います。そうでないと、白馬村の農業は、もうこれで立ち行かなくなるというような認識をしております。しかし、小さくても、私のような小さくても兼業農家であっても、趣味的であっても、そういう農業との関わりがある地域コミュニティであってほしいというふうに考えております。

これからますます高齢化や農業人口も減少していく中で、法改正もあり、これから農地バンクを通じてでないと農地が借りられなくなる。小さい農家は、これでは借りにくくなってしまいます。もちろん、囲場された農振地域かどうかによって運用のさせ方は違ってくると思いますけれども、小さい農家を生き残れるように、本村の農業が担い手、大規模でも小さな農業でも継続していける

ように願っているところです。

村長は、冒頭いろいろ答弁いただきましたけれども、まとめまして、村長として白馬の目指す農業、未来像、こういうところをお話いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私も増井議員と同じように、小さな農業、また、趣味で行なっている農業でも、しっかりと将来にわたって続けていけるような村になっていくことを望んでおります。

そうした上で、目指す農業の未来像という言い方をしますと、答弁の最後にも申し上げて重なる部分もあるかと思いますが、慣行農法、有機農法、自然農法といった農業形態の形態ですとか、営農規模の大小にかかわらず、お互いを尊重しながら行ないます「なりわい」、それから、「生きがい」としての農業という言い方ができるかと思いますが。未来像ではありますけれども、美しい里山風景をつくり上げているという昔ながらの農業であるという言い方もできるかもしれません。

人口減少ですとか時代の変化を現実のものとして受け入れつつ、行政としては、国の方針と農業関連法を守りながら、農業は地域にとって非常に大切な産業であり、生活文化であるという意識の下、振興することが重要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 第6番尾川耕です。昼一の一般質問を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1番です。宿泊事業者の実態調査。

観光業が主産業の白馬村において、特に宿泊事業者が1,000件を大きく超える村では、正確な宿泊事業者の実態解明が必要不可欠だと考えます。宿のタイプ、宿泊定員数（ベッド数）価格帯などの情報は正確につかむことにより、観光商工の施策に生かせ、オーバーツーリズムの対策や景観や環境保全、交通問題など村づくりを行なう上で重要なデータになります。

住民約8,500人に対し、多いときには旅行者（滞在者）がその2倍とも3倍とも思われる地域のまちづくりにおいて、この把握は重要なウエートを占めていると私は考えます。

また、近年増えているが、実態が把握できていない、フロントがない、管理人が常駐していない

コテージタイプの宿の防災や近隣住民からのクレーム対策などに課題を感じております。

さらに宿泊税等新たな財源を検討している村長に対し、議会は「新たな財源確保に関する提言書」を6月に提出しました。その中の宿泊税に関する6つの提言のうち、④として、「外国人・外国籍企業等の所有経営する施設はもとより、村内全ての宿泊事業者の実態把握は必須です。課税データ、保険証のデータに加え、地域への聞き取り、さらに足で調査し、正確な実態を把握し、議会にも示してください」と求めています。

以上のことより、安心してみんなが暮らせる村づくりをしていくためにも、宿泊事業者の実態調査が必要不可欠だと考えます。

質問の1つ目、議会の提言④に対して、どのような対応を行なっていますか。また、実態把握の進捗状況は。

2、昨年12月定例会の私の一般質問で、「箱根町では許可番号や常時連絡の取れる連絡先を掲示する条例がある。そのような条例をつくる気はないか」と質問に対し、村長は、「箱根の事例を調べて、実際には課題もあろうかと思う。問題・効果も調べ、検証はしていきたい」と答弁しました。実際に調べましたか。また、検討した結果は。

3、県の旅館業法施行条例によらず、市町村が独自で条例化した「宿泊事業者に対する責務条例」等を調べ、検討しましたか。この例は東京都武蔵野市の旅館業者の責務等に関する条例などがあります。

以上3点、お答えください。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 尾川議員からは、宿泊事業者の実態調査について3項目のご質問をいただきましたので、順次、答弁いたします。

1点目の議会の提言への対応と実態把握の進捗状況についてですが、この項目については提言を受ける前から課税データ、旅館業法データ、給付金支給データ、団体データの突合による整理を行っており、昨年度末には宿泊施設の名称、経営形態、代表者等のリスト化までは完了しています。

念のため申し上げておきますが、これは税制度の検討に当たり参考情報として用いるものであって、宿泊産業の全体像を把握するためのものになります。

税制度の検討に当たっては、宿泊施設の料金体系や料金体といった情報も必要になりますが、これらについては前述のデータからは見えてきません。そのため、観光地経営計画の更新に当たり行なった観光産業実態調査に一つの設問を設け、村内における宿泊料金の分布を把握しました。

他の団体の宿泊税条例を確認しますと、旅館業を営む者が特別徴収義務者であり、特別徴収義務者は住所と氏名、または所在地と名称、宿泊施設の所在地と名称、客室数、その他設備の概要、営業開始年月日等を申告しなければならないと規定している例が多く、税制度が運用されるようになると、宿泊施設の実態をより正確に把握することができることになります。

次に、2点目の箱根町の事例に関してありますが、箱根町の事例を調査した結果、その根拠は神奈川県が制定している旅館業法施行条例であることが分かりました。

この条例では、旅館、ホテル、簡易宿所の構造設備の基準の中で、標識の掲示として、公衆の見やすい場所に旅館業の施設の名称及び旅館業法第3条第1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間、当該施設に営業者等が常駐しない場合にあっては、当該施設の営業者等と常時連絡の取れる連絡先を記載した標識を設けることと規定しています。すなわち、旅館業法の許可権者である都道府県知事が許可基準を定めているということになります。

翻って、白馬村での同様の条例制定を考えてみると、旅館業法において構造設備の基準は都道府県が条例で定めるとされていますので、例えば村が基準を設けたとしても、それは許可基準ではありませんので協力をお願いする程度の弱いものとなってしまう、実効性という点において不安を感じてしまいます。

先ほど申し上げましたが、宿泊税制度が運用されると、村として宿泊施設の実態を把握することができるようになります。こうした情報は、平時は提供することはできませんが、災害時や緊急時であれば公開する必要があると考えます。

最後に、3点目の市町村が独自で条例化した例を調べたかのご質問ですが、これまでに調べたことはありませんでしたので、尾川議員の質問を受けて調べてみました。その結果、保健所を設置する市や特別区以外では唯一、東京都武蔵野市だけが、それと思わしき条例を制定していました。

武蔵野市条例を確認しますと、対象施設の周辺の住民等に対し、「当該対象施設の建築等及び当該営業に係る計画の周知を図るため、次に掲げる日の翌日から起算して30日間、当該対象施設の出入口、その他公衆の見やすい場所に標識の掲出等をするよう務めるものとする」と規定されています。これは建築着工日、旅館業許可申請日から30日間は、宿泊施設の建設や営業に関する計画を標識の掲出により周知するというもので、許可基準として定めている例とは意味合いが異なっておりましたので、参考にはならないものと考えます。

以上、尾川議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 幾つか調べていただいたということで少し安心していますけども、全体的な印象からすると、やっぱり宿泊税ですか、税を導入してから実際いろいろなことが分かってくるような印象を受けました。

じゃあ現在、フロントがない、コテージタイプのやつですね。それを実際は把握しているんですか。先ほどいろいろ、課税法とか旅館業法とか課税状況とかいろいろ調べて分かっているということですけども、フロントがないコテージのタイプの宿というのは調べましたか。何軒あるか分かりますか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 税務課太田です。リストの整理は税務課で行なっておりますので、私からお答えさせていただきます。

貸しコテージ、貸し別荘等も、旅館業法の種別では簡易宿所に当たります。簡易宿所として登録されているものは、リストの中に入っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 簡易宿泊所ということで、そこでは分かるということなんですけども、これ12月とも言ったし、多分去年の9月の一般質問でも言ったと思うんですけども、緊急連絡先が分からないと、やっぱり何もできないと思います。

例えば、防災上や近隣住民に迷惑をかけた何か行為があった場合に対応しないといけないと思います。それも役場のほうに直接連絡があったと。そういう場合に、例えば、ごみの何かの問題がありました。地域のごみの集積場に勝手に使用されて困っているという連絡がありました。コテージタイプのやつです、フロントがないところです。それはどういうふうに対応しますか。住民課がいいのかな。どういうふうに対応していますか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 地区の集積場に区民でないものが、ごみを投棄したという話なんですけれども、基本的には地区の集積場は、地区の指定された方が地区のルールにのっとって、ごみを捨てる場所ということでありますので、それらのルールにのっとらない、ごみの投棄に関しては、これは不法投棄として対応せざるを得ません。

ですから、地区からの通告、報告があった場合には、私どもは不法投棄としてそれを捉え、ごみの内容物から捨てた人が把握できる場合は、警察及び県と協力の下、取締りをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そこは直接連絡取れるところを探したりとかはしないということですか。もう、県とか警察に言っちゃうということですか、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） こちらで調べることなしに、警察や県のほうに連絡をするという話ではなく、基本的に自治体から発生するごみの処理責任は自治体のほうにございますので、我々のほうで内容物やその他、状況証拠をつかんだ上で個人が特定できれば、その個人に対して指導をするということになっております。

併せて、刑事上の罰も科せられる可能性もありますので、その点においては警察と協力をする

いうことになっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。これも去年の12月に同じような質問をしています。例えば建設課なのかな、これは除雪の問題とか、屋根雪が落ちて道路が埋まってるよというときに、じゃあ、それは建設が直接除雪しちゃうのか、今言ってるのはフロントがないコテージですね。コテージの前に雪が落ちてた場合に、屋根雪が落ちてた場合、迷惑な場合に、それをどうするか、それは連絡があったら建設課が直接バンと排除しちゃうんですか。それとも、そのオーナーなり連絡先なり、緊急連絡先なり調べて対応するものなんですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 除雪の関係のご質問ですので、私がお答えさせていただきますけれども、仮にそういったケースがあった場合には、当然、原因者である宿泊施設の管理者なりが対応していただければいけないことですので、時間はかかってしまうかもしれませんが、やはり所有者なり管理者を探し当て、適切に対応していただくという対策を取るしかしようがないというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。

それで、これも実は12月に同じようなことを聞いています。そこでは副村長が答えていました。「役場のほうに連絡はいただき、その内容が先ほど挙げた除雪であれば建設課であり、ごみであれば住民課であり、それぞれの担当課が担うというような形になるかと思います。これが即座に住民が目に見える形というのではなくて、そこは置いておきます。この対応をいかに早くするのかというところは、もちろん行政としての課題と捉えております」と言っています。去年の12月にこの答弁はありました。

今9か月ですか。現状では緊急連絡先は全然つかめてないと。宿泊税が導入されたら調べるんだみたいな話になってますけども、この冬になって12月迎えて、またこういうパターンのクレームなり住民から苦情が来るとは思うんですけども、これ対応は全然やらないで、このままいっちゃうんですか。これは村長がいい、誰が、総務課長がいいのか。誰かお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） じゃあ、私のほうからお答えさせていただきます。そのまま、今の現状のままでいいのかというご質問ですので、それは改善というものはしていかなければいけないいうふうに思います。それぞれ時間軸として、どれだけかかって調べられるかどうかという点については、内容によって違ってくると思います。ですので、庁内の中でも、それぞれの法律に基づく

業務もありますが、横断的に情報を共有しながらできるものについては、即座に取り組むべきというふうには思います。ただ、その情報を収集するのに、やはり時間がかかるというケースもあると思いますので、ご質問がこのままかというご質問でしたので、これについては逐次、対応していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それで、2番目の質問しました箱根町といいますか神奈川県というか、その条例で決めているということを調べたということをおっしゃいましたけども、調べたであれば、これは村の管轄ではないと、県の管轄ですよ。県の管轄の条例で施行条例をつくってやってるということであれば、こういう標識をつけるとか緊急連絡先が分かるというのであれば、これはもう素直に県にお願いして早くつくってくれというのがいいんじゃないですか。これは、そういうことは県のほうに言いましたか。これは誰から。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

県には旅館業法の施行に当たりまして、このほかにもちょっとお願いしたい事項が実はございます。それは、多分尾川議員も把握されていると思うんですけど、オープンデータでは1,000を超えている宿、でも、実際はリスト的に820なんです。その差は実は廃業していたりとか、営業休止していると。そのあたりを整理してくださいというのを一つ、県にはお願いしたいというふうに考えております。

今、宿泊税と言いますが、宿泊税の関係で県とのやり取りがありますので、その中で神奈川県のような設備基準として設けること、それから、休止、廃止、このあたりの整備徹底をお願いしようというふうに考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ちょっと最後のほう聞き取れなかったんですけども、これは「お願いした」じゃなくて、「お願いする」なんですか、どちらかなんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） これから県と宿泊税の協議を進めていく中で、旅館業法というのはとてもキーになってきますので、これからお願いしてまいります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 今の件に関しては、以前にも実は、ある課には伝えているんですよ。それを県に言ったほうが早いんじゃないのというアドバイスというか提案をしたんですけども、今まで

それをしてなかったということですよ。

それは庁内で、この問題に関して、宿泊税だけじゃないです、フロントがない、連絡先がよく分からないような施設をどうやって対応するかということに対して、やっぱり早急な対応が、この冬前までの対応がやっぱり必要だと思うんで、それをなぜできてないのか、それは誰が、税務課長が県に言うのか、村長が直接言うのか、観光課長が直接言うのか、これは誰が言うべきことなんですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私のほうから、じゃ、お答えさせていただきます。もちろん内容によってというのが前置きになりますけども、一般的に言うのであれば、所管する課がいわゆる県の担当課となる所と、まずはファーストコンタクトを取るというのが一般的だと思います。

内容によっては、上のほうで話を、ある程度進めつつ事務を、事務については事務レベルのところで調整を取るということもあろうかと思いますが、今で言う、今回のご質問のところで行くと、担当課となる所がどのような形で調整を取れるのかというのを、先ほど県というご質問でしたので、県の担当課となる所に協議をするというような形になろうと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 早めに県のほうにしっかり伝えてほしいと思います。この標識なんかあれば、ある意味、簡単に仕組みができれば、それを見て周りの近隣住民であるとか事業者が、「あ、ここ、開業してるのちゃう」っていうように、すぐ分かって通報できると思うんですね。それをまずやっていただきたいと思います。

今、所管課と言われましたけども、今回の場合、やっぱりどこの課というのはなかなか言いにくいもんだと思うんですよ。これは、やっぱり皆さんの課長会議なのか何会議なのか分からないんですけども、そこでしっかり話されてなかったんじゃないかなというふうにやっぱり思っちゃいますよね。やっぱり問題、ここで一番、重要なところというのは、宿泊税が導入されるかどうかというような瀬戸際というか、そこを今、村内で議論してるわけですよ。

それに対してやっぱり、宿泊事業者であったりとか地域住民にとってはやっぱり大問題なので、実態把握ができてないんじゃないかとやっぱり皆さんの不安を持ってる。これに対してどういう姿勢で行政側が臨むかというのが、すごく問われていると思います。

じゃ、ちょっと最後の3番目の質問で武蔵野市の事例を出しましたが、ここはもう検討しないと思っているのか、検討してすぐつくってしまうと思っているのか。今、多分お手元に配っている資料で、武蔵野市の事例があると思うんですよ。これ、そこは3か月で条例つくっているんですよ。一番のきっかけは商店街の中に旅館業法でという、いわゆる簡易宿泊所がつくられるというのが分かって、武蔵野市の商店街の中になかなか多分旅館は、旅館というか宿はなかったんだと思

ます。それを心配して地域住民が訴えた、陳情を出したと。それで3か月でつくっちゃうんですよ。これはやろうと思えばできるんじゃないかなと思っちゃったわけですよ、それを調べてみると。

こういう条例をつくらうと、するのかしらないのか。それとも県のほうにしっかり訴えていくのかどうか、答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

第一義的には県にお願いするということになるのかなと思います。ただ、前段の前の質問でもありましたとおり庁内の協議、必要な部分もあろうかと思えますので、課長会議の中でまた協議してまいりたいなとは考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 今、宿泊税に関しては、部会に分かれて今、会議をされていると思います。数回やっていて、次回という形になっていて、12月ぐらいには何か形になってくるのかな。そこで条例で出てくるのか、宿泊税という条例で出てくるのか、来年3月になるのか、逆に県のほうが先につくっちゃうのか、ちょっとそこら辺は見えてきませんけども、まさに今、進行中です。だから、やっぱり早く、どういう体制をやっていくのか、県の条例にお願いしていくのをしっかりやるのか、村の条例でしっかりやるのか、それをもう一度、確認したいんですけども。

議会のほうからも6月に提言書を村長のほうに出しております。宿泊税導入に関する提言ということで、6項目あって、先ほど僕が説明した4番のところには「課税データ、保健所のデータに加え地域の聞き取り、さらに足で調査して正確な実態を把握してください」と書いています。これを逆にすぐやっちゃうのか、条例でつくって補足しあっているのか、どっちでもいいんですけども、なるだけ正確な、早めの正確な情報を実態を把握してほしいと思います。

それで、ここの議会だよりの中にもありますけども、議会としては、「行政は、その努力なしに宿泊税を導入することはできないものであり」というふうに、議会のほうからも提言として出しています。だから、その部分をしっかりやってほしい。足で稼ぐのか、条例でつくるのか、どちらで行きますか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） どちらかという選択ではないと思っていまして、必要なものは全てやるのが大切だというふうに思っています。大切なのは実態をきちんと把握して、また、正直者が損をすることのないようにしていくことが最重要であるというふうに感じておりますので、例えば条例、じゃあつくったけれども、実際それに反してやってる場合はどうするのか、反されるような条例では意味がありませんし、しっかりとチェックをする体制も整えなくてはいけませんので、そうした観点から一番いい形を持ってきたいというふうに思いますので。

ただ、やはり一方でご理解いただきたいのは、限られた人材でやっておりますので、そうした中で各種業務がある中でやっていかなくてはいけない事業でありますので、優先順位をつけながら、我々もできる努力をしっかりとしてまいりますので、皆様方のご理解とご協力もお願いしたいというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、しっかりと進めてください。やっぱり地域住民に、近隣の住民にとっては迷惑行為があったりとかって、すごい不安です。宿泊税も含めていろんな方向で緊急連絡簿も含めて、しっかり調べることによって、ベッド数とかも正確なデータ調べることによって今後の観光業、宿泊を中心とする観光業の底上げにもつながると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目の大きな質問です。都市計画マスタープラン・景観計画と次期総合計画です。

北アルプスや東山の山並みを臨む農村風景や町並み・森林や河川などが織りなす風景が白馬村の魅力であり、そこに住まう住民や訪れる旅行者にとって、かけがえのない資産であると考えます。さらに、それらを守ることや、魅力をアップしていくことが、村民の安らぎや持続可能な観光地として発展・安定していくことにつながっていくと考えます。

それを実現させていくための基本計画が総合計画であり、都市計画マスタープランであり、景観計画等に示されていると思っております。

1つ目の質問です。都市計画マスタープランの1ページ、図表内のまちづくりの実践・都市計画分野の個別計画とあるが、現在どのような計画がありますか、幾つか示してください。

2番目です。塩の道を全体、または一部でも生かす個別の計画はありますか。

3番目、白馬駅周辺では不動産売買が行なわれ、建物が壊され更地になっていますが、駅周辺のまちづくりの個別計画等はなかったのでしょうか。

4番目、都市計画マスタープランの93ページ。1、都市計画マスタープラン実現方策の考え方に、「近年の村民自らが積極的にまちづくりに参加する機運の高まりを受け、村民のまちづくりに関する認識を深めるとともに、役割分担を明確にすることで、計画の進捗を図ります。」とありますが、具体的に行なっていることはありますか。

5番目、次期総合計画の策定を進める中で、村民から駅前や塩の道、止まっている図書館などの話題が必ず出ると思います。そのような計画は、都市計画マスタープランやその個別計画、景観計画、または条例等に生かすことを考えますか。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の都市計画マスタープラン・景観計画と次期総合計画について5項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたしますが、その前提として1点、整理をさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2を根拠とする計画でありまして、その条文を要約しますと、市町村は、国・都道府県の定める方針に即し、当該市町村の建設に関する基本構想、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとあります。

議員のご質問でございます北アルプスや農村風景、町並み、森林や河川の織りなす風景は、かけがえのない資産であること。また、その魅力をアップして、村民の安らぎや持続可能な観光地として発展、安定していくことなどは、法にうたわれております基本的な方針と捉えることができると思いますが、一方で、この都市計画マスタープランは20年という長期計画でありまして、議員の捉えておられるスコープより、もう少し広い範囲を対象とする計画でございますので、その点を踏まえて答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の都市計画分野の個別計画に関するご質問でございますが、計画書に記載されております立地的成果計画をはじめ、白馬村景観計画、白馬村無電柱化推進計画、さらに公共施設総合管理計画の一部や白馬村図書館等複合施設基本計画、インフラの長寿命化計画など都市施設と重複する部分については、個別に都市計画マスタープランとして結びついております。

また、さらに広い意味では、白馬村景観条例に基づく景観育成住民協定についても、各地区のまちづくりに関する方針や基準などがこれに該当するものと捉えております。

そうした点を踏まえて、2点目のご質問。塩の道に関する個別計画についてでございますが、現時点では都市計画の分野として策定している具体的な計画はございません。

なお、現在塩の道と言われる道路のうち、該当する村道路線に係る部分につきましては、施設管理の視点から策定している道路や橋梁の長寿命化計画が個別計画と言えます。

次に、3点目の白馬駅周辺でのまちづくり個別計画でございますが、現時点で書面化された個別計画はございませんが、ご質問でございます白馬駅周辺での不動産売買や建物解体、さらに今後建設されるであろう新たな施設の計画に関しましては、あくまでも民間事業者が行なう開発行為でありますので、景観条例や開発調整条例など規制的な法令を根拠として適切な開発が進められるよう指導してまいります。

なお、白馬駅前周辺のまちづくりという観点からは、白馬駅前周辺整備検討委員会が設置されておりまして、様々なまちづくりの課題解決に取り組んでいる実績がございます。この点に関しましては、次の4点目、村民自らが積極的にまちづくりに参加することのご質問に関係してまいりますので、引き続いて次の答弁に入らせていただきます。

ご質問の「村民自らが積極的にまちづくりに参加する機運の高まりを受け、村民のまちづくりに関する認識を深めるとともに、役割分担を明確にすることで計画の進捗を図る」というマスタープラン実現化の方策については、8月末に予定されておりました白馬駅前ストリートフェスティバルに代表される白馬駅前振興をメインとした活動が一例として挙げられます。

残念ながら、本年は台風の影響で中止となりましたが、この活動は地域住民自らが無電柱化や沿道景観の改善、育成を課題と捉え、無電柱化ネットワークなど全国的な活動に自発的に参加をし、活動をスタートしたことから実を結んだものであります。

そのかいあって、白馬駅前国道では無電柱化工事が進み、それと並行して住民自らが街路灯のデザイン、設計や設置までを行なうとともに、無電柱化工事が進むことで得られる道路の付加価値向上をアピールすべく白馬駅前ストリートフェスティバルを開催してきた経過がございます。

また、行政といたしましても、白馬駅前周辺整備検討委員会からの提言を踏まえ、県道白馬岳線の道路愛称募集やマンホールのデザイン募集、設置を行なうなど、地域と行政が一体となってまちづくり活動を行なっている好例ではないかと思えます。

こういった具体例を見ますと、やはり議員のおっしゃる「住民自ら」というキーワードが非常に重要であり、「行政で何とかしてほしい」ではなく、「自分たちでできるところまでやるから行政も一緒にやりませんか」という地域の取組姿勢が重要ではないかと感じているところです。

最後のご質問ですが、今後、総務課を中心に次期総合計画の策定が始まりますが、この後、住民意向の調査等を始めていく中で、議員のおっしゃる駅前や道路、都市計画施設等に関する話題が出されることは想定されます。具体的にどのようなご意見があるかは今後の状況次第ではありますが、上位計画となる総合計画の方向性によっては、必要に応じて都市計画マスタープランをはじめ、多くの計画において必要な時点修正を行なうことも十分考えられますので、その際は必要な手を踏まえながら、齟齬のないよう調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、尾川議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 村長、答弁ありがとうございます。最後のほうにやっぱり、まちづくりというのは地域の人も巻き込んで一緒に参加してやっていくもんだということは、やはり僕もそれは強く思っております。

まず、こういった質問をなぜ今回取り上げたかと言うと、この春、塩の道祭りは久々にしっかり大きくというかコロナ前の規模に近い形で行なわれました。白馬村の参加者より小谷村の参加者の方が多いうような話もよく聞きます、これは昔からですね。今回45回の塩の道祭りが行なわれました。45回ということは45年前から始まったと僕はちょっと歴史をしっかり見ていないんですけども、45年前から始まったと考えております、多分間違いないと思いますけども。

それで、塩の道祭りをやっていたけども、塩の道自体の価値としてどうだったのか。45年も前からやられていて、先ほど都市計画のほうは20年という長いスパンで考えていかないといけないというようなことをおっしゃっていますけども、45年と言ったら20年の2倍で、2倍のタームの時間があつたということですね。それを、塩の道を生かすということをなぜ考えてこなかったのかというのは、まず初めに疑問に思いました。

これが上手に45年近く前から、40年ぐらい前から整備していけば中山道の馬籠や妻籠ぐらいの規模というかレベルのものができていたのかもしれないと、そう思っています。

そこで次の質問なんですけども、昨年秋、ベストツーリズムビレッジに選ばれました。これ村長自らが頑張っ取りにいったと僕は思っていますけども、村のホームページでも受賞の報告ページがあつて、そこに塩の道のことも言及しています。

選定基準の大項目のうち、文化資産と自然資産、文化資産の振興と保全において、「塩の道路線をはじめとした里山の施設や歴史的建造物、文化が評価され、美しい自然環境はもちろん、山岳、民宿、農業、スキー、里山文化といったものが白馬村の優れた観光資源として国際的に評価されたものと言えます」と書かれております。塩の道を中心とした文化、里山文化を評価されたと思っていいと思いますね。

ここで村長に質問です。今後、塩の道をどういうふうに生かしていきたいと考えますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 現在、都市計画等の議論の中で出ている話にはなってはきているんですけども、ちょっと具体的に都市計画の中に道路としてどういう形で落とし込むかというところは現段階で明確に私のほうもなっておりませんけれども、生かしていきたいという気持ちは非常に強くありまして、まずそれは地域住民にとっての価値というところで、住民の豊かな生活のため、そしてもう一つは観光資源というところが非常に価値があるというふうに考えておりますので、先ほど塩の道祭りのイベントという話ありましたけれども、午前中の答弁でもありましたが、やはり歴史、文化的な資源をしっかりと観光にも活用していくということによって一つ保全ができるのではないかなというふうに思います。

もちろん観光に使わずに、地域住民が大切だからといって守っていくということができればいいんですけども、やはり入ってくるものがないとそれに投資した場合に、投資するだけの財源がないという言い方ができるかと思いますので、保全する上でも人材もそうですが、いわゆるお金もかかりますので、そのお金をきちんと生み出すためにはやはり観光として活用するということが一つ方法だというふうに思います。

また、そうした中でこちらも前回の午前中の話ありましたが、ガイドの育成などによって、その価値をしっかりと伝えていく、よりその価値を高めてくれるようなガイドを育成していくといったことも必要になってこようかというふうに思います。ちょっとこの観点は都市計画とは違うかもしれませんが、現在私が考えているビジョンというか、思いであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 塩の道に関しては、特に南小学校より南側とかはやっぱすごく雰囲気が残っています。それをいかに大切に使っていくかといったらあれですけども、生かしていくかというのはすごく魅力的な地域になってくるんだと思います。

昨今、外国人といいますか海外の方は歩くことが非常に好きだと感じていますし、日本人も結構歩く人口が増えてきたのかなと思います。やはりこの塩の道をしっかり生かして周遊できる道をつくって整備していくというのは、今後の観光づくりであつたりとか、住民の健康づくりのためにもやはり気持ちいい道を歩きたいというのは、やっぱり人間の本性だと思いますので、住民が健康づくりのために塩の道を歩いていると、そういうことも必要かなと思います。だから、村長が今答弁なさったような塩の道を生かした施策というのをどんどん考えていっていただきたいと思います。

続いて、3番目の質問の駅前との関係なんですけども、駅前との関係は、個別計画は特にはなかったと。民間主導でいろいろやっているの、実際どうしようもない——どうしようもないこともないとは思いますが、今のところ計画はないと。

けども、立地適正化計画とかでは、やっぱり「周辺集落から拠点への公共交通によるアクセス手段を維持、改善する必要がある」というふうにも書かれていますし、やはり村の玄関口、公共交通の要なので、やはりある意味整備をしていかないと。例えばバスがしっかり止まるとか、JRからバスに乗り換えるとかタクシーにしっかり乗れるとか、せつかく電線地中化で風景がよくなったわけですから、そこをやっぱり整備していく必要があると思うんですね。

じゃ、どうするのか、逆にどうしたいのか、村長何かお考えありますか。なかなか難しいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ちょっと個別の所有者がいる場所ですので、私がこうしたいというのをあまり言うべきものではないというふうに思いますけれども、イメージというようところで言いますと、駅前下りての世界に冠たるすばらしい山岳風景が広がるこの景色がまずは見えるというところと、あとそこから山に向かって、今ちょうど名称募集なんかしていますけれども、直線に延びるストリートが非常にきれいに、また安全に保たれていること。

そしてまた、駅前は観光の入り口としての拠点であり、また住民が生活する交流の場である。こういったものを実現できるような町並みというか、駅前のエリアづくりというものができるといいなというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） なかなかこれはもう難しい問題なんですけども、やっぱり私有地、所有地、建物もそうだし、地面もそうだし、そういうのがあって、なかなかこういう具体的に計画に落とし込むというか、どうしていききたいかというのは、なかなか難しい問題だと思います。

ですけども、都市計画法の中でも、例えば長野駅前とか東口も善光寺口もそうですけども、やっぱり数十年のタームの中で、時間の中で計画をつくって開発してきました。特に今は東口のほうは、細かい小さい家がいっぱいあった状態からビルがきれいに並んで整然として、使いやすいというか乗り降りしやすいような場所になってきています。

やっぱり10年、20年と時間をかけながらやっていかないといけないと思いますし、今回の問

題点を指摘するに当たって、全国の事例も調べました。都会であれば長野市とか松本市とか、もっと東京とか、都会であれば事業者が自ら不動産会社だったりデベロッパーであったりという会社が、自らその土地を開発していくと。１００メートル四方であるとか２００メートル四方の場所をやっていくということができると思います。

だけでも、白馬とか田舎のほうでは、なかなか事業性に結びつかないので、収益に直接的に大きく結びつくわけでもないの、なかなかそこが事業者さんに任せるというのもできないと思います。

そこで住民を巻き込んでとか、地域の小さな事業者を巻き込んでいかに仕組みをつくっていったお互い手を取り合いながらやっていくか、開発をしていくか、リニューアルしていくかということは課題になってくると思います。

それで、ここの都市計画マスタープランでも９６ページに載っていますか。住民参画の考え方というのがあって、「多様な主体の参画によるまちづくり」というのが書かれております。これ書かれております。書かれているんですけども、こういう組織とか、こういう実態は実際つくったんですか。委員会と言いますか、何というのか分からないですけども。お願いします。

議長（太田伸子君） 尾川議員、もう少ししっかりと簡潔に質問をまとめてください。

矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思いますけれども、具体的に今の白馬駅前を想定したご質問だと思いますけれども、住民組織的なものをあえて主体的につくったというものはございません。ございませんというより先ほど村長答弁もありましたとおり、住民の皆さんから主体的に駅前の通りを何とかしよう、無電柱化を進めよう、街路灯を何とかしようということで立ち上げていただいた組織はございますけれども、今、尾川議員のご質問を伺っておりますと、例えば長野駅周辺で行なわれているようないわゆる区画整理事業といったような、確かに都市計画事業としてやっている事業でありますけれども、あまりにも大きな事業と比較をされているものですから、それを白馬の駅前周辺に落とし込むというのはちょっと無理があるのかなというふうに思います。

先ほどの個別計画の話もありますけれども、当然個別計画の中には財政計画も絡まってきます。かつて図書館の検討したときに、駅前周辺で検討したこともあったということは尾川議員もご存じだと思いますけれども、そういったことも含めて、白馬村として手をつけられる状況があるのかあるいはそこを優先していかなければいけないかどうかという分に関しては、まだそこには至っていないという現状でありますし、現実でありますし、それに向けた組織があるのかと言うと、現状ではないというお答えになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第６番（尾川耕君） ちょっと事例が長野駅とかというふうに言っちゃったので大き過ぎると思うんですけども、ここの例えば９７ページ裏面ですね、下のほうの行政の枠の中です。ここの枠の

中に、「村民が自発的に取り組むまちづくりについて、庁内横断的な取組による可能な範囲での支援を行なう」とか、「村民等の要請により専門家や専門職員等の派遣助言等、相談で体制を構築する」とありますけども、これは現に村民から相談され、例えば駅前の電柱地中化みたいに相談されればこの仕組みをつくっていくのか。

そもそも、こういう仕組みをつくるからウェルカムで相談してくださいよ。例えば僕らが住んでいる新田の地区では、新田地区の通りをもうちょっときれいにしていきたいとか、そこを電線地中化していきたいとか、例えばその道路を石畳にしていきたいとかというようなニーズオーダーがあった場合に、相談があった場合に、相談があつてからこういう組織をつくるのか、相談がある前にこういう組織をつくるのか。今はこういう組織はここに書かれているような組織はないですね、ないですね。答弁。

議長（太田伸子君） 「ないですね」で。

第6番（尾川耕君） 「ないですか」、はい。

議長（太田伸子君） 矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

ちょっとすいません、ご質問の意味とちょっとかみ合わないかもしれませんが、現在いろんな団体もあります。それ行政区もその一つだと思いますし、その中にある例えば観光協会であつたり、いろんな組織がまちづくりという部分に関わっていただいていると思いますけれども、今具体的にその組織、村が主体的に何かのテーマに掲げて組織をつくってくるということで、村側からそれをお願いしてつくっているものはございません。

ただ、都市計画といいますか、今その分野に限らず、いろんな皆さんがいろんな活動されていて、それに対して例えば地域づくりの補助金なんかも設けておりますし、そういったものに対しては、どこが窓口であるかというのはいろいろなケースでいろんな課が窓口であることは想定されますけれども、現在動いている制度の中で対応できるものであるのかどうなのか。あるいは、またいろんな課題を解決していく上でさらに別の支援対策をつくっていったほうがいいのかというのは、その都度やはり検討していくようなことになろうかと思いますので、今現状で言えることは、そういった組織あるかないかというご質問に関してはないというお答えになってしまうかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は答弁も含め、あと6分です。

質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、次、景観計画なんですけども、景観計画の60ページにも景観づくりの推進方策として、いろいろ書かれています。3番の「地域のよりよい景観づくりの手法」というふうで、例えば景観協定の集結支援とか景観育成住民協定の継続と締結への支援とか、次の61ページも地域計画の導入支援とかあります。この「支援」というのを書いてますけども、具体

的に何か支援を要請した地区とか住民グループとかありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思いますけれども、今の具体的に景観計画に絡めた関係で、具体的な要請があったかに関しましては、今のところはございませんけれども、この景観計画をつくった趣旨といいますのは、例えば一つ、特定の地域で自発的に計画をさらに細かい計画をつくっていく。例えば何らかの規制を強化していきたいという話になったときには、1人の思いだけではなくて、ある程度地域全体としての意見集約というものが必要になってくるわけでありますので、当然それには土地の所有者を調べたりとか、あるいはそれぞれの合意形成を図っていくという手順が必要になってまいりますので、そういった段階で当然行政としてしっかり処理していきますよと。

かつて景観育成住民協定の締結をしたときには、そういった手法でやられてきた経過もございますので、今後も新しいそういった地域があれば、側面的に当然行政としても支援をしていきます。ということでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） これから、この秋から多分総合計画、次期総合計画をつくり始められると思います。その中で住民が意見をたくさん出してくると思います。多分恐らくワークショップ等もいろいろやられると思います。そういう計画のやっぱり参加した住民はすごく熱っぽく語ってくると思うんですよ。こういう白馬にしたいというすごく熱量があって、それをどうさばくかというのがなかなか難しいと思うんですけども、これはもう前回の総合計画とか景観計画とかをつくってきたときも、ワークショップの中で熱があったと。そういうのも過去においてこういうワークショップとかいろいろな住民からの意見を集めながら計画を立ててきたんで、次回の計画をつくるときには、その熱量をそのまま生かせるような仕組みをつくってほしいと思います。支援をするというのはたくさん書かれてあるし、支援を前向きに皆さん考えていらっしゃると思うので、それを拡充させていってほしいと思いますけども、そこについて、この1年、2年ぐらいの間で、その総合計画ができる間でそういうしっかりした仕組みづくり、受入れ体制とか支援の体制をしっかりつくる体制を確立できるでしょうか。村長、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。村長あと2分です。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、総務課、担当、そこら辺は非常に熱を入れてやっているところであります。またこれから地区懇談会も始まっていくんですけども、そうしたところとの兼ね合いも含めて住民参加型というところを念頭に、いい景観にしていければというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） どうもありがとうございました。前向きにしっかり組織をつくっていきましょう、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時04分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 第7番太谷修助でございます。今日、最後の登壇となります。私は、今回、1問だけの質問であります。先ほどの尾川耕議員とちょっと重なっている部分もありますけれども、しっかり確認をしていきたいというふうに思っております。

インバウンド事業の村内における現状と課題について。

今、白馬村は、コロナ禍を終え、好調なインバウンド事業の後押しもあり、冬季シーズンのみならず、グリーンシーズンも好調さを維持しています。7月、8月と2か月連続となる訪日外国人旅行者は300万人を超え、8月は329万人と、2019年比で0.1%上回ったという報道がありました。村内もグリーンシーズンの訪日客が増加傾向にあるという報道もされました。国内全体では、中国を含むアジア圏が多いのですが、アメリカからの入国も多くなったようです。今後、さらに増加すると予想され、政府が掲げている目標に確実に近づきつつあると思います。

しかし、多くの課題も出てきました。オーバーツーリズムの問題から発生する様々な弊害が指摘されています。国外を見れば、入国制限、入場制限、新規ホテル建設禁止、民泊新規ライセンス禁止が行なわれています。いわゆる観光客をコントロールするということです。

白馬村は、入場制限をするところまでは検討されてはいないと思いますが、弊害も出てきています。村内でも対策を検討していただけるのですが、冬季シーズンに起きた事例でいけば、夕食難民問題から発生した無許可飲食販売、タクシー不足から来る外国人による白タク横行問題、飲酒運転問題等様々な問題が発生しています。もちろん、市場経済ですから妨げは好ましくありませんが、規制・許可は必要であると思います。

そこで、これらを踏まえまして、以下の質問をいたします。

- 1、村内における外国籍所有の不動産物件の実態はどうなっていますか。
- 2、外国籍所有の宿泊施設の実態調査はどこまで進んでいますか。
- 3、行政区のコミュニティー維持困難問題についてはどう考えますか。
- 4、インバウンド傾斜化の弊害として、国内観光客対策はどうしていますか。
- 5、宿泊税も含め、今後、村が最重要課題としている財源確保策は何ですか。

以上5点、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷議員からは、インバウンド事業の村内における現状と課題について5項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

1点目の村内における外国籍所有の不動産物件の実態ですが、土地が845筆で299件、41万2,418平方メートル、家屋は359棟で242件、そのうち宿泊施設に限ってお答えしますと188棟になります。今お答えした数値は、日本国外に住所・所在地を有する個人・法人の所有状況になりますので、例えば、外国籍であっても、国内に住所がある場合は含まないということになります。

2点目の外国籍所有の宿泊施設の実態調査についてですが、所有ではなく経営という観点で整理していることと、国籍による区分はしていないことをまずお伝えした上で、先ほどの尾川議員の質問の中でお答えしたとおり、昨年度末には、宿泊施設の名称、経営形態、代表者等のリスト化まで完了しております。

3点目の行政区のコミュニティー維持困難問題であります。行政区の課題につきましては、各地域の状況により異なる部分がございますが、インバウンドの視点からのコミュニティー維持困難問題ということで、不動産売買等により日本人住民が減少し、行政区への加入者、コミュニティーの担い手が減少してしまうということについて考えを述べさせていただきます。

宿泊施設等が多い地域については、同様の課題を抱えている地域が複数存在していると認識しておりますが、現状の法律においては、不動産売買を規制することは困難であることから、国には引き続き問題点を提起し要望してまいります。村としては、新たな所有者に対して行政区への加入や地域活動への協力を依頼していくことしかできないかと思えます。

言葉の壁や文化の違いはありますが、積極的に地域コミュニティーに参加・協力している外国人住民も一定数存在することから、行政としても、可能な範囲で英語による情報発信に努めたり、地域への理解を促していくような取組を継続的に実施していきたいと考えております。

4点目のインバウンド傾斜化の弊害として国内観光客対策はどうするかについてですが、インバウンドの増加やその率の高まりが村の観光に弊害があるとの認識はありませんが、2024—25の冬シーズンにおける観光客の受入れ環境整備についてお答えします。

受入れ環境の整備は、国内観光客にとっても満足度を高める重要な施策と考えています。

1つ目は、「レストランの混雑問題」についてです。観光課では、予約比率を高めることが混雑緩和につながると考え、昨年度から「テーブルチェック」という飲食予約サイトと村内の飲食店の結びつけをしています。このサイトは、飲食店情報を掲載し、ウェブ予約が可能なもので、半年分の利用料を村が負担することで利用を促進しました。

テーブルチェックの2023—24シーズンの利用者は、12月18日から2月末までの74日間で1万5,000件を超え、予約人数も7万1,000人を超えるなど、大きな成果がありました。

宿泊事業者は、客にレストラン予約を頼まれることが日常化しており、このサイトを案内することで「飲食店へ電話予約する手間が省けるので助かる」という声を多く頂きました。本年度も、新規登録する飲食店には、12月からの半年分の利用料の補助を実施いたします。

2つ目に、「村内移動手段の確保」については、今年度も引き続きナイトデマンドタクシーを運行します。また、昼間の移動に関しても、タクシー事業者に「北アルプスあづみの交通圏」という営業区域の枠組みの中で、松本市、安曇野市、大町市から白馬村に1日40台程度の応援車両を派遣いただきます。これに加え、「Uber」や「GO」といった都市部で運用されている配車アプリを白馬村の応援車両に搭載する予定です。

この配車アプリは、スマートフォン等からタクシーを予約できるアプリケーションで、位置情報を利用して近くにいるタクシーを予約・配車できるものです。また、配車された車両のナンバーや現在地、到着時間が予約者に表示され、アプリ内で支払いが完了するなど、利用者の利便性が非常に高いものです。

3つ目に、マイポータル「白馬村顧客管理システム」の実装を行ないます。白馬に来訪予定の観光客がマイポータルを経由してリフト券購入、レンタル申込み、宿泊予約が可能になるものです。この導入により、スキー場でリフト券購入のために列に並ぶ手間がなくなるなど、出発前に各種手続とその支払いが可能です。これらDX化の推進により、村内観光の利便性を向上させたいと考えています。

太谷議員が質問の中で述べているように、村内観光において制限を設けることは実施していませんが、人気のある施設・観光地への集中を避ける分散化の取組や、さらなるキャッシュレス決済の導入等、満足度を維持する取組、さらに、時期的な分散がなされるよう、グリーンシーズンの誘客強化に引き続き取り組んでまいります。

最後に、5点目の「最重要課題としている財源確保策」ですが、観光振興のための財源確保については、コロナ禍前から検討を重ねてきており、コロナ禍の前後でそれぞれ検討委員会から答申・報告をいただきました。

この答申を受け、宿泊税、登山協力金、事業者負担金の3つの部会を設置して検討している状況ではありますが、答申の中でも最も有力な財源とされた宿泊税については、長野県でも導入に向けた具体的な検討を実施している状況であり、県の手続に遅れることがないように、導入に向けた準備を進めていく必要があります。

観光振興のための財源につきましては、宿泊税に限らず、日帰り客からの徴収も含めて複数の形で確保していくことが望ましいと考えておりますが、状況的に優先度の高い宿泊税につきましては、宿泊事業者の皆様へ趣旨や内容を丁寧に説明しながら、理解を得ていきたいと考えております。

また、以前から力を入れておりますふるさと納税につきましても、重要な財源の一つとして引き続き取り組んでまいります。

以上、太谷議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

村内における外国人所有の不動産物件の実態ということで、今、数字を上げていただいたんですが、村長、最後にちょっと数字が、私、耳が最近遠いのかよく聞き取れなかったんですけど、平米数でいくと何平米ということなんでしょう。もう一回。2,400と言った。すいません。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 41万2,418平方メートル。土地です。

以上でございます。

第7番（太谷修助君） ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問をお願いします。

第7番（太谷修助君） 太谷です。私が6年前に議員になったときに一番最初に質問したのも、やはり外国籍の皆さんの実態ということで、どのくらいの面積を購入されているんだろうかということで、当時の数字では30ヘクタール、30町歩、30万平米ですか、縦横にしましたら300メートルの1キロの面積が既に6年前の時点で外国の皆さんに購入されて、宿泊施設なり土地ということで購入されていたんだと思いますが、そうすると、41万2,000というと約1.3倍から4倍ですかね。そうですね。ということは、確実にこの6年間の間に外国の方たちが白馬というところが気に入って、あるいは、ここで商売したらうまくいくなということで活動されていると思いますので、それはそれで私はとてもいわゆる商業的に成り立つ場所だというように外国の方たちは理解をして購入されていると思いますし、どなたかのお話じゃないですけど、不動産というのは買ってはいけない、売ってはいけないということではなく、やはりそれだけの価値のあるものの売買ですから、当然出てきて当たり前だと思います。

そういう中において、外国籍の方たちがこの白馬村のいろいろなルールを理解した上で、共存共栄でやっていくことは、私は多文化共生社会に関する条例についてもそうだと思いますけど、やっぱりみんなうまく切磋琢磨してみんなで乗り切っていきましょう、みんなで頑張りましょうというのが大前提だと思いますので、ちょっとお断りしておきたいんですが、私はインバウンドは自分でもその恩恵に浴していますので、それを踏まえた上で、インバウンドはもう私は大賛成です。反対というふうに一見取られそうなんですけど、私は、外国の方が日本に来て活動すると同時に、たくさんの利益を私たちに還元してくれますので、それは大変うれしいことだと思っています。最近はアジア系の方たちが増えてきていますので、ちょっとその辺りはここ2年ほど、コロナが終わってからの変化というところもあるんですけど、白人系というか、欧米系の方たちもたくさん増えてきていますので、それはそれで大変うれしいと思います。私、どっちかというと金髪大好きなも

のですから、これから一緒に切磋琢磨できればいいというふうに思っています。

それで、外国籍の方たちがやっている物件なんですけど、和田野で計画されているバンヤンツリーでしたか、その方たちを含めて、今現在、村に申請している大型の建築申請というのは何件ぐらいあるか教えていただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） すいません、具体的にまだ申請が出てきているわけではございませんけれども、先だって、今、環境審議会へお諮りをしたケースが1件ございます。今のところ、具体的に申請が出てきて開発——開発審議会ですね、そちらのほうにお諮りをしているのが1件ということなんですけれども、相談ベースでいきますと、今、手元に集計はしておりませんけれども、恐らく10件程度の相談は担当者レベルでは受けているというふうに認識をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 恐らく、大型のものはこれからたくさん出てくるとは思います。また、それは白馬村の活性化につながっていくのではないかなというふうには思っておりますが、それに伴った村の体制も協力的にやっていかなきゃいけないでしょうし、そうかといって、村民の感情というものの中には、私のように賛成で協力的という方だけではないので、その方たちの気持ちにも寄り添うということが大切だというふうに思っています。

もう一つ、それに関連して、国籍的には大体どの辺りの国の人たちの申請が、情報として知っているんでしたら教えていただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） すいません、私のほうから一旦分かる範囲でお答えさせていただきますけれども、先ほど答弁をいたしました開発審議会にかけた案件につきましては国内企業であると、国内であるという認識をしておりますけれども、個々個別の今相談案件に関しましては大変申し訳ありません、ここで今数字等を申し上げることはできませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そういう方々の経営者と実際こっちでレクリエーション会社をつくって管理する、多分恐らく日本人だと思うんですが、そういう方との関係がありますから、どこの国籍の方でも私は実は問題ないというふうに思っていますんですが、いわゆるここで実際働く皆さんがきちんと地元の人たちともうまくやり、それから、自分たちも利益を得るということにおいては何ら問題はないと思いますので、そういう人たちでも仲よくやっていければというふうに思っております。

面積にして40万を超えるというような面積ですから、かなりの量なんですけど、一つ、ここで住

民課長にちょっとお聞きしたいんですが、外国の方たちが住んでいらっしゃるエリアの世帯数ですが、その中で、例えば、私のいるエコーランドとか、みそら野とか、八方とか、それから五竜のほうの飯田区ですか、ああいうところで外国籍の世帯数が把握できたらちょっと大きいところで教えていただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 世帯数ということでお答えします。まず、飯田です。飯田は434世帯、八方275世帯。

（発言する声あり）

住民課長（堤則昭君） みそら野431世帯。

（「日本人の数も入っていないか」の声あり）

住民課長（堤則昭君） ごめんなさい、これ、外国人だけじゃないです。世帯数に関しては、これ、混合になってしまいますので、世帯数は申し訳ありません、最初から言い直させてください。外国人の世帯数は、飯田で29世帯です、すいません。八方で48世帯、みそら野で44世帯、和田野で80世帯、多いところといえばここら辺かと思われます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。今、大きないわゆる行政区の中の数字を出していただいたんですが、結構な数字に私には感じます。それだけ増えてきたということだと思いますけれども、この方たちは世帯登録をして村の中できちんとお仕事をされて、納税もしてという世帯だというふうに思っておりますので、引き続き、そういう方たちとの協力、あるいは、コミュニケーションや何かの文化を通じてのコミュニケーション、そういったものを図っていければいいと思っています。

ちなみに、今、大きいところを教えてくださいなんですが、例えば、私の住んでいるところでは、次の質問にも関連するんですけども、363人の232世帯で、そのうち入区している件数が91件なんですね。これ、ちょっとパーセンテージで出すと39.2%、まだ232世帯あっても、区に入っているのは91世帯ですから、非常に4割ということで、かつて私が40年前に白馬でお世話になったときのエコーランドは72世帯でした。それで、10年ほど前に一番最高で141世帯まで増えて、現在91世帯です。先日も区長といろいろなお話をしている中で、その91世帯の中には7件か8件の外国の世帯の方が入っていらっしゃるんですけど、それに加えて、もう10件ぐらいの外国の方たちと今交渉して、エコーランドでご商売したりいろいろするにはぜひ入って、みんなで協力してやっていこうということの声かけをさせていただいているということを区長の口から聞かせていただきました。

割かしエコーランドの場合は、私の自分の地元ということもあるんですけども、いろいろ情報

を聞いたり、接点をちょっと持ったりして情報を得ているので、正確なものがある程度出ていると思うんですけど、いずれにしても、そういう方たちがそこで住みやすい、それから、入区に前向きだというようなところで声かけをしていきたいんですが、それで、住民課長、もう一回ちょっとお聞きしたいんですが、たまたま隣のうちが外国の人なんだけど、何のどこの太郎兵衛さんか分からないんだけど、入区をぜひ勧めたい、区長さんが苦勞して入区をぜひ勧めたい、もしくは、入区でなかったら、エコーランドに今来てある「環境整備費」という金額で徴収をさせていただきたい、そのお話に行きたいんだけど、どこの太郎兵衛か分からないというときに、村の住民基本台帳ですか、そういったところでどこの太郎兵衛かということを教えていただくということは、そういう公的な立場の人がお調べになりたいというときに教えてもらえるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） ただいまの質問ですけれども、住民基本台帳法上の住民基本台帳のデータの第三者による情報請求ということで理解させていただきます。住民基本台帳のデータを第三者が請求する場合、相当に正当な理由が必要ということになっております。つまり、双方に契約関係があるとか、法令上そういった定めがあるとか、そういった規定が必要になってきています。

それを入区への勧誘ということに当てはめると、そもそも区に入ること自体が、住民登録が必須でないわけです。どういうことかという、長期間そこにいるんだけど、住民登録はしていない、こういう方の入区を妨げるものではないし、また、逆に、住民登録されていたとしても、実態としてはそこに存在しない、そういった方もあることから、今回の場合の第三者による住民基本台帳の情報の請求が正当なものとは認められない可能性が高いので、基本的には無理と。また、世論の個人情報保護に関する高まりだとか、あと、DV保護法に基づく支援措置の関係もございますので、そういった理由での請求は不可能かと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、区の当該の役員さんたちが一生懸命、入区を勧めて、区をみんなで切磋琢磨して本来の区の在り方、安全・安心を求めた防災とか、そういうことの地域の協力度を高めたり、お互いのコミュニケーションを取って、いざというときに助け合うというようなことに対して、ちょっと私は今、住民課長のご説明だと少し何か後ろ向きのような気がするんですが、これはもうルールですから仕方ないと思うんですが、それで、どうしてもその方を調べたいといったら、来ているときに捕まえるしかないということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 確かに、そこに人がいるのを把握していて、その人に接触したいと思っているのは、それを認識している区の方ですので、直接その方に当たっていただく方法がございますので、それに対して住民基本台帳のデータは提供できないかと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうしたら、今度、税務課長にちょっとお聞きしたいんですが、課税台帳からそういう方をどこの太郎兵衛で連絡先がどこというような問合せはできるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田住民課長。

税務課長（太田雄介君） 課税台帳に関する税に関する情報、そのような形で提供することはできません。

議長（太田伸子君） すいません、太田住民課長と言いましたが、税務課長でした。失礼いたしました。

答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ないない尽くしで言われました。何らかの形で、今、住民課長が先ほど説明してくれたように、今、そこに人がいらっしゃるなら、そこへ行って直接、あなたはどこの太郎兵衛さんですか、今後のために連絡先を教えてください、あるいは、ここにはこういうルールがありますから、みんなで協力し合うために、ぜひ環境整備費なり、あるいは共益費をお支払いの法律で認められている、総務省が認めている、そういう共益費のお支払いをしてくださいというようなことは、もうそのときの当該の役員さんが何回でも足を運んだり、いるのをもう確認して行くしか方法はないということだというふうに今受け止めているんですが、何かもうちょっとスピーディーにやる方法があればいいかと思いますが、これ、村長に聞いても失礼ですので、またこれから何かいろいろ次の新しい方法があるか、確認していきたいというふうに思っています。

それで、次の質問に移ります。

オーバーツーリズムで、今、私、あれの中にもありますが、来るお客さんを、今は世界的にもうオーバーしているんですから、それを外国のお客さんが来ない仕組みを取ろうとしているのが今の例えばオランダのアムステルダムであったり、ギリシャの何とか島ですか、そういうところやイタリアのベネチアのように、もう遊覧船が来たら阻止して上陸させないとか、そういうことを、私、これ、観光先進国であるヨーロッパでさえそんなことをしているんだけど、果たして日本人の国民の中にはそういうふうなことまでして来る外国のお客さんを拒否するというのが私はないというふうに思っていますし、ちょっと眉に唾をつけるくらいのはあっても、そこまでやるのは日本の国民ではないような気がしますので、そこはちょっとお互いに理解し合ったり、こういうルールがありますからこれを守ってくださいねってやれば済むような気がするんですね。でも、外国ではもうそんな命をかけるようなことまでやって阻止をしているそうですけれども、そういうことにこれからまだまだならないように日本の国はやっていければいいかなと思います。

先ほど数字出しましたがけれども、もう2024年度は約3,300万から3,500万くらいのインバウンドのお客さんお見えになるという想定されているそうですけれども、このまま順調にいけば、2027年には10兆円産業になるということで、今現在、昨年の2023年度のインバウンド事業の売上は5兆4,000億ですから、輸出産業の中でいったら、車の輸出が17兆1,000億、

それから、2番目の半導体が5兆5,000億ぐらいですから、それで、3番目の鉄鋼ですか、鉄鋼の輸出のあれでいったら5兆3,000億だから、そのちょうど真ん中に入って、5兆4,000億といったら3番目ぐらいの売上げになるんですね。そうすると、日本の経済の中では、このインバウンドの利益というものは物すごく大きな利益になってきますし、それから、日本の国のインバウンドに対する姿勢というのが私は非常に諸外国の中でも優秀な姿勢だというようには思っていますので、これをさらに政府は取り上げて大きく伸ばしていければ私もはうれしいなというふうに思っているんですが、その先駆になるのがこの白馬村であったり、大都会ではない白馬村、あるいはニセコだとか、倶知安町とか、ニセコ町とか、そういったところが冬のリゾートを中心にしながらどんどん増やしていったって、冬だけに限らず、グリーンシーズンもどんどん伸ばしていけば、もっともっと大きな成果を上げることができるんだろうなというふうに思います。ですので、私、本当にこのインバウンドはみんなで真剣に対処し合って……

議長（太田伸子君） 太谷議員、質問のほうに入ってください。

第7番（太谷修助君） 分かりました。すいません。言われると思いました。

それで、オーバーツーリズムということでこの一般質問をしているんですけれども、要は、受ける側がきちんとした体制を整えてさえいたら何ら問題ないと思いますので、そこはいろいろな関係機関と協力し合って、先ほど出たようなちょっとまずいこと、例えば、タクシーが足りないことによって、外国籍の人たちがレンタカーを借りてそういう事業をしている、あるいは、1杯3,000円のラーメンがエコーランドにもありますが、これもいわゆる夕食難民から出たところの致し方ないことだったんじゃないかなと思いますので、そういうところにはぜひ、保健所の許可を取ってぜひやってくださいというようなことの説明をしていきたいというふうに思っております。このことについて、村長、そういう方たちがやむを得ずやったということに対して、村長はおおらかに考えてくれますでしょうか。それとも厳しくやったほうがいいというふうにお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、議員がおっしゃる、いわゆる許認可を受けていないものの実態に関しては、すいません、私のほうで警察のほうから頂いている事例としては、飲酒運転等は出ていますけれども、飲食店等に対してのものがこちらとして受けているものがございませんので、その点に関してはお答えできかねるんですが、もしそういった実態があるようでしたら、やはり許認可を受けていないものは断固認めないという方向で行かなくてはいけないと思います。

その上で、そうしたものがじゃあどうして出てきてしまうのか。先ほど、そこがオーバーツーリズムという話ありましたけれども、ラーメン3,000円というのはしっかりと許認可を取って、それなりにその質のものを出していれば私は問題ないとは思いますが、ただ、質が悪いのに高いものを出していくようなくらいにお客さんがあふれ返っているという状況はいいものではないと思いますので、そういったものは防いでいかなくてはいけないというふうに思います。

国のほうでは、インバウンドに関しては6,000万を目指して今やっておりますので、これから増えてくるんですけども、白馬村に関しましては、やはり冬に関してはそういった弊害が既に出てきておりますので、今、通年化というところで、グリーンシーズンのインバウンドというところでやっておりますけれども、これを平準的に通年化していくことで、そういったオーバーツーリズムの弊害をなくしていくということは施策としてすべきことでありますし、既に弊害として出ているものに関しては、それを防ぐ手だてを、先ほど例を挙げましたDXの力を使ってやっていくことは引き続きしていきたいと思います。

また、どうしても冬に今お客さんがインバウンドの方が多く来るということで、冬の需要をどんどん増やす方向にいつている部分もあるかと思いますが、次期観光地経営計画策定に当たっては、実際、白馬村で特に索道を中心に年間でどのぐらいのお客さんが来れば事業として再投資ができるだけのビジネスになるのかというところを、一度精査する必要があるかなというふうに思っています。それによって、通年でこのぐらいのお客さんが来るのが適正で、金額の違いは少しあるかもしれませんが、そうしたものを出して、じゃあ、それにはどのぐらいのベッド数が必要であるのかという、あくまでこれは数字の上での問題になりますけれども、そういった目安になるものをつくりまして、それに基づいて事業者の皆さんがどう判断していくかというところにはなりますけれども、適正数というようなものは今後出していく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。いずれにしても、これからどんどん村の不動産なんかが購入されて、それなりのものはどんどん新しくこの白馬のまちづくりの中でそういうおしゃれな建物や商業施設なんかがこれからできてくると思うんですが、40年前はこうだったよねという田舎の田んぼの風景から、そこにいろいろなものが今のニセコのようにどんどんマンションやホテルが建ったりする、それも世の中の流れならいいことで、活性化のためにはいいことじゃないかなというふうに、最近、私、切り替えるようにしているんですが、それはとても、私、大切な心の変化だというように思っています。ただいけないじゃなくて、そういう人たちと先ほども言うように協力し合ってやっていくことが大事じゃないかなというふうに思います。

それで、もう一つ。何回もあっち行ったりこっち行ったりして申し訳ございません。宿泊税については、本当は次の12月定例会でしっかり質問したいというふうには思っておりますけれども、宿泊税のことが先ほど村長の口からも出ましたのでちょっとお聞きしたいんですが、当然、大事な財源検討特別委員会の中でも提言させて、先ほど尾川耕議員がおっしゃったように、やっぱり丁寧な説明をまずすること、それから、外国籍やあるいは日本の国内の日本国籍の人が経営している宿でも、変なところがちゃんとやっているのかどうかの確認をすることはとても大事だと思いますし、

もしそういうことがあったら、保健所とタイアップしながら許可を取ってくださいとかって、そういう前向きなやり方で、何でもかんでも悪い悪いでやるのではなくてやっていけばいいと思いますので、そこはまた村のほうもあまり目くじら立ててもいいように見えますので、相談があったらうまく対応してくれると思いますので、引き続きやっていってもらえればいいと思います。

それで、宿泊税のことなんですが、昨日、実は私、ニセコの観光協会、倶知安の観光協会長が私の知り合いの息子さんで、いろいろなお話をさせてもらったんですが、やっぱり定率制にしたことによって去年は4億2,000万くらい集めたのかな、その前の年が2億4,000万くらいだというから、ぐっと上がっているんですけど、やっぱり定額制ではそこまでは確保できないし、十分なインバウンド対策にはお金が使えないと。ただ、嫌なことを聞いたのは、使途については、結構、拡大解釈をして使っているという話がちょっとあって、クレームをつけたら、町民はあんたたちだけじゃないよという言葉があったそうですので、そういうことにならないような使途についてもちゃんと使途条例をつくって、徴収だけじゃなくて、使途についての条例もきちんとつくった上でやっていけば、村民の理解を得られる、あるいは、海外から来る外国の人たちの理解も得られると思いますので、そういうことの議論をしっかりとやっていってもらえればいいかなと。12月定例会では、そのことについてはもっと勉強して深くやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと私、時間早いですけれども、非常にいい答えを頂いた気がしますので、私の一般質問はこれでやめたいと思いますので。

それで、村長、一つ、今度の9月の9日でしたか、財源検討の部会がありますよね。あれ、9月9日にやるって、私ども議員の議会の真っ最中で、どうしてそういう時期にやるのかなってちょっと。一番興味を持っているのが議員の皆さんです。今回、新たに財源検討調査特別委員会の提言書は、議員全員の総意の下に提出させていただいたものですから、非常に議員の皆さん興味持っていていらっしゃるんで、もう日にちを決めて今日も見たらチラシまで入っているから、日にちは検討することはできないと思いますけど、改めてまた私ども議会のほうにも説明できるような資料をまた用意していただければいいと思います。

議長（太田伸子君） 質問。

村長（丸山俊郎君） 質問でいいですか。

議長（太田伸子君） 質問でよろしいですか。

第7番（太谷修助君） いいです。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 9月9日に実施しますのは、観光局のほうで行なう勉強会の一つという形になりますので、これ1回ではございませんし、複数回これからやっていく予定であります。また、今回は、実際に京都のほうで携わられている人が講師という形で来ていただけますので、非常に実際の事例をご存じである方のスケジュールというところもありますのでこの日程になっております

が、繰り返しになりますけれども、これ1回ではもちろんございませんので、複数回重ねていく予定でありますので、決して意図的に議会の最中にしたいというところではなっていないので、そこはご理解いただいた上で、局のほうにも議事録等の開示を求めていると思いますので、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ご丁寧にありがとうございました。悪意はないと思って取ります。これからも何かあれば、やっぱり議会の人たちみんないろいろ心配していますので、ぜひ、情報があつたら前向きに出しながら、お互いにギブ・アンド・テークでいきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月5日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日9月5日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

令和6年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和6年9月5日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和6年9月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより、令和６年第３回白馬村議会定例会第３日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第１ 一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は７名です。４名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は３名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第１０番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第１０番加藤亮輔議員。

第１０番（加藤亮輔君） 第１０番、日本共産党、加藤亮輔です。

今日は、小学生、中学生の教育現場での平和教育と人権を大切にする村づくりについて質問したいと思います。

今日２日目です。よろしくお願いします。

日本は、来年、戦後８０年を迎えますが、世界を見ますとロシアのウクライナ侵略、イスラエル軍によるパレスチナ人へのジェノサイドが行なわれています。

そんな中、我が国でも社会保障費、災害対策費の予算を手加減しながら、防衛力整備計画を４３兆円に引き上げる閣議決定をしました。安倍内閣の時代、２０１５年の安保法制を強行採決以来、憲法をないがしろにして外交努力に汗を流さず、最近では台湾有事をあおり、危険性を増大させる愚かな行為を繰り返しています。

日本は、さきの戦争で多くの人を殺し、また家族を殺されて十分反省したはずですが、時代とともに戦争体験者が少なくなる中、人権を軽視する制度、事件が多発する中、差別が拡大し、未来に希望を描くことができるか、重大な局面を迎えています。

このような中、日本では毎年８月に戦争と平和を考えるイベントが数多く行なわれています。しかし、夏休み中であり、平和活動の継承がいま一つと考えています。

そこで、白馬村の小中学生に対して、憲法に基づいた人権と平和の尊さ、戦争の愚かさを学習することは非常に大切なことだと思い、人権と平和を大切にする村づくりについて、5問質問します。

1、今年は「戦後79年」になりますが、第二次世界大戦は数千万人の命を奪うとともに多くの人々を不幸にしました。国内でも広島・長崎に原爆が投下され、広島で14万人、長崎で7万4,000人が死亡。また、各地で空襲を受け50万人が死亡し、合計310万人以上が犠牲になったと厚生省が発表しています。

そこで、村内での戦争による被害状況と戦争に関する小中学校での授業内容を伺います。

2番目、阿智村に「満蒙開拓平和記念館」があります。戦争中、中国の満州を侵略し、食糧増産と支配の継続の国策の下に、全国から27万人、長野県から最も多い3万8,000人が移住しました。敗戦後の逃避行や収容所で8万人余りが命を落としたと記録されています。白馬村からは何世帯、何名の方が満州へ移住したか伺います。

3つ目、松川村では、8月6日、広島市の平和記念公園で行なわれる平和を願う記念式典に毎年中学生を代表して派遣しています。白馬村でも来年、被爆80年を迎える記念式典に中学生を派遣する考えはありませんか。

4番目、白馬村は自衛隊に隊員募集対象の18歳と22歳の個人情報を閲覧か名簿か、どちらで提供していますか。また、情報提供を除外できる申請制度が策定されてありますか、お答え願います。

5番目、村として戦後60年、70年の節目の年に文化イベントの開催と戦争時代の体験、悲しさ、平和への願いを訴える冊子づくりを実施してきましたが、戦後80年を迎える来年も以上の2点について実施するかどうか伺います。

以上5点、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 加藤亮輔議員からは、教育現場での平和教育と人権を大切にする村づくりについて、5項目のご質問をいただきました。4番目のご質問以外は教育行政に関連するものでありますので、私のほうから答弁させていただき、その後、村長から答弁申し上げます。

1点目、第二次世界大戦による村外・村内の被害の実態ですが、直接の軍事・軍備による被害はありませんでしたが、戦争の激化とともに食糧事情が窮迫し、昭和15年から米穀——米の増産計画が立てられ、県内自給体制が取られました。村内で最も力を注いだのは土地改良と開拓であり、翌16年の農地作付統制によって河川敷、原野、伐採跡地、宅地、工場、敷地など寸土に余さず作付され、サツマイモ、カボチャ、雑穀を生産し、労働力には非農家や小中学校の生徒が動員されていました。勤労奉仕と学徒動員により白馬、神城、北城村のような純農村でも空き地という空き地は全て開墾され、農家の庭先まで野菜が植えられたそうです、各農家でも自分の家で作られた米を十分に食べることができず、また、自家生産米を全部供出させられ、配給は米でなくトウモロコシ

や麦などがほとんどで、農家でありながら不安定な食生活を余儀なくされていました。

当時、小学校では軍事教練が行なわれ、出征兵士の送迎はもちろん、戦没者の葬儀は村葬で行なわれたことが学校日誌に記されています。

戦争の激化に伴い、神城、北城両村では学童疎開を受け入れ、戦時教育の目的と位置づけ、親元を離れ食料など生活物資不足の中で辛苦の生活を送っていました。

白馬村遺族会による戦後50周年、平成7年発行の「国の鎮め」の記録によりますと、232名の戦没者が載っており、そのうちの約9割が第二次世界大戦での犠牲者であります。

次に、戦争に関する小中学校の授業内容との質問ですが、小学校の学習指導要領では、6年生の社会科で、目標の一つに「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それを基に議論したりする力を養う」とあり、具体的には「我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題を追及・解決する活動を通して、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること」を学習しています。

この主な事象の中に戦争に関する平和教育が含まれております。小学校高学年の国語、道徳の授業では、戦争をテーマにした教材、平和教育を学んでおります。

中学校の学習指導要領では、社会科の歴史的分野において、「近現代の日本と世界」の項目において戦争に関することについて世界の情勢や経過、国民生活などを理解することになっており、「歴史と私たちの繋がり、現在と未来の日本や世界の在り方について、課題意識をもって多角的に考察、構想し、表現する力を身に付けること」を目標にしています。

また、戦争に関する授業ではありませんが、公民分野では、目標の一つに「国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力しあうことの大切さについて自覚を深める」とされており、具体的には人権尊重や日本国憲法、国際連合をはじめとする国際機構について学習しています。

2点目の質問であります満蒙開拓の歴史ですが、村内から開拓移民と義勇軍合わせて45名ほどの方が満州に移住しました。約半分の方々が帰国しましたが、残りの方々は現地等で亡くなられました。帰国したお一人から平成29年に発行した「戦争体験を語り継ぐ」の中で体験談を私自身、伺いました。悲惨な訓練と不安定な辺地における開拓を強いられた苦労話をお聞きして、記憶が薄れて行く中で、当時の思い出がよみがえって来る姿に感動しました。

3点目、広島平和式典に中学生を派遣することについて、お答えします。

戦後79年を迎え、戦争や核兵器のない平和な世界の実現に向けて取り組み、子供たちに平和の尊さを伝えていく責務があると考えています。

日本では、この間、大きな戦争もなく平和といえる日々が続いていますが、世界に向けると各地で紛争やテロが絶えることなく報道され、小さな子供たちからお年寄りまで犠牲になる悲劇が繰り返

返されています。

県内には、先ほど質問にありました満蒙開拓平和記念館や松代大本営跡など、平和学習を取り組む施設があります。式典に中学生を派遣することもその一つですが、より多くの生徒が身近な戦争の歴史を学習する機会を増やしていきたいと考えております。

最後に、5点目、来年度、戦後80周年を迎えるに当たり、イベントや冊子の作成を計画しているかとの質問につきましては、白馬村公民館では、戦後70周年にあたる平成27年から2年間かけて、白馬村における戦争体験を残し、戦争未体験の子供たちに平和の尊さを伝えるために、主に村内在住の方を対象に戦争体験の聞き取りや寄稿をいただき、「戦争体験を語り継ぐ～子供たちに伝えたい～」を発刊いたしました。来年度におきましても、公民館講座などにおいて戦争体験を伝える講座などの開講を検討していきたいと考えております。

私からの答弁は以上であります。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目、よろしくお願いいたします。

私からは、4点目の自衛官募集に関する情報提供について答弁させていただきます。

自衛隊への情報提供は、自衛隊法第97条第1項に規定される、国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき実施しています。

本村では、自衛隊長野地方協力本部からの依頼に基づき、自衛隊が自衛官及び自衛官候補生の募集事務に利用するために必要な対象者の情報、具体的には氏名、生年月日、性別、住所の4情報を自衛隊に提供しています。

ご質問の情報提供の方法としましては、令和5年度以前は募集対象者の4情報を住民基本台帳から抽出した名簿の閲覧により情報提供を行なっていましたが、法の目的を達成するための必要最小限の対応として、募集案内送付の際にしか使用できず、かつ、提供した募集対象者情報については、自衛隊において個人情報保護に関する法規を遵守し、適正な管理がなされる旨を確認した上で、本年度からは住民基本台帳から募集対象者の4情報を抽出した名簿を提供しています。

また、情報提供を希望されない方への対応につきましては、情報提供を望まない方を対象から除くべきことを定めた法令がないこと等を総合的に考慮し、現在、除外の対応は行なっておりません。

加藤亮輔議員のご質問に対して私の考えを若干答弁させていただきますが、村内には、戦地へ出兵された方や都会から疎開された方など体験者がいらっしゃいますが、体験者の高齢化が進み、村民にも戦争を知らない世代が増え、悲惨な体験が風化していくことが懸念されます。平和な世界の実現のためには、まず、私たち自身が、戦争がいかほど恐ろしいものであるかを認識することが必要です。そのためには、戦争の悲惨な体験を次の世代に継承しなければなりません。

今後も、平和な世界の実現のために、戦争の悲惨な体験を風化させないよう努めてまいります。

以上、加藤亮輔議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも答弁いただきました。

今、教育長及び村長からお話を聞く中で、私も1947年——昭和22年、要は戦後2年、終戦45年ですから、その後2年後に生まれたと。だから、私も戦争体験はもちろんしていませんし、そんなに詳しくは分かりません。ただ、子供のときにひもじい思いしたということだけは覚えています。

それで、こういう質問をするに当たって、私は取りあえず、70年のときにここにいらっしゃる教育長が編集した、「子供たちに伝えたい、戦争の体験を語り継ぐ」という冊子を作った、それをまず読みました。その後、図書館に行って白馬村の遺族会が編集した「国の鎮め～戦没者の記録～」というもの、それと同時に「白馬の歩み」、これは中身が非常に濃くていろんなものが載っていました。この3冊と写真集などを読む中で質問をちょっと組み立てました。

それで、やっぱり自分は実体験をしていないということはあるんですけども、特に遺族会が作った戦没者の記録などを読みますと、非常に編集者も言っていましたが、手記を読むと涙が出るというような感じの文章がありましたけれども、私も同じように涙が出るような感じで読みました。

それで、この今言った3つの書類というか記録は、やはり大人がどうしても対象に、この文章そのものも小学生、中学生がちょっと理解するには難しいなというような、まず気がしたものですから、やはり戦争の体験を継承していくためにも、子供たちが理解できるようなものが村の中にきちんと整理されて保存されているのか、まず、この辺を最初に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 現在、各小中学校におきまして平和教育の棚がございまして、そこには、例えば小学校におきましては「ちいちゃんのかげおくり」とか「一つの花」とか「たずねびと」というような戦争に関する簡単な本がございまして、読み聞かせであったり、あるいは国語の授業、道徳の授業で使っております。

中学生には人権教育の一環の中で、図書館等を利用する中でありますが、はっきりその戦争体験の書棚というものはございませんけれども、生徒の総合的な学習の中で、そういったものに関心を持っている生徒は学習をしていると思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） この戦争自体、ちょっと特定すると、1930年から15年戦争といわれる45年までの太平洋戦争、第二次世界大戦という、この時代の記録を特に今回も質問したいんですけども、戦争の記録の子供たちに一番読みやすいというのは、先ほど言いました公民館で作られた子どもたちに伝えたい記録集だと思うんです。でも、それだけではちょっと不足している

かなというのと、それでもやっぱりちょっとまだ難しいかなというような感じがします。

これで、私からの提案ですけど、この「戦争体験を語り継ぐ～子供たちに伝えたい～」、この冊子と、これは遺族会が作った「国の鎮め～戦没者の記録～」、それから「白馬の歩み」で、これはまた写真集などもありますからその写真なども添えながら、やはり小学校の4・5年の方が十分理解できるような、また社会科の授業の中で歴史を勉強するというようなことを先ほど答弁ありましたから、そういうときに副読本というか解説書というか、そういうものに使えるような冊子を作ることをちょっと提案したいんですけど、その辺は教育委員会としてはどのようなお考えか、ちょっとお聞かせ願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ご指摘の平和教育、戦争に関することは教科書自身にもかなり載っております。ただ、白馬村とか県内に限定した資料はほとんどないというふうに思います。したがって、特に中学の歴史の授業におきましては、社会科の先生を中心に地域の平和教育、あるいは白馬村近辺における戦争体験みたいなことを子供たちに読ませたり、調べさせたりする、そういうことは大切だと思って提案していきたいと思います。

ただ、現在のカリキュラムの中でそれができるかどうかというのは、はっきりお約束はできませんけれども、中学校の先生方と平和教育についてどういう計画にしたいか、全体計画を含めて話し合う場を設けたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 先ほども言いましたように、来年80年ということは0歳の人が80歳になるということですよ。はっきり言えば、0歳の人は何も戦争のことは分からないと思うんです。戦争のことを理解できる人は、やっぱりそれプラス10歳ぐらいの人で、80年を迎えるということは90歳以上の人がやっと戦争体験のことをおぼろげながら知っているということです。これで、この80年の機会を逃して次の90年ということを考えると、今度、100歳以上の人しか戦争のことは知らないという時代になりますので、ぜひとも、来年、この80年を境にして、やはりきちっと記録をまとめ、やっぱり村の歴史がちょっと分からなくなるというか、その部分がぼやけるような感じができますから、ぜひとも編集などをしていただきたいと思います。

また、そういう副読本というか解説書を作る場合は、大人目線じゃなくて子供目線で作っていたら、よりリアルな村の状況が分かるかなと思いますので、重ねて提案しておきます。

次に移ります。

皆さんに資料をお渡ししましたが、資料の3についてちょっと説明します。

この資料3は阿智村にある満蒙平和記念館から資料を頂いたものです。この中に白馬村の記録があります。白馬村の記録としては、先ほど教育長から報告がありましたけれども、神城村から18名、

それから北城村から27名の45名の方が満州へ渡満したというか渡りました。そのうち、神城村からの人は10名、それから北城村の人は16名帰国しています。そういう記録になっています。

数値がちょこっと不具合があるというか、ちょっとおかしいなというような感じが私はするんですけど、村の中にはこの満蒙開拓に対してどのような記録が残っているのか、いろいろ「国の鎮め」なども読みましたけども、満蒙開拓のほうの少年義勇軍で満州へ渡って、途中からサイパンへ行ってそっちで戦死したというような方もいたり、いろいろこう満蒙開拓行ったから満蒙開拓でずっとそこで開拓していたんだということではなくて、終戦間際になると多くの人が戦地へ招集されたというようなことも載っていますので、この満蒙開拓団に行かれた45名の方、これ国策で行ってしますから、その後、どのようになったのか、その辺の記録などは残っているのか残っていないのか、ちょっとお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 加藤議員、ご指摘の「国の鎮め」ですが私も読ませていただいております。

ここには第二次世界大戦だけではなく、いろんなところで戦没死された方の名前、それから籍、それからお元気な頃のお話等が載っておりまして、大変重要な歴史を語る本として語り継いでいかなければいけないというふうに考えています。

その中の人数を私もきちんと調べたわけではないんですが、加藤議員ご指摘のように満蒙開拓に出征した数はある程度村としても把握をしておりますが、その後、途中で帰国できずに亡くなられた方、あるいは戦地に行った方、それから行方不明になった方もおりまして、きちんと戦没したかどうかというのが分からないような状況もあります。戦後の混乱期でございますので、きちんとした記録は残っておりません。しかしながら、この「国の鎮め」にある方々について、当時20年近く前ですか、30年近く前に皆さんの調査の基に調べていただいた大変貴重な記録だと思っております、それ以外については私たちもきちんと把握はしておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 満蒙開拓についてちょっと質問を重ねるのは、今年の1月ぐらいでしたか、信濃毎日新聞に「鍬を握る」の連載記事がずっと載りました。その記事の内容を読みながら、こんなことがこんなに記録が残っているんだと同時に、いろんな体験談が載っていますから大変だったなということを実感したわけです。それを読んでいる中で、開拓に行った主流は長野県が全国で一番多いんですけども、その中で特に多いのが伊那、飯田界限の一番多くて北安のほうはそれに比べると少ないという状況で、記事の内容も白馬村のことはあまり載っていなかったもんですから、ちょっといろいろ調べる中で、やっぱり「国の鎮め」など、それから「村の歩み」などを見ますと、満蒙開拓に渡った村民の希望と、それからまたいろんな人生の苦労を背中に抱えながらきつとみんな渡られたと思うんですけども、その中には帰国する途中に子供2人とも亡くなったとか、そうい

うような悲慘な記事も載っています。

戦争について言えば、この「国の鎮め」の中には各地域で何人ずつの方が招集されたとか、そういう記録もある程度載っているんですけども、その実態をきちっと伝えるということが、私は重要なと思うんです。

その人たちは、きっと今の子供たちのひいおじいちゃんの代のことだと思うんです。だから、非常に身近なことなんです。自分のおじいちゃんのもう一つ上のおじいちゃんがこういうことをやったんだ、こういった体験をしたんだということが分かれば、もっとやっぱり平和に対する、それから戦争に対する考えが大きくなると私は思いますので、先ほど言ったように、本当にこの副読本をぜひとも作ってもらいたいということを重ねてお願いをさせていただきたいと思います。

それともう一つ、同時にこの遺族会が残したこの「国の鎮め」の中に前の村長、横沢村長ですけど、特別寄稿をしています。これで横沢村長も学徒動員で海軍航空隊に入隊し、上官から「貴様たちは消耗品である」と訓示があり、特攻隊に編入され、訓練を続ける中、終戦を迎えた。「消耗品」と宣言され、特別航空隊に編入され、何のためらいもなく「人生50年、軍人半額25年、これぞ天命なり」と考えていた。軍国主義、軍国教育は恐ろしいものでありましたと手記の中に掲載されています。

このようにやっぱり戦争体験者にとってみれば、その時代の教育によっては特攻隊で死ぬことが名誉なことである、それでそのことが一番この時代でしたら男として本望なことなんだというのは、みんなこれ教育によって伝わってくると。だから、今の小学校、中学校の子供たちに戦争とは何かっていう、平和とは何かってことをやっぱりきちんと伝えていくってことは、非常に私は重要なことだと思うんですけども、今の小学校、中学校の教科書の中に戦争について肯定している、戦争はやむを得ないんだというような記述、それからまた学習指導があるかないか、その辺をちょっと伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 戦争を肯定しているという記述はないと。ただ、先ほど答弁の中にもありましたように経過ですとか、その後の復興ですとか、世界の情勢を理解して平和に資する人格を築くというような観点で相互理解をするというような教育を行なっているというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員、質問は簡潔にお願いいたします。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） では、次に移ります。

資料9をちょっと見ていただきたいんですけど、信濃毎日新聞で松川村の平和記念式、これは中学生が広島へ派遣した人も参加して平和記念式典を行なっていると。それから、次のページの資料11、12には、松本市の子供たち、中学生が8月6日に平和式典に参加している資料です。そこ

には感想文も載っています。

それから、もう一つは池田町、これは資料8だと思いますけど、大糸タイムスの記事として上原良司さんを偲ぶ集いをやっています。こういう形で平和の記念式典、それから中学生に対しては広島へ派遣しているということが各自治体で行なっています。そういうことを白馬村も私は行なった方がいいという質問をして、身近なところでやりたいというような答弁でしたけれども、やはり広島へ行ってあの原爆ドームを見る、それから資料館で本物を見るということは非常に心に残るものになります。その心に残ったものをまた帰って来て子供たちに伝えるということは非常に大きなその後の人生経験、人生にしても大きなものになると思いますので、やはり少人数でもいいですから中学生ぐらいで理解できる人たちを派遣するというようなことも松川に見習って行なったほうがいいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 先ほどの一般質問の中でも、私、答えさせていただきました。確かに、私も満蒙開拓記念館は行きましたし、それから松代大本営跡も行きました。身近にあればそこで多くの子供たちが現場を見るということは最も大事だというふうに重ねて申し上げたいと思います。

それから、代表に行くというのはということですが、夏休み中の8月15日でございます。学校行事、それから先生の引率、生徒自身どういう生徒を派遣するかというのを松川中学にお伺いしたりするとなかなかそれも難しかったりするような現状があるようです。ただ、多くの子供たちが実際に見るような形が私は望ましいというふうに思っていますので、今後、長野県内の学校におきましては広島への修学旅行がたくさんございます。あるいは沖縄へ行っている高校もございます。そういったところの年代はちょっと上になりますけれども、そういったところでの平和教育というものも一つ例にありますので、すぐ白馬の子供たちの代表を広島に送るということは、私自身はまだ考えておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） ちょっとくどくなりますけれども、私も松川村の教育委員会にちょっと電話をかけてお聞きしたんですけれども、松川村はやっぱり子供たちに平和の尊さとそれを継承していきたいと。それで松川中学校の生徒会の生徒が4名、それから先生が1名と村の関係者が2名の大体7名で行くと。ときどき先生が2名で村の関係者が1名になるときがあるかもしれんけれども、大体中学生を4人ぐらい代表者として派遣しているということです。予算としては40万円だそうです。だから、そんなに経費はかからないと思うんです。

それから、松本についても大体、全中学から男女別に1名ずつぐらいを40名ぐらい派遣していると、このコロナ後は各中学校から1名ずつということに言われていました。それでも参加費としては二泊三日で行って、個人負担を1万円だけ生徒に求めるけれども、あとは松本市が負担して派遣していると。やはりこれも全部平和の継承という意味で行なわれています。

先ほど教育長が言われましたように、松代の大本営も新聞などの報道によりますと近々平和記念館みたいなものをつくるというような報道もありますけども、それはそれで修学旅行とか遠足とか、そういう形で行かれる機会をつくったほうがいいと思います。

だから、やはりそういうところへ直接、どういう形であろうが直接参加できる、手で触れることができるちゅうことが子供たちにとっては非常に重要なと思うので、ぜひとも近隣で取りあえず行なうことを希望します。

次に、今度は自衛隊への自衛官募集の個人情報の提供について、ちょっと再質問をします。

先ほど答弁があったように、自衛隊へ自衛官募集の個人情報をまず渡すことについては賛否両論あって、いろんな自治体で、今、思案をしているということがよく新聞に報道されています。対応もいろいろ違います。

白馬村は、個人情報を渡すことをまず村民に周知しているか、自衛隊に個人情報を渡しているよと、18歳と22歳の先ほど言った氏名、生年月日、住所、性別の個人情報を渡しているよということを村民に周知しているかどうか。それからまた、特に当人及び保護者に自衛隊に閲覧させているよということを報告しているかどうか、その辺はいかがでしょうか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

村長答弁にもございましたとおり、国の法定受託事務ということでやっておりますので、あえてこれを公表等はしておりません。当然、そういった問合せがあれば、ご案内しますが、こちらから自発的に公表ということはしておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それと、先ほど言いましたけども、広報はくば8月号の5ページに、「令和6年度における自衛官候補生及び自衛官の募集について」という内容で大きく掲載されています。この掲載については、自衛隊のほうから広報はくばに掲載してほしいということを指示、要請されたのか、それとも村の判断で掲載したのか、また、村の判断で掲載したとするならば、どういう理由で掲載したのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

自衛官の募集につきましては、先ほど言いましたとおり国からの法定受託事務で、都道府県あるいは市町村が行なうということになっておりますので、募集に関しての広報につきましては、それに基づいてやっております。

当然、原稿といいますか、どういう内容で載せていただきたいという依頼が自衛隊長野地方協力本部のほうから参りますので、それに基づいて、直近の広報はくばのほうに記載するというような

ことでやっております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 資料13を見ていただきたいと思うんですけども、これは朝日新聞の記事です。それで、自衛隊に名簿提供は違憲と、18歳の高校生が奈良地裁に提訴という記事が載っています。それから、下に福岡県の太宰府市は名簿の提出をやめたという記事もあります。このように、この問題に対しては、やはりちょっと今の法律の中でも、まだきちっと確立していない内容だと思います。

それで、先ほど言いましたように、当人には報告していないということが嫌だということで、この18歳の高校生は国に提訴したと思うんです。やはりこういう人もいますから、やはり国からの指示で募集してほしいという自衛官の募集については、これは自衛隊法120条、96条にも規定があって、一定の許す方向の条文になっていますけども、やはりそこに急に自分の家に息子宛てに、自衛隊から自衛官の募集についてのダイレクトメールなんか来ると、やっぱりびっくりする人もいますからちょっと考えてほしいなと思います。

それと同時に、片方で自衛隊が自衛官を募集することは、そういうふうになんか一定の政府の方針になっていますけども、片方で個人情報保護条例の関係からいくと、ノーということも取れますから、申請を除外するという規定、これは資料の次のページの14の資料14ということで、募集と除外申請ということが14、15で松本市の場合を資料としてつけましたけども、白馬村には、私の息子、娘の情報は自衛隊のほうに見せるのを除外してほしいという申請要綱、申請に対しての要綱はつくられているのか、つくられていないのか、ちょっとお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

先ほどの村長の答弁のところでもございましたけども、今のところそのような制度はうちのほうは持ち合わせておりませんので、当然、そういった申請というものはございません。

先ほど、個人情報保護法に問題があるというようなことがございましたけれども、自衛隊への情報提供につきましては、個人情報保護法の第69条第1項、法令に基づく場合を除きということになっておりますので、先ほど加藤議員おっしゃいましたとおり自衛隊法の97条、あるいは施行令の120条に基づいて、法令に基づいて出しているというものでございます。

また、除外の規定につきましては、あらゆる法令にもそのようなものを設けろということはないとわかっておりませんので、現在のところ本村におきましては、そういうようなものの制度はございません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 自衛官募集対象の除外申請については、これは各自治体、やっぱり多く

の自治体が除外申請を行なっていると、住民の方が私の子供について除外してほしいと言えば、何月何日までに除外申請を出した人については、除外しているというのが現実には多くの自治体では行なわれています。

この資料にもあるように、松本市ではこういう要綱もつくってやっています。村としては、こういう除外申請に関しての要綱をつくって、村民の中で除外してほしいという要望に対してお応えする要綱をつくる、そういう考えはあるかないか、お答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 先ほどから申し上げますとおり、提供に対しましては法令がございますので、我々は法令に基づいてやっております。ただし、除外につきましては何の法令も今はないというところで、だんだん増えてきているという除外申請を行なっているところは、それぞれの市町村の考え方でやっていることだと思います。

当村としましては、先ほど村長の答弁のほうでもそういう法令がないけども、総合的に勘案して今はやっていないということでございます。

法令に基づいて情報を提供しているというのは、自衛隊法に基づくものではなくて、例えば災害対策基本法ですとか、そういったことで情報を提供する場合もございます。したがって、自衛隊への情報提供に限って提供を除外してくれというものをつくるということも、ほかの法令と比べてどうかというところもございますので、直ちにこれを今この場で前向きな検討をしていくということは言えないと。もうちょっと深く法令等を掘り下げて研究しないと、なかなか難しい問題だなというところで担当課としては考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと5分30秒です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 自衛官の募集事務に関しての対象者、情報の提供についてというのは、インターネットで調べれば、町村ではまだ少ないですけども、市の段階になれば多くの市が除外申請の要綱をつくって、そういう提供を望まない保護者、それから当人にとっての権利を守るということで申請をつくって、そういうことを実施しています。それはきっと総務課長もいろいろなところを調べられてお答えになっていると思うんですけど、要は、今、こういう形でいろんなところがまだきちっと整備されていない、その中で、白馬村として、白馬村の特質からいくと、私の考えなんかも述べれば、白馬村で40年近く生きていの中で、スキー大会をやるときに自衛隊の方にいろいろ協力していただいておりますというような事実もあります。

観光を片方で支えておるとい側面もあるのだけでも、それと同時に、そこに住んでいる村民の権利を守るということとの兼ね合いがあるんですけども、両方ともやはりきちっと守っていくという姿勢が私は重要だと思うんです。

だから、まだその整備がされていないからやらないんじゃないくて、白馬村としては、やっぱり村民の利益のためには、そういう除外申請も片方では用意しておくというのが、やっぱり村の姿勢としてはあるべき姿勢だと私は思うんですけども、そういうところも含めて前向きに考えていただきたいと思います。

時間がありませんから、最後の質問になりますけども、来年80周年になるということで、記念式典とか、それから記念の記録集とか、そういうものについてもう少し具体的なところで、これは予算も少し絡むと思うんです、文化イベントをやれば。もう少し具体的なことが報告できれば、お答え願いたいと思うんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。残りあと2分20秒です。

教育長（横川秀明君） 来年度の事業計画については、まだ未確定な部分もございますけれども、80周年ということで、公民館講座でぜひ平和教育というか、体験者の話を聞くような講座を設けたいというふうなところまでは考えております。

ただ、式典とか冊子についてはやはり難しいと思います。9年前にこういったものを作成、編集しましたけれども、現存する体験者の中から聞き取ることは大変難しいような状況ですので、取りあえず公民館講座、社会教育の中で生涯学習の中で、平和教育をやってみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。あと1分30秒です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そしたら最後です。

この資料の1と2のところなんですけど、これ先ほど飛ばしちゃったものなんですけど、これは大学のレポートから取ったものなんですけども、要は子供たちにとってみれば、成長過程の過程、過程の段階で平和とか戦争とか、そういうものを学ぶことが非常に重要だということと、それからもう一つは、被害者的な視点と加害者の視点、両方で勉強する、学習することが重要だと言っています。だから、先ほども特攻隊が英雄だというような考えも教育の仕方によってはそうにもなりますし、やはり人生に対しての冒瀆だというような考えも、また教育によっては成り立ちます。

それをやはり小学校の低学年、中学年、高学年……。

議長（太田伸子君） 加藤議員、質問時間が終了しましたので終わってください。

第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） 第5番加藤ソフィーです。通告書に従い、一般質問を行ないます。よろしく願いいたします。

生物多様性の保全と回復に向けて。

生物多様性という言葉をよく耳にするようになりましたが、いまだに認知度は低く、その意味や内容については分からない方が多いということが内閣府の調査でも分かっています。

また、その定義についても様々ですが、単に多様な生き物がいるという「種の多様性」だけではなく、生き物の生息・生育する場所である「生態系の多様性」、さらに同じ種の中にも遺伝的な違いがある「遺伝的多様性」の3つの要素があります。その生物多様性が人間の活動により世界中で脅かされています。

そのような現状の中、日本では生物多様性条約第6条に基づき、1995年に「生物多様性国家戦略」を最初に策定し、2023年に「生物多様性国家戦略2023—2035」、長野県では「生物多様性長野県戦略」を策定しています。

本村では、今年の春に公表されたゼロカーボンロードマップ——以下ロードマップとさせていただきます——の重点領域4つのうちの一つに「白馬の自然環境を生かした生態系・生物多様性の回復」が上げられました。日本列島の中でも、特に長野県内は絶滅危惧種も数多く確認されており、北アルプス、白馬岳周辺は県内の代表的なホットスポットの一つとも言われています。貴重な自然生態系・生物多様性について、本村の現状や取組などについて伺います。

本村における生態系・生物多様性の現状と課題は、2、現在、生態系・生物多様性の保全・回復に向けて取り組んでいることは、3、ロードマップに記載されている「30by30」はどのような取組ですか。4、国、県では生物多様性保全の観点からも有機農業や環境にやさしい農業を推進する方向性を示しています。ロードマップでも環境再生型農業の普及啓発とありますが、具体的にはどのような取組を行なうのですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤ソフィー議員からは、生物多様性の保全と回復に向けて4項目のご質問をいただきましたので順次答弁いたします。

まず1点目の、本村における生態系・生物多様性の現状と課題ですが、生物多様性には、加藤ソフィー議員のご質問にもありましたとおり、「種の多様性」、「生態系の多様性」、「遺伝子の多様性」の3要素があります。これは地球に生命が誕生して以来、何十億年もの間、環境の変化に適応し、生き物同士の間で影響を及ぼし合いながら多様な種に進化してきたことによるもので、それぞれの種は、それぞれの進化の歴史を持つ固有の存在であり、それらがつながり合った地域固有の生態系とともに、歴史的な遺産とも考えられます。それらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接的に、間接的に支え合って生きているといわれています。

本村における現状と課題につきましては、白馬村版レッドデータブックにおける長野県植物研究

会会員で白馬村文化財審議員を務められた倉科和夫氏の提言を一部引用し説明いたしますと、「かつて北城の田園では、小川のあたりにシモツケソウのピンクの花やクガイソウの紫色等大型の山野草の彩りがそこにはあった。しかし、今はない。春一番のセリやナズナ等の山菜も少なくなって、替わってカモガヤやヒメオドリコソウ等、外来種がはびこっていたり、どこにでもあったエゾタンポポがセイヨウタンポポにすみかを奪われてしまっている。八方尾根では標高の高いところまで平地のヒメジョオンやオオバコが見られるようになったなど、枚挙に暇がないほど白馬のごく普通にあった野生種が今、絶滅の危機に瀕している。近年、多様な種から成り立っていた植物社会が、様々な環境変化によって構成種が次々に失われて、単純化への道を巡りつつあるようである。ウスバサイシンやミヤマアオイという植物は早春の白馬を飛び交うヒメギフチョウやギフチョウの食草であり、こうした植物が失われるときはこれらのチョウが絶滅する。植物と貴重な小動物との深いつながりを持っている事例はほかにも数多くある」と掲載されています。

白馬村版レッドデータブックは平成12年に発行され、24年の時が経過をしています。特にこの間は、温暖化による地球規模の影響が大きく、生態系への影響が心配されています。

白馬村の現状と課題として、人間活動や開発による生息環境の破壊や、逆に人間活動が縮小したことによる中・大型哺乳類の分布拡大などによる影響、人間活動により他地域から持ち込まれたものによる悪影響、地球温暖化による影響など、様々な要因により種の減少や絶滅などの問題を抱えています。

これまで実施してきた対策の一つとして、白馬村天然記念物のギフチョウ、ヒメギフチョウの監視パトロールを毎年実施し、種の保護に努めています。

また、里への鳥獣出没といった観点では、昨日の増井議員の答弁でも触れましたが、温暖化要因として季節の境目が曖昧になっていることに加え、人的要因として人が里山に入らなくなり、山と里の境界が曖昧になったこと等もあると考えております。

村では、緩衝帯整備を実施するほか、「村民草刈りウィーク」を設定し、景観保全とともに野生鳥獣が出没しにくい環境づくりを村民の皆様呼びかけております。

さらに、大規模開発に対しては、「白馬村開発行為の調整等に関する条例」及び「白馬村開発指導要綱」等に基づいて対応することとなります。具体的には、一定規模以上の開発においては、希少動植物の調査を行なうことや在来種による緑化などをガイドラインに沿って指導するとともに、開発審議会においては委員の中に文化財審議委員から加わっていただき、専門的見地から指導、助言いただく体制としております。

次に、2点目の生態系・生物多様性の保全に関する取組についてですが、「悪影響を及ぼす恐れのある外来種を自然分布域から非分布域へ入れない」、「飼養、栽培している外来種を適切に管理し捨てない」、「既に野外にいる外来種を他地域に広げない」の外来種被害予防3原則にのっとり、これまで住民からの情報提供に基づく駆除や各地区、各団体との協働による駆除活動を随時実

施しております。

次に、3点目の「30 by 30」の概要と取組方針についてお答えします。

初めに、「30 by 30」とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」というゴールに向けて、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標を意味し、環境省では自然環境局自然環境計画課内に生物多様性のための「30 by 30」アライアンス事務局を設置し、目標達成の取組を推進しています。

日本では、現在、陸地の20.5%、海域の13.3%が国立公園の指定等により法令によって自然が守られる保護地域として保全されていますが、この保護地域以外でも生物多様性保全に資するエリアを拡大させるため、例えば、企業の管理する水源の森や地域が管理する里地里山など、私たち地域の身の回りにある大切な場所を健全な生態系に回復させ、生物多様性が図られている場所と認定されることで、「30 by 30」の実現につなげていこうとする取組で、環境省では2023年度からこの認定の仕組みをスタートさせています。

本村では、ロードマップの重要施策の一つに位置づける白馬の自然環境を生かした自然生態系、生物多様性の回復の取組を進展させるため、この「30 by 30」の取組に参画する自治体登録申請を行ない、本年6月に参加自治体として認定されたところです。

これまでは外来種の制御といったマイナス要素を取り除く取組に偏っていたものを、これからは生物多様性の回復に向けた取組を増やしていくといったプラス要素を増やす取組へとシフトしていくことが重要だと認識しており、ロードマップの重要施策にも掲げたところです。

実際の保全エリアの選定や保全・回復活動の実装は、これからの取組となりますが、ロードマップ推進のため、民間活動の支援や行政施策による取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

4点目の有機農業や環境にやさしい農業、環境再生型農業の普及啓発についてですが、環境再生型農業といっても様々な形態であるため、信州の環境にやさしい農産物認証制度、有機農法、自然農法に区分して現状と取組について答弁いたします。

まず、信州の環境にやさしい農産物認証制度ですが、この制度は長野県の認証制度となっており、一般的な栽培方法と比較して化学肥料及び化学合成農薬を50%以上削減した農産物を認証する制度です。

村では、ふるさと納税の返礼品として米を出店する農家が納税者に対し、安全・安心を担保する手段として、認証制度を取得するようお願いしており、現在、8事業者に取得いただいております。

次に、有機農業についてです。有機JAS認証は、消費者に対して安全・安心の担保となります。まずは、有機農業を志し、認証を取得された農家に対して敬意を表します。村は取得農家を農業経営基盤強化促進基本構想に基づく認定農業者として位置づけ、村単独の農業機械や有機JAS認定更新等に対する補助制度を活用できる仕組みを整えております。

また、令和5年12月議会定例会の一般質問で答弁しましたが、現在、農業委員会とともに見直し作業を進めている農業振興地域整備計画いわゆる農振地域に有機エリアを設定し、有機農業振興の一つとしたいと考えております。

自然農法ですが、制度や法律の定義はありませんが、一般的に農薬や化学肥料を一切使用せず、農産物が本来持つ力のみで栽培する農法であると理解しています。村では、この農法で栽培しているのかは把握しておりません。

昨日の増井議員の答弁でも触れましたが、農業は国民の食生活を支えることが基本となります。国策の下、地方自治体は「なりわい」としての農業施策に取り組みます。有機農業は、国のみどりの食料システム戦略の目標になっていることから、今後の課題としては「オーガニックビレッジ宣言」等の研究を進めてまいります。宣言は有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者・事業者・住民が連携して取り組むことが大前提となることから、地域の合意形成が最も大切になります。まずは第一歩として、法定化され、全国の市町村に策定・公表が義務づけられている地域計画、目標地図に有機JAS認定取得者を位置づけ、次に、農振地域に有機エリアを設定することであると考えています。

いずれにしても、環境再生型農業の普及啓発といった面では、まだまだと認識しておりますので、信州の環境にやさしい農産物認証制度、有機JAS認証取得農家や関係機関と連携の上、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、加藤ソフィー議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤ソフィー議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 国際NGOコンサベーションインターナショナルというところで、地球規模で生物多様性が高く、かつ、破壊が進んでいる地域を緊急に保全すべき生物多様性ホットスポットとして発表しているのですが、そちらは地球の陸地全体の2.5%しかない中で、日本列島全体が登録されています。この日本の生態系の特徴というのは、一つは人の手の介入により生態系が守られてきた里山文化というものが一つ挙げられるのではないかなと思っています。人が自然の一部となって役割を担うことにより、その生態系がより豊かになって循環が成り立っていた里山が白馬にもあったと思うんですが、先ほど答弁にも出てきたようなギフチョウ類というのは、そんな里山文化の象徴的なものともいえます。

里山は、今やローマ字で「SATOYAMA」という言葉として世界で通ずるものになっています。その里山に人が入らなくなり、生態系に変化が起きているという現状があります。

今日は、主に里山、そして人々が暮らす農村地域での生態系、生物多様性について再質問を進めたいと考えています。

さて、現状と課題について答弁がありましたけれども、まずはその再質問を行ないたいと思います。

こちらの白馬村の「レッドデータブック」というのが答弁にもありましたように、２０００年に出版されているのはご存じかと思いますが、こちらから２４年が経過しているということで、かなり環境の変化もあるという中で、こちらのその後の調査というものはされているのかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

この「レッドデータブック」ができてから、かなりの時が経つわけでありますけれども、村長の答弁にもございましたけれども、ギフチョウ、ヒメギフチョウの調査というのは毎年調査員にお願いをし、行なっているというものがございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第５番（加藤ソフィー君） ギフチョウ類のみを調査しているということですか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 白馬特有のものとしては、白馬サンショウウオ、それからクロサンショウウオが指定されておりますが、その調査も関係団体と連携をしまして、毎年１回から２回調査をしています。

特に姫川原流におきましては特有な動植物がありますので、文化財審議員それから県の環境保全協会の代表の方も来ていただいて調査を継続しております。

内容については、大きな変化はないようで、そのたびにいろいろな訂正等のお話は伺っておりますけれども、大きな変更等はないような状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第５番（加藤ソフィー君） この規模の「レッドデータブック」を市町村で出しているというのは、全国でも稀だと思います。非常によくできている本だなというのは思いまして、これと同規模ではなくとも改定版のような形で、この２４年、気温も上がっているというところで、ぜひ詳しい現状というところを調査していただきたいんですけれども、これは農政課等の関係にもなってくると思いますが、これができた後に鹿とかイノシシですとかそういうものもどんどん増えてきているというところで、その植生の変化を、現状を追っていくという作業が必要になってくるのではないかと思いますがいかがお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） もっともなご指摘でございまして、一応、文化財審議委員会がございまして、その植生担当の方と相談を毎年、係に担当の者がしておりますので、いつというお約束はできませんけれども、特に外来種なんか農政課と一緒に駆除したこともありますので、そういった

ことも含めまして、いずれはつきりお約束はできませんが、改訂版を作るような方向は検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 現状も把握しなければ保全活動というところもつながっていかないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

先ほども開発とかという言葉も出てきましたけれども、生物多様性国家戦略の中に生物多様性に迫る危機を4つの危機として整理していて、第一の危機として、人間の生活や開発行為がもたらす直接的なダメージというものになっています。

本村において開発行為で先ほど答弁あったように、要綱ですとかでガイドラインをつくって対応しているということなんですけれども、そちらの具体的に開発の場所に天然記念物があった場合にどういう対処をされているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 開発、特に大規模の開発ということで開発調整条例というのを昨年施行しておりますけれども、その中で大規模開発がこの村内である場合には、まずその現状の調査というものを開発事業者のほうに義務づけております。その結果、仮に希少植物、動植物なりが確認された場合には、いろんな対策方法がございますので、その分につきましては所管課、担当課のほうと連携をしながら、例えば移植をするやり方も一つでしょうし、そのケース、ケースに応じて適切な指導をしていただく、それを事業者のほうで適切に対応していただいた上で開発を進めていただくといった対応をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 長野県版のレッドリストの中で、課題というところが動物版では第6章、植物版で第7章のところで現状と課題というところがありまして、そこでもやはり開発事業での配慮を課題として挙げられています。そこでは、生育、生息地点のみならず、バッファゾーンとしての周辺の地域を含めて保護が図られている必要があるというふうにされておまして、今の答弁ですと大規模開発にはなってくると思うんですけど、これからいろいろ宅地開発で小規模の開発ですとか、あとは移植だけでは守れないような状況にもなってくるかと思いますが、その開発行為が行なわれる際の生物多様性の保全という観点からは、今のままで十分だと思っているのかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 先ほど大規模開発、調整条例に基づくものという話をしてくれているのも、ある程度、植物などは限定されてきてしまうんですけども、例えば先ほども話にもあり

ましたギフチョウ、ヒメギフチョウの植草のある程度生息している範囲というのはマップ上に残されておりますので、そういった例に関しましては、先ほど言いました生涯学習スポーツ課のほうと情報共有しながら、規模に関わらず移植なり何なりの作業をしてほしいという指導はしております。

ただ、それが十分かどうかというご質問に関しましては、私ども専門的な見地を持ってしているわけではございませんので、専門家の皆さんなりにご意見を伺いながら、それぞれ開発の場所あるいはその規模に応じた対応というのもお願いしているところでございますので、現状でそれが全てかどうかという判断はちょっと私どもでは何とも言えないところがありますけれども、仮に、それがまだまだ不十分だという判断がされるのであれば、当然、それに沿った対応は今後検討していかねばいけないうふうには考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そこら辺は、今後、さっき教育長がおっしゃっていたように、こちらの改定版みたいなものを作るときですとか、今後、その白馬の開発に関してどこまで、まちづくりも関わってくると思うんですけれども、生物多様性を守る上でどのような規制が必要なのかといったところは、今後、ぜひ検討していただきたい事項になります。

次に入りますけれども、ロードマップのほうに記載されています生物多様性の回復に向けた目標ということで、回復というとどこまで回復するのかというところが気になってくるんですけれども、鹿、イノシシがいなかった時代まで遡るのか、外来種はどこまでの外来種なのか、そういったイメージができないんですが、そこら辺を教えていただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

回復という単語1つを取ると、昔にすぐ戻るのかというようなイメージを捉えるかと思えますけれども、ロードマップの中にも「ネイチャーポジティブ」という言葉が出てきましたけれども、日本語に訳しますと「自然再興」というふうにいわれておりまして、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止める、そうしたことによって反転をさせていくという考え方です。

具体的に申し上げますと、一定程度そういった保全によって生物多様性の損失を食い止めれば、それぞれの植物、動物が持つ自然の力で昔のほうへ戻っていく、そういうことを期待した意味での回復という言葉でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 最近、有害鳥獣というんで鹿、イノシシ、猿ですとかが増えている、被害も増えているという話になってきますけれども、その鹿、イノシシを減らしていく、これは白馬の生態系を考えるのであればゼロに近いところにまで持っていかなければならないとなってくると思うんですが、そのようなことは可能なのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 可能か不可能かと言われると、それは非常に難しいと言わざるを得ないと思います。

農政課としては、里に被害が及ばないように関係各位と協力しながら対策を打っていくということになっておりますが、やはり答弁にもありましたけど、議員さんもおっしゃいましたように人が里山に入らなくなったというのは非常に大きいかなと思っております。それと昔に比べて雪が少なくなった、暖かくなったというのは一つの要因かなと思っております。それが、有害鳥獣がゼロになるかという、それは非常に難しいという答弁になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 全国的にも鹿の食害というのは非常に問題になっているかと思うんですが、鹿やイノシシが西山の高山帯のほうに入り込んでしまうと、非常にその生態系の影響も大きいと懸念されますけども、現在のその生息域というのは拡大状況ですか、把握されているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 昔、西山にいなかった動物、鹿ですとか猿というのは残念ながら目撃情報があるということで、拡大しているというような状況でございます。

環境省とも協力をしながら、例えば南の伊那のほうでは鹿がすごい増えて、高山植物体の国立公園のほうにまで被害が及んでいるというようなことになっておりますので、まだ白馬村ではそこまでのことにはなっておりませんが、国とも勉強をしながらそういう被害が及ばないような対策を練っていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） これは非常に危機感を持って対策を打たなければならないと思います。今の答弁ですと対策はこれから考えるということでよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 対策、例えば銃による捕獲ですとか、そういうのは会議の中ではそういうものも考えられるというのが出ていますが、現実的にそれができるかというようなことは難しいかなと思っております。

いかに入らないようにするかということになりますが、例えば、網を張るとか、そういうことになるかと思いますが、そういう机上の中ではそういう話は出ておりますが、現実的にそこまでということには今至っておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 今年も熊の目撃情報も、今日の朝もLINEに入ってきていましたけども、多いと伺っております。野生動物との共生を考える上で猟友会は欠かせない存在です。しかし、猟友会も高齢化が進んでおりまして、今後のことを考えますとフルタイムで働いていらっしゃる方たちが有害鳥獣駆除員として、いつでも呼ばれれば出動できるという体制にいることは非常に厳しいのではないかと思います。

現在も集落支援員として出動する役割を担っている方もいると思いますけれど、この鳥獣対策の仕事、あと緩衝帯整備ですとか、そういった仕事をやはり専門職というか、入ってすぐに鳥獣対策に参加できるかといったらそうでもないと思いますので、そこは増員して厚く人員を確保するということが必要になってくるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 現在、農政課では集落支援員を雇用しておりまして、その方が1名、有害鳥獣の免許を持って任務に当たっていただいております。

あとは環境整備、これにつきましては集落支援2名で毎日のように支障木撤去ですとか、草刈りですとかというような事業をしております。

集落支援員、会計年度任用職員ですので、基本1年度の雇用になりますが、例えば、今新聞やいろいろな報道ではガバメントハンターなんていう言葉も出ていますが、そういうのもこれからの課題かなというようなことは思っておりますが、どうしても一般行政職で入りますと異動みたいなのがありますので、そこら辺は少し組織的にどうしていくかというのは今後の課題かなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうから補足的に説明をさせていただきたいと思います。

農政課長、申し上げたとおり、今の体制でいくと制度上、会計年度任用職員が当たるという部分と、職員でも一部当たっている職員もいますが、やはり一般職として職員がどこまでやらなければいけないのかということも考えなければいけないのかなというふうに思います。

例えば、議員のご質問にありました駆除であるとか、いろいろなその作業が「なりわい」として立つものであれば、一応制度としては初期にかかる装備品であるとか、そういうものも制度上ありますので、それが官なのか民なのか、中間的なところでやるような方には制度としても現状でもありますし、どこまでが官が行ない、どこからが民、その中間を誰が担うのかということところは一旦整理が必要かと思います。やはり、一般職で入る以上は人事異動等により何年かでは異動ということがありますので、そこら辺も含めた中でどういう制度を活用するのがいいのかというのは庁内の中でも検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ここで村長の見解をお伺いしたいんですけども、東山という一帯を今、森林整備事業などで間伐を行なったりしていると思うんですが、人が入って明るくなって循環する森、山にならなければ、里山としてその野生生物が人里に寄りづらくなる鳥獣緩衝帯の役割を果たすことは難しいと思います。昔の里山に戻すということは難しいかもしれませんが、現代の生活様式にアップデートさせた里山の在り方を模索する必要があると考えます。森が明るくて見晴らしもよくなって、高山はちょっと登れないというようなお年寄りですとか家族連れ、登山初心者の方たちにも人気の場所になるような、そんな里山整備というのが必要になってくるんじゃないかなと思います。世界水準を目指す山岳リゾートでもありますし、今は世界的に里山というのも有名になってきていますし、世界的なアピールにもつながるかと思いますけども、今まで里山、木こりの道もあったと思うんですが、そういった村を挙げての里山整備ということはお考えにないのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

現段階で具体的にこういったプロジェクトというものは私自身、持ち合わせてないですけども、加藤議員がおっしゃることは理想としては、まさにそういう形になっていけばいいというふうに私も思いますし、小さなプロジェクトになるかもしれませんが、白馬バレーツーリズム等ではいわゆる里山を生かした「トレイルの整備」といった活動は、委員会を立ち上げて行なっているところもあります。ただ、実際にそれを誰が実行するかといった場合に、地権者の問題も出てくるかと思えますけれども、東山であれば、村有地みたいな部分もありますので、ある程度村で主導してということも考えられますが、実際に先ほど農政課のほうでも話が出ましたが、人的な労力がかかるところですので、それを誰が担うのかといったところは考えてはいかなくてもいけない問題だというふうに思いますけれども、方向性としてはぜひ、加藤議員がおっしゃるようなことができればいいなというふうには私も思いますので、それをさらに観光に生かせるようなものになると通年型、また、アクティビティとしてもさらに裾野が広がりますし、この自然環境をより生かして、さらに保全をしていけるというところというところだと非常にいい活動だと思いますので、ちょっとお答えとしては今すぐやりますとは言えませんが、何かしらの形でそういった取組ができるというふうなというふうに私自身は思っておりますので、前向きに検討していきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 次に、「30 by 30」について再質問を行ないます。

答弁ですと、国立公園などの保護区ではないところでも地域で保護される機運を高めるものという認識でよろしいのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

「30 by 30」、いわゆる陸地のほうの30%につきましては、今出てきましたけれども国立公園等を拡充していくという取組がございます。

一方で、今、その地域以外の場所の機運を高めるということもございましたけれども、実際に今ロードマップの中ではそれ以外の場所を認定していくということも視野に入れてございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） これからということなんですけれども、実際に、今、村有地も含めてだと思んですが、実際にここを登録しようかという、そういう具体的な場所での検討に入っているということなんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） まさしくこれから検討していくところなんですけれども、実際、ぱっと出てくるばかりではなくて、今まで白馬村が守り続けてきた、あるいはそういった貴重な場所というのは、例えば姫川源流とかそういうところもございまして、そういうところを今後も守り受け継いでいく、そういう場所として認定していただければ一番いいのかなというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） では、最後の質問の農業の部分に関して再質問に入りたいと思うんですが、通告書に添付させていただいた資料をご覧いただきたいんですが、こちらNPO法人ダイオキシ環境ホルモン対策国民会議作成のパンフレットより3ページ抜粋させていただいております。全ページご覧になりたい方はぜひ読んでいただきたいんですが、最終ページにQRコード貼り付けておりますので、ぜひご覧ください。

こちらで取り上げられているネオニコチノイド系農薬というのは、1990年代から多用されるようになった殺虫剤の一種でして、村内でもラジヘリで散布されている農薬であると県のホームページからも確認ができます。ネオニコチノイド系農薬は人体への影響も懸念されているものなのですが、本日は生態系への観点から取り上げたいと思います。

蜂の大量死の原因であることが分かっておりまして、欧米では規制の動きが進んでいますが、日本は残留農薬基準が緩和されたりと、世界と逆行した動きとなっています。資料に示されているように、生態系への影響が懸念されております。こちらの先ほど来出てきているレッドデータブックにも、24年前になるのですが、非常に農薬の散布で数え切れないほどの自然界の生き物たちに変化が現れているというふうにも記載されています。

事例を挙げたいと思うんですけれども、今年、世界遺産に登録され注目を浴びている新潟県の佐渡ヶ島では、一度絶滅してしまったトキを復活させたということで有名なんですけれども、こちらでは

ネオニコチノイド系農薬を使用しないということが島全体で行なわれております。

また、コウノトリで有名な兵庫県の豊岡市ですが、こちらは今ではオーガニックの先進地域として有名でして、こうした農薬や化学肥料の使用を減らしたりやめたりして、コウノトリやトキの復活に成功したという地域があります。

このような事例から見ても、生態系の復活、回復というのは農薬が決め手であったということなことであります。

白馬村で、生物多様性や生態系を守るための環境保全型農業の普及啓発を行なっていくのに、まだまだ勢いが足りていない中で、まず減農薬、その中でも佐渡ヶ島も使用をしていない、トキのために使用をやめたというネオニコチノイド系農薬を使用しないということを、村を挙げて推進していくということを考えてはいただけないでしょうか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） ネオニコチノイド系農薬というのは、恐らく30年くらい前から課題になっているかと思っております。例えば、蜜蜂の大量死というのが出ておりますが、白馬村ではこういうことはなかったと思っておりますが、近隣のところではこういうこともあったのではないかなというようなことをお聞きしております。

議員さんから頂いた資料の中に、例えば、「しぶせん」というような認定するような、渋川市がやるというふうにお聞きして、これも、今、渋川市のほうに聞いてみたんですが、20年ぐらい前に専門的な職員を臨時で雇用して作成したということで、現在は一般職の方が対応しているんですけど、少し専門的過ぎて、更新等ができない状況だと伺っております。

例えば、渋川市でも全部ではなくて、一部の農家にこういう資料を持たすというようなことはやっているというふうにお聞きしておりますので、それができるかできないかはまだ何とも言えませんけども、例えば、昨日の再質問の答弁でもありましたように、減農薬とか有機農薬に限った市民農園ですとか、そういう小さいところからは始めていけるのかなというふうに思っておりますので、急に全部がネオニコチノイド系を廃止するかというと、それは少しまだ先の課題かなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 最初の村長答弁で、ふるさと納税に出しているお米は信州の環境保全型認証、環境に優しい認証を受けているということだったんですけども、それに加えて、ネオニコチノイド系農薬も使用していませんというふうにして生態系を守る活動をしていますということで、白馬村が生態系に対して本気で取り組んでいますよということをアピールしていくということも必要になってくるのではないかなと思います。そこに共感を受けて、ふるさと納税をしていただくということも考えられるのではないかなと思います。

加えて、給食のほうにも、ぜひ、給食に卸すお米からでいいと思うんですけども、減農薬で栽培されたものを使っていくということも、環境保全型農業の普及啓発に非常に貢献することではないかと思うんですけども、そこらはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 議員おっしゃるとおり非常によいことだと思うんですけども、それにはやっぱり供給体制ですとか、農家さんの育成の課題が残っているというところで、価格の問題もあるもんですから、そこら辺の体制が整えれば、導入することはやぶさかではないというように考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そのふるさと納税は、環境の優しい認証を取ってもらっていて、給食のほうもぜひそこは認証を取ってもらって、納品してもらおうとか、そういう基準を設けていたきたいというのが、ふるさと納税でできているのであれば、そういったことも可能だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

こちらで、そろそろ時間にもなってきますので、最後に村長に質問させていただき、私の質問を終わりにしたいと思いますけども、昨日からの答弁にもあったんですが、農業形態に関わらず農家を支援していくということで、私も生産者の方々は本当に農業形態に関わらず日々努力されて、農地を守られて生産されているということで、もう支援は欠かせないと考えています。

しかし、白馬での有機農法ですとか、減農薬、環境保全型の農法の技術の確立とか、普及がしてない中では、重点的に支援をしていくということが必要になってくるのではないかと思います。

本村が世界水準の山岳リゾートを掲げて、自然を守って、様々な生命が共に生きていく未来を目指す、このロードマップにも、回復に向けた目標というところで、様々な生命、動物、植物が共に生きていける未来を目指すというふうにされているのであれば、農業においても、環境保全型農業へ大きくかじを切らなければならないタイミングが来ると思います。それが、今、担い手確保が課題となっている今ではないかと私は思うんですけども、村長のお考えを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おっしゃるとおり担い手確保というところが、今、大きな課題になっておりますので、そこを充足させるために有機農業を取り入れる、先ほどの教育課のほうの答弁とも重なる部分があるんですが、有機農業を入れることによって、かえってハードルが上がってしまって担い手が確保できなかつたり、生産量が確保できなくなるといったところがジレンマとしてあるかなというふうに感じる部分ではあります。

ですが、加藤議員おっしゃるように、やはり環境というところで考えた場合には、もちろん有機農業、また自然農法というところは理想ではあるというふうには考えておりますので、全体的にそこら辺のバランスを勘案しながら、どうしてもやっていかなくてはいけないというふうには思いま

すけれども、あるべき姿というところは念頭に置きつつ、現状をしっかり見据えた上で、しっかりと地域産業として成り立つように、また、地域に暮らす人々がそれを営農していくことによって、生活ができる体制を整えていくことを確保しながら、理想に近づけられるように取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 第11番丸山勇太郎です。

今定例会最後の一般質問者となりました。一般質問するときには、一般質問する議員だけが集まって抽選会を行なうんですけども、今回は予備抽選でも7番、本抽選でも7番ということで、1回も抽選棒に触れることなく、最終質問者ということになって、これも運命かなと思っておりますけれども。

私、当初、この議会では一般質問をやらない予定だったんです、本当は。それは、まず一つ、健康面の理由がありまして、今もそうですけども、声が出にくいとか声がかすれるという状態が7月の頭からずっと続いております。それとご存じのとおり、この定例会においては決算特別委員長という大役を務めること、また3月では予算特別委員長をやらなきゃいけませんし、また、私の今読み原稿には書いていないことも言いますが、もう一つ理由がありまして、言うことは言ったかなと、これまでで。そういう気持ちも実はありまして、あとはもうやる、やらないは行政次第。あんまり過ぎたることを言っても、「過ぎたるは及ばざるがごとし」になってしまうかなと。そんな気持ちだったんですけども、あるものを一目見まして、どうしてもやりたくなりまして、短時間で作り上げた、いわゆる今回は追跡質問ということになります。

最後に、そうは言いますが、ちょっともう一回だけ言い過ぎさせていただきますけども、よろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきますけども、広報広聴について。

7月1日よりDXの一環として、役場公式LINEが始まり、昔ながらの広報紙から同報無線、ホームページ、防災アプリ、フェイスブック、X、メール、LINEと出そろった感があります。しかし、特定目的の防災アプリ、情報を自らが取りに行かなければならないホームページを除き、プッシュ型で日々の新鮮な情報発信に努めるべきデジタル媒体手段が、明確な役割を持って十分な

情報を伝えてなく、何か中途半端さを感じます。

運用体制が整っているのか、運用基準やマニュアルはあるのか、中心となるのはどの媒体か、発信方法は出そろっても、各媒体の機能的連携がなければ宝の持ち腐れになります。

そして、DXが進む一方、作成から発行、そして配布まで時間がかかり、過去から現在まで届かない世帯にはただの一度も届いていない「広報紙」というものの役割や中身も考え直すときです。

また、大事な広聴活動では、このところ直接対話という手法を軽んじてはいないでしょうか。この分野は全く足りていません。広報広聴する側も・される側も、「まあ、こんなもんだ」であるなら、官民の協働は実現せず、ますます村政への期待値低下につながります。

村民も巻き込んだ事業やイベントの円滑な実施や持続可能な住み続けたい・移住したくなるまちづくり、そのために必要な相互理解と協力には、充実した広報広聴は欠かせません。

そこで、次を伺います。

1、広報紙の地区配布数、防災無線宅内機導入世帯数、防災ナビのダウンロード数、公式メールと公式LINEの各登録数の最新値を伺います。

2番、声の広報「防災はくば」は、発信する内容や回数など、以前と比べどんな工夫を加えているか伺います。

3番、公式メールへの情報発信、公式LINEへの吹き出し情報が少ないですが、なぜ声の広報並みの日々のお知らせを届けないのか伺います。

4番、新鮮な情報を届ける媒体である無線広報、メール、LINE。プラットフォームはどれですか。考え方と運用基準を伺います。

5番、広報紙や紙配布物の地区配布を月2回から1回に減らした理由と、それでいいのかを伺います。また、広報紙のこれからの方向性を伺います。

最後6番、今年度は地区役員懇談会を全地区と行なうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山勇太郎議員からは、広報・広聴について6項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

最初に、本村の情報発信メディアの登録者数でございますが、防災ナビは7月末時点、その他は8月末時点の数値をお答えします。

広報紙の地区配布数は2,850部、防災無線戸別受信機導入世帯数は2,711戸、防災ナビダウンロード数は4,143件、防災情報メールダウンロード数は440件、そして、公式LINE登録者数は1,261人です。

2点目のご質問につきましては、7月1日からプッシュ型によるメッセージ配信が可能な白馬村役場公式LINEの運用が始まったことから、同様にプッシュ型の情報発信メディアである防災行政無線での発信内容等に何か工夫をしているのかとの趣旨のご質問かと存じますが、結論から申し

上げますと、放送案件や放送回数について、現在のところ変更を加えておりません。

防災行政無線の一番の特徴は、迅速に、大勢の人々に、一斉に情報を伝えることができることです。災害等の非常時には緊急情報を効率的に伝達する役割を担っております。平常時には一般行政事務にも利用することができますことから、朝、昼、晩の1日3回の定時放送を行なっておりますが、随時発信できるプッシュ型メディアの公式LINEが新たに加わったことにより、防災はくばの役割は緊急度合い等を考慮したものに絞ることも可能かと思っておりますので、公式LINEの住民への浸透を待って、徐々に移行していければと考えております。

なお、防災はくばの放送内容につきましては、なるべく情報を簡潔に伝えられるよう、また、聞かれる方が錯誤されるような曖昧な表現や複雑な表現を避けるといった工夫は実践しておりますので、ご理解をお願いします。

3点目の公式メールや公式LINEからの情報が少ない理由と、4点目の各情報発信媒体のプラットフォームの考え方と運用基準のご質問は関連がありますので、まとめてお答えします。

初めに、現在、本村が運用しているデジタル情報発信媒体について、整理してご説明します。

1つ目は、行政公式ホームページによる配信です。この公式ホームページは、行政から発信する全ての情報を掲載する媒体と位置づけていますので、いわゆるプッシュ型通知ではないものの、行政の情報発信手段のベース、議員が言うところのプラットフォームとしています。

2つ目は、公式フェイスブックによる配信です。このフェイスブック配信では、行政公式ホームページに掲載した新着のお知らせ情報を所管課からの希望等によりフェイスブックへ投稿しています。

続いて、3つ目は、防災行政無線防災はくばと連携する配信システムです。この防災はくばと連携する配信システムには、1、屋外子局と戸別受信機による音声アナウンスによる発信手段、2、防災はくばの操作卓からスマートフォンの防災アプリに連動させる防災ナビ配信、3、同じく、防災はくばの操作卓から登録性メールに連動させるメール配信の3つの方法を一斉に、あるいは配信手段を選択して配信することができるシステムとなっています。

したがって、質問にございました登録性メールの配信については、防災はくばに連動した情報以外に、単独のプッシュ通知による配信手段として運用することは今後も考えておりません。

また、防災はくばのシステムは、この3つの方法に加えて、先ほど説明した1つ目の行政公式ホームページと、2つ目のフェイスブックとの連動も可能で、合わせて5つの配信システムをワンオペレーションで管理することが可能となっています。

基本は、ただいま紹介した方法に加えて、この7月から運用している公式LINEを加えた仕組みを活用して、行政情報の発信に努めていくこととしています。ただし、そのほかにも白馬村の公式アカウントを登録する媒体として、XやYouTubeがあるほか、電子母子手帳アプリ、9月から配信開始となった資源・ごみ分別アプリや絆メールといった、各課等が特定の利用者向けに運

用する発信手段、さらには、ユーテレ白馬といった媒体もあることから、状況に応じてそれぞれの媒体を活用していくこととしています。

最後に、公式LINEのプッシュ通知に関する運用の考え方ですが、その基準については、白馬村公式LINE配信基準を定めて庁内運用していますので、その基準に則った配信を行なっているところですが、例えば、友達登録いただいた全員を対象に一斉配信する情報については、原則、防災情報と連携した情報と個別判断で承認した情報のみを配信することとしています。

これは、ユーザーに不要な情報配信や配信回数自体が多いことが、友達登録をブロックされる要因となることがデータ分析から導き出された根拠として示されているため、必要な人に必要な情報が行き届くようにし、受信する情報区分はユーザー登録時に自らが選択する仕組みで運用しているところです。

一方で、LINE配信基準に適合するにもかかわらず、情報発信できていない情報もあることは認識しているところでもありますので、引き続き、職員一人一人の意識改革と操作方法の習得並びに庁内の発信体制の在り方について取り組んでいきたいと考えています。

次に、5点目の広報紙などの地区配布を月1回に減らした理由と、それでいいのかについて、まずお答えします。

地区配布に対する各地区の負担につきましては、配布回数や配布物の種類の見直しに関する意見が毎年区長会議等において寄せられておりました。また、行政区の中には、村から月2回の配布物をお届けしても、区民には1回にまとめて配布する地区も見受けられるようになってまいりました。

村ではこの状況を考慮して、昨年度から月2回の配布物となるべく第3月曜日の配布にまとめることができるように、個々の配布物を計画的に作成すること、広報はくばに掲載可能な記事は、極力広報はくばに掲載し、チラシによる配布の削減を図ること、村以外の機関の配布物は、相手方にもその旨を依頼することを庁内各課に求めたものであります。

さらに、昨年11月の課長会議では、過去1年間の配布物の内容と配布時期を資料にまとめた上で、改めて同様の内容を庁内に周知するとともに、広報はくばへの情報集約を呼びかけてきたものであります。

さらに、本年4月に開催した区長会議におきましても、地区配布物は月1回だけにしてほしいとの意見が出されましたことから、第3月曜日に集約することを努力義務としていたものが、4月以降、8月まで全ての配布物が月1回、第3月曜日になっている状況であります。

これでいいのかという質問であります。行政区頼りの配布方法は、本村以外の自治体も含め限界に近づいておりますことから、いい、悪いということではなく、それに対応できる広報戦略に転換する時期を迎えているものと考えております。

広報紙のこれからの方向性は、との質問であります。今もなお広報紙が中心的なメディアとなっている理由としては、ソーシャルメディアを含む多メディア時代にあっても、まだそれらは全村

民に等しく伝える仕組みとして構築されていないことから、地区に加入する全世帯に無償で配布される広報紙は、ある意味プッシュ型の仕組みが構築されているため、重要視せざるを得ないという側面もあります。

しかしながら、近い将来の方向性としては、広報紙をよく読まれていると言われる高齢者の可読性に配慮して、文字をもう少し大きくし、読みやすさを確保しつつも、それなりの情報を提供することが考えられます。

また、将来的な方向性としては、大多数の村民に等しく情報を伝えることが可能なプッシュ型の仕組みと体制がスマートフォンや、もしくはそれに代わるものに備わったときには、広報紙の役割は大きく変わることになると思われますので、情報発信メディアの持つ特徴や目的に沿った、より効果的な情報発信の手段を選択し、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるように研究していく必要があると考えております。

最後に、令和6年度の地区役員懇談会についてですが、地区懇談会については、平成30年度以降、希望する地区のみを対象に開催してきましたが、コロナ禍の影響もあり、直近の4年間で1回以上開催した地区は15地区と半数程度であることや、総合計画の策定や自治基本条例の制定等に向けて、幅広く村民の皆さんのご意見をお聞きたいと考えておりますため、今年度の地区懇談会は全地区を対象に開催する予定で、先日、各区長に通知を送りました。

行政からお伝えしたいことや各地区の課題や要望について意見交換しながら、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

以上、丸山勇太郎議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 答弁いただきました。冒頭申しました私が一目見たあるものとは、事前にも、8月22日の通告時にも、また本日も質問資料としてお手元に配付してありますところの松川村のDX広報アプリ「まつナビ」、これを見たからです。

ちゃんとやっているのがあるんだというのが、私の考えていたもの、まさにこの「まつナビ」が具現していたものですから、これはちょっとやっぱり質問してみなきゃいけないなというところで、今回質問する気になったんですけども。

そこで最初の質問は、代表して2人にこのアプリの感想を聞きたいというふうに思っております。まず副村長、事前にこのアプリをダウンロードして見てもらいましたか。見ているなら感想を聞かせてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 正直申し上げまして、ダウンロードして見てはおりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） では、次に総務課長。今日はほぼ総務課長相手になると思っておりませんが、総務課長は見てくれていると思いますけども、率直な感想をお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 入ってみました。今朝も松川村でも熊が出て、うちが出た後にまた出たのかな、そんなことで見ております。

率直な感想というのは、プッシュ通知もそうなんですけれども、松川村は定時、10時に定時的に情報発信しているんですが、それをフォルダで管理できているので、その情報はどこにあるというのが後から、いわゆる検索性が高いなというところが、うちのLINEとの違いかなというふうに感じました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 昨年の4月から2年間、1,600万円で民間から迎えたDX統括監と、統括監の下での14名のDX推進チームによって、今、DXの様々な取組がされておりますけれども、その皆さんによって村民目線の広報DXが実現したのかが、今回質問する本旨でございます。

テレビ傍聴者向けに、DXを少しだけ解説しますと、デジタルトランスフォーメーションというものの略でございまして、デジタル技術による変革ということですが、今回の広報DXとは、情報をいかにスマホに見やすく早く届けるかに尽きると、それ以上でもそれ以下でもないというふうに思っております。

広報DX、今回、質問ではこの言い方に統一します。間に「の」は入れずに、広報DXと言わせていただきますけども、先ほども言いましたけど、私はこの松川村の「まつナビ」を見たときにびっくりしました。それは、ほかでもない、私が過去の質問で言ってきた仮称「村男アプリ」というような言い方を実はしていたんですけども、一昨年の6月と去年の6月にもそんなようなことを言っておりますけども、去年の6月のときには、就任したばかりの菅統括監が後ろの傍聴席で傍聴しておりまして、わざわざ振り向いて、広報のアプリ、村男アプリ作りませんか、と言ったことを記憶しておりますけども、コスト抜きで言えば、見やすさ、使いやすさで白馬村の公式LINEを上回っている気が私はしております。お悔やみ通知も出る、総務課長も言ったように、毎日10時きっかりに新着情報が届く、過去のものも見やすい、音声での読み上げもする、詳しい情報、ホームページにもワンタッチで飛んでいく、もちろんトップ画面にプッシュ通知がメロディつきで届くと。DXの情報発信によりふさわしいプラットフォームになっているなとは思っておりますが、私の意見は私の意見で、やっぱりみんなの意見を聞いてみなきゃいけないと思って、この「まつナビ」のチラシを議会の議員の皆さんにも配付してありましたので、お一人はスマホを持っていらないかもしれませんが、残る11人の中から私を差し引いた10人に感想を聞いて、7人が答えてくれましたけども、一長一短はあるんです。だから、全面的にみんなが「まつナビ」がいいということは

決してなかったです。LINEのよさを言う議員もいらっしゃいました。

総じて、やっぱり若者はLINE慣れしていますので、LINEの良さを認めているかなと。私のような30代後半から初めて携帯というものを手にして、そこから何台も携帯を変えてきましたが、初めの頃はこういうものを持たされると、毎日電話に追いかけられるのかなというようなことを思った記憶がございますけども、そのうち今度はスマホというものに変わってきて、今はもうスマホを手放せない、財布は忘れてもスマホは忘れないというような状況になっていますけども、だから、生まれたときからIT社会が始まって、スマホ慣れしている、LINE慣れしている若者にはLINEは受け入れられると。

逆に、LINEは、先ほど村長答弁にもありましたけども、うるさがられてブロックされる可能性もあるんです。それが欠点かな。それと、全部吹き出し通知ですから、ずらずらずと吹き出し通知になっていくと、過去のものが見にくいというような部分もあるんじゃないかというふうに思いますが。

この白馬村の公式LINEというものが、広報DX、要するにスマホにおける、スマホをせっかく持ってきたから、スマホにおけるプラットフォームにはまだなり得ていないのかなと。情報の入り口、インターフェースにはまだなり得ていないのかなというふうには思っておりますけども、だから、核となる情報のプラットフォームはつくる必要があると。

ホームページというのは、やっぱり見に行かなきゃいけないんです。結構深くまで入っていかなくちゃいけないところがあって、何回もクリックしないと情報にたどり着かないというようなことがあるわけですが、そこで、最初の質問です。

白馬村では、この広報DXに関して、アプリ方式とLINE方式との比較検討はしたのか、なぜLINE方式を採用したのかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

以前の一般質問で、今ある白馬村の防災ナビのアプリのほうから、例えば、春になれば「こんな花が咲いたよ」というようなお知らせをしたっていいじゃないかというようなご質問等ありまして、私もそれが非常に印象に残っておりまして、今回、このようなDXの構築の中でいろいろなシステムを入れていく中で、プッシュ通知というものをぜひということのところは菅統括監にも伝えております。

一方で、DXの本来の目的ということもございまして、オンライン村役場の構築、いわゆる役場に来ないでもいろいろな申請の手続きができたり、お金の決済ができたりというようなことも重要な課題でございました。

私も、子育てにいたときから、保育園への今日休みますというのが、電話でしかできないというのが当時から言われておりまして、しかも、朝の一番これから病院に行かなきゃいけないようなと

きに電話をしなきゃいけないというのが、非常に保護者の方にも言われました。こういったことも、LINEのほうではできると。

何とかこの2つをミックスさせてできないかというところで、オンライン村役場いわゆるこういった申請というものができる、それともう一つ、プッシュ通知もできる。それがLINEということが、それならなり得るということがありまして、DXチームのほうで検討してLINEを選択したというふうに聞いております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ところが、私の取材では、私、今回この質問するのに数人の職員に取材しているんですけども、このDX推進チームは、必ずしもしっかりアプリとLINEとを比較検討していない節があるんです。案外、すんなりともうLINEでいこうというのを決めちゃっていったところがあるのではないかと。それは取材を通じて私が感じているのは、どうやら先行した防災ナビがアプリであったものですから、この広報DXに関しては、あまりアプリを採用する気がなかったんではないかなと。アプリ・アプリになっちゃうものですから。

というような私は印象を持っているんですが、今回、私、松川村にも取材に行きまして担当者に聞いたところ、松川村もちゃんとLINEは検討しましたと言っていました。検討したけどもやめましたと。その理由が、過去の情報が積み重なっていくのが、村民目線的に見にくいのではないかと判断したと。吹き出し通知がずっと積み重なっていくのが。

それで、アプリ方式にしようというところで、3社のプロポーザルで株式会社デンソーが提供するライフビジョンというアプリにしたようですけども、これ今全国では約60の自治体、県下でも8つの自治体が採用しておりまして、移住定住あるいは子育て支援に熱心な下條村なんかも入っているんですけども。

いいんです。次の質問に入りますけども、LINEで行くなら行くでいいんです。でも、そのLINEでのシステムが、村民はもとより職員に使いやすいものになっているかというところなんですけども、まだまだ情報が少ないことは紛れもない事実だと思いますし、あと施設予約、これが、見ますとウイングは全然対象に入っていないですね。あと、ノルウェービレッジも対象になっていない。逆に、役場がほとんど今、会議室使用しているふれあいセンターの学習室ですとか多目的ホールなんかは、職員ですらここから予約しなければならないというふうに聞いています。ほかにも方法はあるらしいですけど、それは何か面倒くさくて、結局このLINEからしか予約しない。

そうすると、前は、例えば総務課と観光課で別々の会議室を予約していたのを、使い勝手から、ちょっと入れ替わらないかと、そういう融通が利かせにくいということも聞いております。

その辺のところを総務課長にお聞きしたいのと、それと、住民課長に聞きたいことがあるんです。このLINEのところの窓に、ごみという窓があるんですけども、そこになんで松川端粗大ごみの開設日がないのか。松川端粗大ごみの開設日はすごく探しにくいんです。探しにくいというか、私、

今朝も公式ホームページから探そうとしたけど、ついに行き着けなかった。開設日は、早見表の裏のページの2次元コードをアプリで読み取らないと出てこないんです。何で今回のこのLINEのごみのところにそれを入れなかったんですか。その2点を聞きます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、施設の予約の関係からお答えいたします。

まず、我々の持っている施設の中で、まだLINEを使つての予約ができないというところは、当然、中のほうでも議論しました。それは、いわゆる今まで施設を使って貸し出していた時間帯ですとか条例、そういったものと今度のLINEの機能とがまだうまく合っていないというところで、ウイングのほうについては、同時7月1日からのスタートというのは切れませんでした。そっちのほうを整えて、LINEのほうでできるようにしていきたいというふうに思っています。

また、職員が今までは庁内で使っていたウェブ21というシステムで、全ての会議室ですとか、ウイングのほうも予約できたんですけども、LINEで予約しているところについては、LINEで見ないと分からなくなりました。それはもう正直言って私も不便だと思います。しかし、今の状態は、村民の方が予約しやすいようにと作ったものですので、逆にそれに職員が慣れていくしかないというふうに思って、私は我慢といいますか、ぜひ協力してほしいということで職員のほうには言っております。

議長（太田伸子君） 堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） LINEにおけるごみ、特に松川端粗大ごみ集積場の検索の仕方が大変しづらいということで、その件に関しては、私どもも把握しております。

これはひとえに、導入時のシステム構築者と私どもとのコミュニケーションの不足というのが大幅にあるかと思えます。今後、この点は解消すべく、私どものほうでまた検討はしていきたいと思えます。

その一方で、先ほど村長のほうからも述べましたごみ分別アプリ「さんあーる」を導入しております。LINEのほうからもこの「さんあーる」へ導く術はつくってありますので、こちらのほうで、現在、補完するという扱いにしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 「さんあーる」については、今日、大糸タイムスに議長の息子さんのあれで出ていましたけども、「さんあーる」でもたどり着きませんでした。改善してください。

とにかく繰り返しますけど、広報のDXの目的は、スマホを用いてより多くの村民に分かりやすく情報を伝えること、それは村民が使いやすい、情報を得やすいことはもとより、やっぱり職員が使いやすいものである必要もあるかというふうに思っております。

もう一度同じような質問ですけども、LINEで行くなら行くで、読みやすく多くの情報を出し

てもらわなければならないですけども、とにかくまだお知らせは少ないと。もっと出していくべきだと。これはもう私としてはもう譲れないところでして、それをやらなければ、広報DXではないと。

それとやっぱり、年配の人たちに便利に使ってもらう。便利アイテムもあるんですよ。そういうのは案内してもらいたい。例えばアナウンス機能とか、これは大事なメッセージの固定表示の機能です。それとかトークの固定機能とか、ピン留めというやつですけど。偉そうなこと言えない。これも実は娘から教わったことなんですけども。ピン留めだけは私もしましたけど。

そういう便利機能もあるということで、そんなようなアナウンスもしてもらいたいと思いますし、そこら辺はどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

そういった機能性、便利な機能、こういったものはどんどん村民の方にお知らせしていかなければならないなと思っております。

また、アプリとLINEの違いというところでいいますと、例えばアプリですと、今度このような機能を追加したいなといっても、また委託事業者に結構な高額のお金を払ってやらないと変わっていかない。一方、LINEは、他の自治体でこんなやり方をしていると言いますと、そのフォーマットを無料で入れることができる。また、そういったアイデアを村民の方からもこんなふうに使えないのかと言われたときに、職員が、多少知識等要ると思いますけれども、無料でそういうことを改修できる、そういったことも備えておりますので、今、おっしゃるとおり、これを使っていかなきゃいけないというところで、今度は職員の中の方は、そのへんを推進してまいりたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ともかく、私はまだ完成形ではないと思っております。菅統括監にお帰りいただいて、DX推進チームが解散しても改善の歩みは止めないでほしい。駄目なところは改める、そこところは意地にならないように、それを広報DXにはお願いしたいというふうに思っております。

次に、声の広報のことについて2つまとめて質問しますが、ともかく声の広報は、ともかく旧態然としているんです。さっきも村長答弁でも何も変えていないと言ったけど、本当に何も変わっていないんです。

これ、システムの名称、呼称が「防災はくば」でさえあれば、防災的なお知らせは「こちら防災はくばです」で始まってもちろんいいですけども、ただ一般のお知らせをしているだけですから、「白馬村から朝のお知らせです」「白馬村から夜のお知らせです」だけでいいんじゃないでしょうか。

それと、頻繁に起きている熊の出没なんですけど、地図アプリにリンクさせられないかということなんです。地元民でも、ペンション名を聞いただけじゃ分からないんです。まして観光客は自動音声で場所を言われてもどこか見当がつかない。ペンションコンパスと言われても、ぱっとこないんです。この2つについてお答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

広報はくば、防災はくばのやっている内容等にしましては、総務課長の決裁になっておりますので、私のところで全て原稿が来て、私がチェックをして回すようになっております。

答弁の中でも言いましたけれども、同じプッシュ通知であるLINEがある程度浸透してくれば、大分、今の広報で流しているお知らせが、そちらのほうに移行できてるのかなと思っております。特に先ほども出ましたお悔やみ放送、これ松川村のほうのアプリでも出ておりましたので、こういったものは、時間ですとか場所も目で見たほうが、「今何て言ったや」と役場に電話がかかってくることもよくあるんですけども、そういうこともなくなりまして、非常に便利なものですので、そういうものは、おいおいと検討していきたいと思っております。

また、熊の位置情報をというようなお話ですけれども、これにつきましては防災アプリのほうに地図情報を乗つけて、それを熊の放送等に、火災もそうですけれども、連動させるというようなところは、内部のほうでは既に相手方の業者に相談したり、具体的な見積りとまではいっていないですけれども、相談のほうはしておりますけれども、まだ現在のところ、すぐ変えるというようなところはなっておりませんが、まさしく外国人の方のこともございますので、検討しているというところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ともかく文字なら1回で済むわけですが。声の広報は1日3回×5日やれば、15回同じことを聞かされるわけですし、ちょっとさすがにやっぱりそうなるとうるさく感じるんです。ボリューム一番最小に絞っちゃっています、うちなんかも。それでも、熊のときには強制一斉で大きな音がしますから全然問題ないわけです。

声の広報はとにかく旧態然としていますから、スマホでの、LINEでの、広報DXが進むに連れて、だんだん変化させていってほしいなと。

広報紙についてもやっぱり同じことが言えるんであって、松川村では私の取材に対して、スマホ「アプリでの広報により、広報紙は将来的にはなくすか、発行部数を減らしていき希望者のみにする。」というふうに言っています。やっぱり広報紙もそういう方向にいくものかなと。先ほども村長も、より字を大きくして見やすいものにして、見直していくべきものというような言い方しましたよね、たしか。近い将来は読みやすくする必要があるし、大きく変わっていくと考えるというふうに答弁されていますけど、まさにそのとおりかなと。

スマホ、DXでの情報プラットフォームを築ければ、まずメール配信、これメール配信は正式には防災行政メール、行政防災メールかな、だったんですよね。今、LINEに入るようになったから、もう要らないかなと思って、私もう削除しましたけど。だから、メール配信というのは、頑なにいわゆるガラケーを使い続けている世代向け、そういう人たちもいずれはいなくなるのかなというふうに思いますけども、あと、広報紙というのは、先ほども言いましたように、スマホもガラケーも持たない高齢者や、とにかくデジタルは嫌いとか、紙ベースでしか頭に入らない少人数向けと、それならやっぱり発行部数や中身というのは、大幅に見直して行っていないんじゃないかというふうに思っておりまして、例えば、「広報はくば」の8月号、この中身もあんまり変わっていないと思うんです。

大体、我々も議会報を作っていますけども、見開きのページというのは何か特集だったりするんですけども、この見開きのページが、南小が河津小と交流しました、北小が太地へ行ってきましたという記事から始まる辺りは、もうちょっと工夫してもらったほうがいいかなというような気がします。広報担当者にも伝えましたが。今、喋った私の意見に対して、率直にどう思ったかご答弁ください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

広報紙の役割ですけれども、村長の答弁にあったとおりですけれども、私、うちの村の広報を見ていて、私も課長になる前よく書いていたんですけれども、シリーズものといいますか、そういったものが非常に多いというのが、うちの広報の特徴だと思います。

広報の戦略、戦略というほどの戦略はうちの村はまだ作っていないんですけれども、いわゆる行政サービスをお知らせする広報のほか、村の政策をお知らせする広報、2つの意味があるかと思いますが、紙のほうの広報はくばが、だんだんそういった行政のお知らせというもののよりも、そういった政策的なもの、例えば決算の状況ですとか、今年の予算の概要、先ほど言いましたシリーズもの、今、農政のほうでも出していますし、上下水道のほうでも出していました。こういったものというのがむいているのかな、近い将来そういうふうになっていくのかなと。

あと、大きな文字にするには、やっぱり内容的には文字数は少なくなってくるので、QRコードをつけて、詳しいところはホームページのほうに誘導するといったそんな工夫、そんなこともこれから増えてくるのではないのかなというふうに、私のこれは考えでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 次、地区役員懇談会のことですが、広聴活動に関してこんないい方法はないんです。満遍なく村中の行政区の住民とできるわけです。

これ議会も広聴活動というのをやっているんですけども、意見交換会とかいってやっているんで

すけど、不特定多数との場をつくれれば、特定少数しか集まらないんです。だから、例えばお出かけ村長室とか、池田町が始めたオープン村長室みたいな、そういうのも悪くはないんですけども、そういうのはそういう危険性があるんです。

それに比べて、この地区役員懇談会というのは、前にも言ったことがありますけど、1地区10人集まれば、それで30地区、そして4年やれば10掛ける30掛ける4で1,200人と話ができるんです。ただし、ここが肝心なところなんですけども、旧来のどこの水路を直せとか、どこの道を直せの、御用聞き場にしないこと。これが肝心です。

これからの地区役員懇談会の持ち方、一応、村長は、今年は全地区でやっていただけると、これ本当にありがたいです。だから、今年の地区役員懇談会の持ち方の趣旨をしっかりと全地区に伝えていただきたいと思うんです。事務局も短い時間で有意義な広聴のできる工夫をしてほしいと思いますけども、事務局代表ということで、またこれも総務課長いかがでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

先ほど村長の答弁でございましたけれども、今年の地区懇談会については、先日、各区長さんのほうに連絡をしてございます。コロナ禍ということもございまして、希望地区だけというところが数年続いたもんですから、地区によっては久しぶりに行なえる地区もある、引継ぎがうまくできていない地区もあろうかということで、また、先ほど議員がおっしゃったように、水路のハード的な希望だけで終わってしまっただけとはいけないということで、それを送ったときに、各地区の共通的な課題に対する村の考え方、これをまとめまして、既に地区のほうに送っております。

内容的には、加入率の低下ですとか、少子高齢化による作業とか普請の不足、人員不足、担い手不足に関すること、あと有害鳥獣、あと公共交通に関すること、防災無線の屋外スピーカーのこと、道路・水路の改修等、これについて村の基本的な考え方をお示しして、なるべくその時間を短くして、逆にそれ以外のテーマ、また総合計画等もございまして、こちらからご意見を伺いたいテーマ、こういったものに時間を割きたいということで、今、準備を進めているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 終わりに近づいてきておりますけども、副村長に質問します。

内政は副村長次第というようなことも聞いておりますので、ぜひお答えいただきたいんですが、ちょっとここで過去のことを蒸し返すことになりますけども、まずは最初は、今ほどまで言ったことです。スマホへの分かりやすい日々のお知らせ配信、これはそれができてこそDX、あと、地区役員懇談会は用意された広聴のベストに近い機会ですので、広報広聴を今からでも村民目線に立って見直せるものは見直してやってほしいというのがまず一つ。それに対する副村長のお答え。

それと、今、ちらっと総務課長の言った屋外スピーカー。このことは副村長、当時の総務課長と

はかなり私、やり合ってきましたけども、やっぱりまだ私の中では屋外スピーカーは足りないというふうに思っておりまして、先日、和田野にナラ枯れの状況と対策を聞きに、和田野の区長を訪ねた折に、「和田野の区長さん、スピーカーがなくて大丈夫ですか、聞こえますか。」と言ったら、「いや、聞こえないですよ。もううるさいと言った人もいませんから付けてください。」と、そうおっしゃいました。

万が一、熊が観光客を襲えば、しばらくこの村の観光は終わっちゃいますよ、しばらくの間は。それはもう大変な事態なわけで、熊というのは、一つの事例として分かりやすいから取り上げているだけですので、矮小化してもらいたくないんですけども、屋外スピーカーはこれからも付けて欲しいというところには付けていただけるのか、2点目はそれをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私へのご質問ということですので、お答えさせていただきます。

今回の一般質問のテーマでありますDXにつきましては、幾つかの質問がありましたけども、関連するところでいくと、防災行政無線の整備については、令和元年度に仕様書を作って、それから、それ以降で整備をしたということで、本年が令和6年ですので、あれから6年が経過しているというような状況です。

当時については、DXというような言葉もまだ政府のほうでは恐らく出てはおらずに、ここ数年の中でDXの推進、もちろんこちらでは統括監を置いて整備をしたということもありますので、まずDXの推進については、これまでの整備したものと、例えばLINEであるとかそれをうまく、先ほど総務課長も申し上げましたうまく整備をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、そこは推進するという立場であります。

防災無線の屋外子局につきましては、先ほど総務課長、テーマとして一つ、屋外子局のお話が出ましたが、基本的な考えとすれば、増やす部分というのは現時点では考えてはいないということになります。

既に、先ほど防災無線の整備のときの令和元年の所有率、いわゆるスマートフォンの所有率から考えても、既に各年代平均しても8割の方がスマートフォンを持っているという部分の時代でもあります。ただ、全てをやらないという部分ではなく、予算の中でも位置を移設という予算もありましたので、その際にはどういうところにつけるのか、これはもう必要な部分だと思いますし、仮に新たな地域を開発等によって形成するようなところがあれば、そういう際にはどういうふうにすべきなのかということはもちろん考えなければいけないとは思いますが。

ただ、現在の集落等を形成する中で、議員もおっしゃいました、過去には、付けちゃ困るという方も実際にもいらっしゃいましたので、それが時代の変遷によって、そうは言っても地域にとってどうなのかということでは、一旦はどういうふうにするのかというのは、検討はさせていただきますけども、基本的なスタンスからすると、当時の整備の中では考えていなかったというところに

なりますから、一旦は考えていないという返答にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第11番（丸山勇太郎君） あと何分。

議長（太田伸子君） あと6分です。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 村長に最終質問をいたします。

昨日の同僚議員の質問とは相反することですけども、今、外国人によっていろんな不動産の買収が、お金に糸目をつけずに行なわれた結果、地価が高騰して、若い世代が住みたい、家を持ちたいという望みを叶えられない状況があるんです。だから、住むとか移住先に選ぶということに関しては、この村は魅力を失いかけています。選ばれない自治体になる可能性があるわけで、既にその傾向は始まっております。

同僚議員も家探しに苦労しているんですけども、逆に、先ほど来の方の紹介をしている松川村というのは、選ばれている自治体かなと。非常に移住者も増えて活気があるんです。子育て施設を建てても、若者や子育て世代の住宅問題を解決しなければ、桶板理論でやっぱり選ばれないんです。桶板理論はもう言われたら分かると思うけど、桶を構成しているこの木の一つでも欠けていけば、ほかの部分はずっとあっても、そこから水が漏れてしまってそのレベルで止まってしまう。まさに住宅問題というのは非常に喫緊の課題ではないかと思いますけども、そのところで、以前やっぱり同僚議員も言ったように、荒廃農地を、土地開発公社をフル活用して、子育て世代向けの住宅分譲をやればいいけども、これも難しいことは分かるんですけども、やれない理由を上手につくっているだけかなと。でも、それでは昨日の質問にもあった、農振の総合見直しを狙いどおりに行なうことはできないんじゃないかなと、そういう絵が描けたり、作文が書けたり、計画作ったりしなければ、どうやってこの北城中部の広大な荒廃農地を、一括農振除外なんかできるのかなと、できないと思います。県を論破できないと思います。

これも結構大事だけど、やれないということになってきますと、行政の施策で何か抜きん出るのが欲しいんです。この村で抜きん出るのが、山岳景観という天の恵みだけではなくて、行政施策でこの村の魅力付け、これだけは白馬村は他の自治体に負けていませんよ、というものをつくってもらいたいんですけど。

そこで提案するのが、神城断層地震を経験した村として、私に言わせれば、中途半端に金をかけた防災無線のデジタル化、まだ道半ばの広報DXに、もう予算をかけていただいて、あるいは災害対応備蓄なんかも、各避難所にもしっかり備蓄倉庫を造ったり、そういう予算を通じていただいて、防災だけは他の自治体に負けない村にする。というのはどうでしょうか。何か本気でかからなければ、この村の魅力はどんどん失われていくと思いますが、村長いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。残り2分です。

村長（丸山俊郎君） 今、丸山勇太郎議員からは、外国人不動産の購入から始まって、いろいろな課題を伺ったと思いますけれども、これ昨日からも少し出ている話題ではありますが、複合的な要素がたくさんありますので、村としてできることはやっぱり全てやらないといけないというふうに私としては思っております。ですので、一つ抜き出ているというよりかは、この問題に対しても全力で取り組んでいきたいと思っておりますし、私としてできることは自分の中でやっているつもりですけれども、なかなか村行政だけで進まないこともありますので、そこは引き続き国や県とも協働しながらというところではありますが、その中で今、土地開発公社の話。これも昨年来、丸山議員からも事あるたびにどうにかならないものかというふうにいただいておりますので、庁内の中では、私も事あるたびにやはりその課題を出して、何とか方法はないかというところを聞いております。

各課長も知恵を絞りながら方法は考えていますけれども、なかなかうまくいかない現状もあるというところで、ただそうは言っても、やはりもう取り組んで、なかなかうまくいかないというところを乗り越えてやっていかなくてはいけない課題だと思っていますので、ここはもう一步進んで、引き続き行きたいと思っておりますので、ちょっと具体的に私が今この策でというのはありませんけれども、それに関してもしっかりと取り組んでいくつもりで覚悟しております。

また、防災に関しては、これを売りにするみたいな今認識かと思っておりますけれども、一つ、特に砂防に関しては国直轄が入ったことによって、リゾートとして発展してきた経緯もありますので、大きな白馬村の魅力という言い方をしているかと思っておりますけれども、強みであるということは間違いないと思っておりますので、これを強みとして活かすというよりかは、防災に対する予算もそうですし、施策をしっかりと取り組んでいくこと自体が、まずは重要でありまして、それによって、安心・安全というところを……。

議長（太田伸子君） 丸山村長、時間が来ましたので終了してください。

村長（丸山俊郎君） では、しっかりとそれは取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月18日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月19日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月18日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月19日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

令和6年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和6年9月19日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

令和6年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和6年9月19日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 発委第 5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 日程第 4 発委第 6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書
- 日程第 5 発委第 7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
- 日程第 6 発委第 8号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 9 議員派遣について

令和6年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和6年9月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

発委第 5号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 6号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 7号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 8号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） おはようございます。12日に開催されました総務社会委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和6年第3回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案6件、陳情6件です。

審査の概要と結果を報告します。

議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画（野平辺地）において、当初計画していた青鬼地区の修理、修繕事業が、物価高騰による事業費の増等により、事業費、財源内訳及び起債予定額を変更するもの。

質疑、意見に入りまして、改修費用ということだが、費用が3倍になった理由はの問いに、当初は最低限の修繕で考えていたが、文化庁や審議委員会と話をする中で、しっかりと修繕すべきという方向性になったため、国の補助金や辺地債を利用することとなり、大幅な増額となったとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第38号は、委員長除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更について。

介護老人保健施設「虹の家」の運営について、市町村負担が必要となったことから、北アルプス

広域連合規約に規定する別表に管理運営費の項目を追加し、市町村の負担割合を人口割100%と規定するもの。

質疑、意見に入りまして、負担割合については、均等割があるのとならないのでは、白馬村の負担の違いはの問いに、正副連合長会議の際に均等割の話が出てきたが、白馬村は均等割が入ってくると金額が高くなる可能性があり、不利になると判断しているとの答え。

令和6年度は、負担額の試算が出ているが、シミュレーションするとどうなっていくのかの問いに、今回の補正では、令和6年度半期にかかっている。1年間の運営ということになると、今の負担額で単純に計算をした場合、人口の積算の変動もあるかもしれないが、倍の額になる可能性もある。事業収入などの部分が均等割で、うまくいわずに下がってしまった場合は、負担額が増える可能性がある。ただ、現在シミュレーションで示された数字はないとの答え。

9年度以降になれば、「虹の家」は廃止となるので負担金は基本的になくなるが、ほかの施設に当てはまっていく可能性があるため見切れないというように受け取ったほうがよいのかの問いに、職員がほかの部署に行なったときには、運営費の負担割を市町村がしているため、その割合が増える部分が出てくると考えるとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第39号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

マイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、現行の被保険者証の発行が終了することを受けて、広域連合及び関係市町村が行なう事務を定めた規定を改めるもの。

質疑、意見に入りまして、マイナ保険証を持っている方は、白馬村全体で何割になるのかの問いに、国保の話になってしまうが、マイナンバーカードを持っている方は、全住民の66.1%となっており、これは前提として、国保の方も社保の方も後期高齢者の方も含む数字であり、その中の6割程度が登録済みとなっているとの答え。

討論に入りまして、不採択として、紙の保険証のほうが、よほど使い勝手がよいし、この保険証も使えるようにし、さらに誠意ある説明をしていくことが肝要と考える。

採択として、紙の保険証のほうが使い勝手がよいことは事実であるが、これは単なる広域連合の規約変更であるため、切り離して考えるべき。

採決したところ、議案第40号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

番号法等一部改正法により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行なうもの。

質疑、意見に入りまして、国に言われるからこの条例をつくらざるを得ないという立場でつくったと思うが、国からの圧力や強い指示があったのかの問いに、条例のほうには記載がないが、規則

のほうで資格確認証について記載する予定であり、マイナ保険証に対応できない方に対しては、保険証と同等のものを発行するため、医療機関を利用できないこともないので、条例を改正しても問題はないと考えるとの答え。

討論に入りまして、不採択として、新たに資格確認証をつくるのならば、紙の保険証を残しておけばよいこと。村民が納得するまで移行しないほうがよい。

採択として、新旧対照表の「被保険者証の返還」という文言を取っただけで、条例改正が間違っているというわけではない。

採決したところ、議案第42号は、委員長除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）所管事項。

歳入歳出それぞれ2億765万6,000円を増額し、歳入歳出予算の予算総額を70億7,665万3,000円とするもの。

人事異動に伴う人件費補正については報告を省略します。

総務課関係。

財産管理事業118万8,000円を増額は、指定管理者の変更に伴う施設改修工事請負費によるもの。企画一般事業991万円の増額は、白馬村地域経済循環創造事業補助金が主なもの。地球温暖化対策事業220万円の増額は、炭素排出量調査・戦略策定支援業務委託料によるもの。

質疑、意見に入りまして、脱炭素の調査の委託については、どのぐらい続ける事業なのかの問いに、今回は3月31日までの委託業務と考えているが、先を見据えながら連携していきたいと考えているとの答え。

白馬村地域経済循環創造事業補助金については、個人事業で、あえて地方債を使ってまでやらなければならない事業内容なのか。また、採択事業だと思うが、既に採択されているのかの問いに、地方債ではなく地方費であるため、地方が負担する分の事業が二百幾らといった数字になる。

この事業の採択の前提として、地域の資源の有効活用としての地域モデル性、あるいは全国のモデル性になる事業しか採択されないという中で、現在、申請している段階で採択には至っていない。結果は、9月末までに再質問が届き、審査後に最終結果が明らかになるとの答え。

ノルウェービレッジについて、現在、土日は閉めている状態にはあるが、余りにももったいないと考えるかの問いに、今回は観光局の提案にそのような記載があった上での採択であるため、土日の開館に向けて人員を確保し、安定的に開館できるように努めるとの答え。

住民課関係。

窓口業務用備品購入費100万9,000円を増額は、マイナンバーカード特急発行専用端末3台分によるもの。

質疑、意見に入りまして、マイナンバーカードの特急カードを作るということだが、具体的な作

業内容はの問いに、カードが発行されるまで時間がかかるが、出生や外国人の方において、長い時間を待つことができない方に対しては、極力その期間を短くするために、窓口に来た時点で本人の写真を撮影して、すぐに申請できる体制をつくることを目的としているとの答え。

カードの更新については、通知が行政から行くのかの問いに、有効期限が来る前に通知を送っているとの答え。

税務課関係。

賦課徴収事業57万1,000円の増額は、システム改修による賦課収納業務電算委託料。

質疑、意見はありませんでした。

健康福祉課関係。

健康予防事業2,067万3,000円の増額は、国のワクチンの見積額の変更による検診等委託料の増額と、見込みよりも実績が少なかったことによる国庫負担金返還金の増額が主なもの。

質疑、意見に入りまして、コロナワクチンの副作用による被害者支援はどうなっているのかの問いに、健康被害の救済制度について、定期接種は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1給付することになっている。令和6年3月31日までに打った臨時接種のコロナワクチンは、国が全額給付することになっているとの答え。

教育課関係。

白馬高校支援事業1,187万円の増額は、寮生の増加に伴う関係経費の増額による白馬山麓事務組合等負担金が主なもの。

質疑、意見はありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係。

スポーツ振興事業500万円の増額は、企業版ふるさと納税の金額が確定したことによる増額。保健体育事業166万円の増額は、ジャンプ競技場のイベント関連による増額が主なもの。

質疑、意見はありませんでした。

子育て支援課関係。

子育て支援施設建設事業220万円の増額は、現地調査関連の測量決定委託料。

質疑、意見に入りまして、今回の委託料は基本設計で、これ以外に実施設計がかかるということでのよいのかの問いに、今回の費用は調査関係の設計で、来年度基本設計で考えているとの答え。

意見として、土地利用も含めて、今後の基本設計とか実施設計をばらばらに発注してデザインの統一性がとれないことにならないようにしてほしい。

意見として、実績の豊富な県内の設計事務所を選定していただきたい。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第43号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第44号 令和6年度白馬村健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出それぞれ515万7,000円を追加し、歳入歳出の予算額10億8,668万5,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第44号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情。

提出者は、大町市大町4111番地1大北地区労働組合会議議長小林悠。

陳情第8号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情。

提出者は、白馬村北城11410-8、新日本婦人の会白馬支部代表者高橋英子。

この2件の陳情は、同様の内容により一括議題とした。

陳情内容は、選択議定書の批准は個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力となる。また、国連の女性差別撤廃委員会から選択議定書の批准を繰り返し勧告されている日本としては、再び同じ勧告を受けることのないように、政府は批准に向けた準備をするべきで、よって国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情です。

説明者への質疑として、なぜ日本はこの議定書に批准していないのかの問いに、これには個人通報制度のほかには調査制度があり、国連からの調査勧告によって調査を行ない、結果を6か月以内に報告する必要があるが、日本は他の法整備が必要になることを懸念していると思われるとの答え。

審査に入りまして、質疑、意見はありませんでした。

討論に入りまして、採択として、今後の日本の持続可能な発展を考えたときに、男女ともに活躍できる状態を整備していく必要がある。

採択として、日本も選択議定書を作ることに對して賛成の立場をとっているし、遅れている分野だと思うので進めてほしい。

採決したところ、陳情第3号及び陳情第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第4号 大町の裁判所の充実を求める協議会の設立及び活動に関する陳情。

提出者は、大町市社4738番地、大町調停協会会長竹内直彦外5名。

陳情内容は、大町の裁判所の充実を図るため、大町の管轄区域内である大北5市町村が一体となって、関連団体とともに活動する協議会を設立し、同協議会において、大町の裁判所の充実を図る活動を求める陳情です。

説明者への質疑として、協議会の設立は、各行政等をお願いしてきたのか、今回初めて陳情したのかの問いに、事実上の話は行政のほうにも話をさせてもらっているが、住民の声を確認した上で進めていきたいと考えているとの答え。

審査に入りまして、裁判所の充実を求める協議会を設立した場合、他市町村との連携が必要となるが、どこが中心となって協議会をつくっていくことになるのかの問いに、広域連合が規約の中に入っている事務を行なっているため、内容的には広域連合という組織がやるべきと思われるが、事務については広域連合から外れてしまうと思われるので、大北管内で幹事となる自治体を中心に進めていくのが現実的と考えたとの答え。

行政が協議会に参加する意向はあるのかの問いに、行政としては住民に不便がないことが一番よいと思っているため、この陳情の意向に沿っていきたいと考える。

討論はなく、採決したところ、陳情第4号は、委員長除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第5号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を認める陳情。

提出者は、長野市県町593、R i n k s 593、3階、長野県医療労働組合連合会執行委員長小林吟子。

陳情内容は、医療・介護現場では退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国で広がっている背景には、苛酷な労働実態と、それに見合わない低賃金であることが理由であり、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な持続発展のため、国に対する意見書の提出を求める陳情です。

質疑、討論はなく、採決したところ、陳情第5号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第6号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情。

提出者は、長野市県町593、長野県高校教育会館3階、長野県社会保障推進協議会代表委員宮沢裕夫外5名。

陳情内容は、公的医療保険は国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度に反し、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものであるため、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して意見書の提出を求める陳情です。

審査に入りまして、健康保険組合や共済組合など、国民健康保険に加入している人との保険料の差はの問いに、算定基準が違うため算定は難しいが、資料の比較表が参考になるとと思われるとの答え。

討論に入りまして、採択として、国民健康保険は低所得者が多く加入している保険であるため、ぜひとも国庫負担の増額をお願いしたい。

採決したところ、陳情第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第7号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情。

提出者は、長野市県町593、長野県高校教育会館3階、長野県社会保障推進協議会代表委員宮沢裕夫外5名。

陳情内容は、厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率がほかの介護サービスよりも高いことを上げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からはかけ離れており、介護人材の確保はますます困難となる。

また、介護職員の処遇改善のための報酬を引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠がないため、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対して意見書の提出を求める陳情です。

審査に入りまして、再改定となっているが、ベースになっているものから金額ベースの引上げなのか、パーセントの引上げなのかの問いに、今回の介護報酬の改定は0.98%の引上げ改定。24年度に月額7,500円、25年度に月額6,000円を見込んでいる。

討論はなく、採決したところ、陳情第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

失礼しました。1か所訂正がございます。

議案第44号についてですが、「委員全員の賛成により」の部分が、「委員、賛成多数」ということに訂正させていただきます。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第38号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声あり）

議長（太田伸子君） 賛成ですか。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（太田伸子君） 第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 失礼しました。第10番加藤亮輔です。

議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対討論をします。

この議案は、長野県後期高齢者医療広域連合が発行している現在の紙の医療保険証を令和6年12月2日から新規発行しないとする規約の変更です。

現在、皆さんがなれ親しんで使っている紙の後期高齢者医療保険証を廃止して、選択は任意であったはずですが、マイナンバーカードにひもづけされたマイナ保険証の取得を急がせています。

現在使用の紙の保険証のほうが、安心して使い勝手もいいし、月に一度見せればオーケーです。マイナ保険証は、毎回提示が必要です。もし、紛失すると、個人情報漏えいのリスクと同時に、再発行までに一、二か月かかり、その間、病院に行きづらくなる。さらに、カード管理にストレスと不安を感じるなど、余計な心配が生まれます。

現在のマイナンバーカードの保有枚数率は、総務省統計で74.5%の9,300万人、そのうちマイナ保険証にひもづけられているのは約57%で5,350万人です。さらに厚労省発表で、マイナ保険証の利用率は6月9.9%、7月11.1%と発表しています。10人に1人しか使われていないマイナ保険証を残し、10人に9人が使用している紙の保険証を廃止することは、実に不思議な選択です。

病院へのアプローチがしやすい今の保険証を廃止することは認めることができません。よって、議案第40号には反対します。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(多 数 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。賛成ですか、反対ですか。

(「反対です」の声あり)

議長（太田伸子君） 第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 第10番加藤亮輔です。議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対討論をします。

この議案は、先ほどの議案第40号と同じく、12月2日以降、使い勝手がよく国民も継続を希望している紙の国民健康保険証を新規発行しないとする条例なので、反対します。

政府は、2020年と23年にマイナンバーカード普及策として、最大2万円のポイントが付与されるマイナポイント事業に1兆3,800億円の税金を使って、任意と公言した事業を強引に進めています。

今年の8月9日から18日にかけて、全国18の地方紙がマイナ保険証に関する合同アンケートを実施しました。結果は、「現行の保険証を廃止してマイナ保険証だけ」が18.3%、「マイナ保険証の導入をやめて」が42%、「マイナ保険証との選択性」が39.8%で、「紙の保険証の存続を望む」意見が81.8%でした。

同時に、カードを持っても保険証を使わない人たちに理由を尋ねると、複数回答ありで、「従来の保険証のほうが使いやすい」63.7%、「情報漏えいが不安」63%、「マイナカードを持ち歩きたくない」が58.5%などの意見が多く、強引な事業の進め方に対して不安と疑問が根強いと報道されています。

私は、命と健康を守る国民皆保険制度の受付で使用する大事な確認書ですから、村民の同意なくして一方的に廃止することには反対です。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多 数 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。
議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。
陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第4号 大町の裁判所の充実を求める協議会の設立及び活動に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第4号は、採択することに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第5号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

陳情に対する報告は採択です。陳情第6号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第7号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第8号 女性差別撤廃条約選択議定書のみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） それでは、産業経済委員会報告をさせていただきます。

令和6年第3回白馬村議会定例会、産業経済委員会報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案4件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について。

白馬村水道事業において、持続可能な事業経営を行なうべく適正な料金水準による給水収益の確保を目的として、水道料金等を改正するもの。

質疑、意見としまして、今後も料金を上げる可能性は、また財政シミュレーションを行なった中

で、料金改定以外のところで財政の健全化をどう考えているのかとの問いに、財政シミュレーションの結果を踏まえると、今後20年は上げる試算となる。また、有収率の改善や水道水の商品開発、事業費の削減など水道事業の健全化を図り、5年ごとに料金見直し時に上げ幅を抑えていく努力をしていくとの答えです。

加入口数の増加分をどの程度見込んでいるのか、また収益はどのくらい上がるのかとの問いに、口数は増えているが水量的には減っていく見通しで試算している。昨年の12月時点で開発が決まっているものを含め、シミュレーションしている。また、年7,000万円から9,000万円の増収を見込んでいるとの答えです。

賛成討論としまして、40年改定していなかった水道料金を改定することは理解できるが、近年物価高でもあり生活費が上がっていることも考えると、十分な周知を図っていただくとともに、上げ幅を抑えられる努力をしてほしい。

採決したところ、議案第41号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第3号）所管事項。

農政課関係。

林業振興費357万1,000円の増額の主なものは、熊用の捕獲おりやセンサーカメラ等の備品購入費によるものと、ナラ枯れの新たに発生した八方地区スキー場への被害木抜倒負担金です。

過年発生農地農林業施設災害復旧費3,558万4,000円の増額は、令和5年12月16日発生の黒豆沢土砂災害に係る工事費で、不可視査定後の現地状況の実態が明らかになったことによる増工分によるものです。

現年発生農地農林業施設災害復旧費1,368万円の増額は、令和6年6月30日発生の災害復旧費に係る実施設計委託料等工事費によるもので、飯田地区の水田畦畔と堀之内地区の河川谷地川頭首工の災害復旧です。

質疑、意見としまして、昨年に引き続き熊の出没が多い。過去にも2年連続で多いということはあったのか。また、今回の補正については、今後の熊対策を含めたものなのかとの問いに、熊の大量出没は4年に一度のサイクルになっているが、昨年の8月末の35件に対し、今年は60件程度と倍増している。今後、新たな対策を考えていくことは必要だと考えるが、今回の補正は猟友会の報酬と、おりやセンサーカメラの拡充をするためであるとの答えです。

ナラ枯れ対策は、危険箇所を優先的に行なっていると思うが、スキー場については違った考え方になるのか。また、これからも広まっていく負担金の支出方法について基準を示さないと不公平ではないのかとの問いに、基本的な考え方は同じだが、スキー場は多くの方が利用する施設であり、特に八方は黒菱林道も含まれている。リスク管理を考え、スキー場がやることに対しては負担をする。今年は八方に支出をする。また、所有者責任ということを念頭に置きながら、危険リスクの管理に

については優先して行なうとの答えです。

意見としまして、ナラ枯れは村民の間でも問題視されている。しかし、基本的に山は全て村のものではなく、個人所有もある。山を所有している方にも管理に協力してもらうために早めの注意喚起をお願いしたい。

観光課関係。

観光総務費 340万7,000円の増額の主なものは、デマンドタクシー運行事業のシステム改修等委託料 317万7,000円で、定額定期券等のシステム変更や乗降時ステップ取付けに対する補助金 31万7,000円によるものです。

山岳観光施設維持補修事業 60万円の増額は、大雪渓ルート of 全閉鎖に伴い、山案内人組合等関係者による新たなクレパス等を見極めながらの新ルート可能性調査による委託料です。

観光宣伝振興費 335万7,000円の減額は、21観光戦略事業、白馬・松本臨時便運行委託料 404万8,000円増額と、二次申請で採択になったことによる財源組替のデジタル田園都市国家構想交付金事業の 800万円減額によるものが主なものです。

質疑、意見としまして、定期券について、当初からの計画だとは思いますが、開始は12月か。またAIが始まる前は免許を自主返納された方に対して回数券を渡していたと思うが、今後はどうなるのかとの問いに、定期券は12月1日に開始できるように調整したい。免許の自主返納については、総務課で行なっている安協の政策となるため別になるが、並行して使えるような形を考えているとの答えです。

白馬—松本間の臨時便運行について、昨年も乗車が少ない状態である。昨年と変わった部分はこの問いに、昨年の反省事項として、移動時間が長いにもかかわらず滞在時間が短い点が挙げられており、出発時間を午後1時から朝の時間帯へ変更を検討している。

また、JRの利用についても、バスとの選択肢が広がるように作成するチラシに時刻表を記載するなど工夫するとの答えです。

デジタル田園都市国家構想交付金について、5年計画で通らなかった事業はもともとどういった事業なのかとの問いに、お客様の情報を一元化して、ワンストップでスキー場に行かなくてもチャージでリフトに乗ることができる「白馬カード」や、ふるさと納税をして、すぐにリフト券を使えるようにするなどができる仕組みづくりのマイポータル事業です。

5年計画では、アプリ化やシステム改修など幅のある計画としていたが通らなかったため、事業内容を縮小させ3年計画になったとの答えです。

5年だと2億5,000万だが3年だと幾らになるのか。予算のときは交付税措置があり、実際の持ち出しは500万円という話があったが、持ち出し金額は変わるのかとの問いに、1年目が4,200万円となるため、3年で総事業費は1億4,200万円となる。この2分の1が補助金、残りの8割は交付税で返ってくるといった仕組み自体は変わらないとの答えです。

建設課関係。

道路維持費 3,770万8,000円の増額の主なものは、除雪機械整備事業 3,619万円で、昨年10月10日に起きたロータリー付き除雪機械のトラック積み込み時に先端ロータリー部落下事故・破損のため新車購入費を予算するものです。

都市公園費 166万1,000円の増額は、管理事業を行なうカッパの館の修繕工事によるもの。現年発生公共土木施設災害復旧費 4,135万円の増額は、6月30日の大雨により、花園集落に通じる村道 307号線の法面崩落が起きたことによる国庫負担金を活用した災害復旧を行なうものです。

質疑、意見としまして、破損したロータリーの算定は348万円であったとのことだが、相手方との話し合いはこれからするのかとの問いに、348万円が損害額という形を算定されているため、一つの考え方として、損害賠償で請求する方法があるが、相手方は過失を認めない状況であるため、最終的に裁判になり、結論が出るまでにおよそ3から4年かかることが想定される。

また、裁判の結果によっては、全額が取れない。裁判をするということは、村にもリスクがあり、相手方もおそらく裁判はやりたくないとの交渉の中で感じ取っている。協議をしていく中で買い替えるといった方向で歩み寄りたいと考えているとの答えです。

3,619万円という補正予算は、実質支払額の金額であり、事故で使えなくなったロータリーの代わりに、もう1台注文を出したいということか。また保証という考えは度外視して、新しく発注をかけたいということか。すぐに発注をかけたとしても冬までに間に合うかが分からないため、ここに出ているという解釈でよいのかとの問いに、そうである。現在、使用不可車両を下取りに出した。購入は1台新しく更新することになるが、保証を度外視するというわけではなく、保証が確定するのは何年か先になるので、天秤にかけた。

相手方が、相応の額として示すことができるのであれば、無理に保証額を取りに行かず、機械の更新時期もあるため、この金額は村にとって有利であると判断した。結果的には更新になったとの答えです。

事故の過失を認めていない業者と今後も取引を続けるのか。過失を認めていない業者からまた購入するという話だと理解したが、そこに関しての考えはとの問いに、今回のケースは、お互いの主張を繰り返している状態。例えば、点検に出し、金額を支払っていても、きちんと事業ができていなければ、今後、除外するといった選択肢もあるが、今回は示談の方向になると考えているとの答えです。

業者は、村のロータリーの取付けが原因という言い分があるとのことだが、今後一切お互いの過失については問わないようにすると話をつけるということかとの問いに、示談となると法律上の話になるが、書面に残すということをしたほうがよいと考えている。また、再発防止策を考えるとの答えです。

上下水道課。

環境衛生費 158万3,000円は、公営企業電力価格高騰対策支援事業によるもの。公共下水道事業費 100万円の増額は、公営企業電力価格高騰対策支援事業によるものです。

質疑、意見はありませんでした。

全体を通しての討論はなく採決したところ、議案第43号委員会所管事項は、委員長除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的収入に158万3,000円増額し3億2,580万5,000円、収益的支出に241万8,000円増額し3億668万8,000円、予算第4条本文括弧書き「不足する額7,615万5,000円」を「不足する額1億7,795万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を1億179万9,000円増額し2億8,447万6,000円とするものです。

収益的収入では、電力価格高騰対策交付金による増額。収益的支出では、源太郎配水池修繕工事による増額や人事異動に伴う人件費の増額などによるものです。資本的支出では、二股浄水場原水流量計の故障による工事請負費の増額や投資有価証券購入費によるものです。

質疑、意見はありませんでした。

討論はなく、採決したところ、議案第45号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的収入に100万円増額し4億8,624万7,000円とするもの。

内容は、電力価格高騰対策交付金の計上による増額です。

質疑、意見はありませんでした。

討論はなく採決したところ、議案第46号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第3号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。
ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎決算特別委員長。

決算特別委員長（丸山勇太郎君） 令和6年第3回白馬村議会定例会決算特別委員会審査報告。

本定例会において、決算特別委員会は、6日間にわたり認定第1号から認定第6号までの決算認定案件6件と決算に付随する議案第47号及び議案第48号を審査しましたので、審査の概要と結果を報告します。

なお、決算認定においては、1,000円以下を切り捨てて報告します。

議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金1億8,698万621円のうち9,980万9,000円を資本金に組み入れ、8,000万円を建設改良積立金として積み立てるもの。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第47号は委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

下水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金3,271万2,616円のうち3,000万円を建設改良積立金として積み立てるもの。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第48号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額が70億7,159万円、歳出総額が69億1,596万円で、繰越財源を差し引いた実質収支は1億549万円。

村税の現年度分徴収率98.6%は前年度同率、滞納繰越分合算徴収率88.6%は、平成10年度以降で最高値となった。

財政調整基金、減債基金とも取り崩しはなく、両基金合計額は16億9,955万円。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より0.9ポイント増の80.1%。実質公債費比率（3年平均）は1.3ポイント増の15.6%、将来負担比率は17ポイント減の4.7%。

次に、審査中に出された質疑、意見の主なものを課ごとに報告します。

総務課関係。

情報化対策事業1,900万円余りの支出に、国の補助制度はないのかに対し、例として、「デジ田」で言うと、導入費や1年目のランニングコストは補助金を活用できるが、以降のランニングコストを賄う補助制度はないとの答え。

空き家推定モデル実証実験事業の結果の公表と生かし方は、調査は学研的なものであると思うが、これを次につなげ、移住・定住施策に持っていけるのかの問いに、ホームページと1回目の空き家対策協議会資料で公表している。特定空き家になる前の段階で、空き家バンク制度に登録できれば、

移住・定住施策につながっていくとの答え。

ウェブサイトの更新は思ったとおりとなっているか。まだまだ使いづらいところがあるが、今後どのように更新されるのかの問いに、以前より改善できていると感じている。村で変更できる仕様が変わってきているので、意見を聞きながら変えていきたいとの答え。

税務課関係。

固定資産管理地図情報システムでは、営業情報や資産に付随するデータも管理できるかの問いに、宿泊税を導入する際は、経営者に課税することになるため、地図情報に落とせるかは今後検討していくとの答え。

口座振替とクレジット払いの率は。「防災はくば」での納期限のお知らせに効果はあるのかの問いに、納付件数約6万件のうち口座振替が2万件、窓口支払いが2万件、クレジット等が2万件となっている。納期のお知らせの効果は、前納している方も多く把握できていないが、備忘録的な意味でしているとの答え。

国保の執行停止のほとんどが外国人になっているが、再度、村に転入した場合は、その分を徴収できるのか。また、保険証も発行できるのかの問いに、再度転入してきた場合、不納欠損になっていれば徴収できないが、執行停止中であれば執行停止を解除し徴収することはできる。入管が職権消除してしまうと、それを理由に不納欠損にする。状況が把握できないので保険証は出しているとの答え。

観光課関係。

シャトルバス事業の白馬松本便の利用が少ない理由は、JR利用でもよいのではに対し、白馬松本便は、海外観光客が入ってきた段階でのプロモーションであったことから浸透できなかった。夕食難民対策だったが、帰りの電車がなかったのでバスしかない。松本側の飲食店が消極的であったことも一因。見直して続けていくとの答え。

創業支援補助金は、予算に上限はあるか。地域課題の解決に資する創業には加算するなどしてよいのではの問いに、この事業に関して上限は設けていない。地域課題解決に資する創業への加算については検討していきたいとの答え。

観光課の予算は、委託が非常に多い。外部委託に出した業務が、観光課が要求しているものに仕上がっているのかの成果が見えてこない。ガバナンスを効かせ、成果が見えるようにするべきだがの問いに、おっしゃるとおりで、成果をはかる制度設計を今後検討していく。少し時間をいただきたいとの答え。

意見として、DMO見直しや、今、発言の制度設計に残された時間は、宿泊税の導入までがタイムリミットと考える。

観光課がお付き合いする数多くの団体負担金については、様々な意見が出ているので見直してほしい等の意見がありました。

建設課関係。

道路の草刈りは、村長メッセージで年2回草刈り週間を設けた。各地区の共同作業という形で行なっているが、ボランティア的な地区作業では負担が大きい。県道なども含め、村が道路環境整備に予算をつけてしっかりやっていただきたいがに対し、草刈り等の維持管理が全てできていないのは事実。村道延長は300キロもあるため、限られた予算の中で、全てを委託や建設課で行なうのは難しい。燃料代補助など地域の負担を考えた対応や、場所の選択をすることにもなるが、幹線道路を中心になるべく対応していきたいとの答え。

ゼロエネ住宅について、ハードルが高い事業だと思うが、新築住宅の建築数から見ても実績が少ない。施主が知らないことが考えられるが、業者に対しては補助金の説明をしているのか。ホームページで補助金だけを調べられるページがあると分かりやすいがの問いに、設計事務所に補助を使えるかの確認に来るが、正直そこまで浸透していない。いろいろな媒体を使って周知していかねればならない。ホームページにあらゆる補助金の一覧は作る予定との答え。

景観行政団体になってからの違反件数とその内容はの問いに、令和5年度に景観行政団体となった後の数字では、届出件数141件のうち3件に違反があった。また令和6年度に入っての話になるが、120件のうち10件に違反がある状態。違反の内容は全て色との答え。

農政課関係。

認定農業者制度について、地域計画にも位置づけられているような団体にもかかわらず、農地の管理ができていない事業者がいる。農地が効率的に使われているのか、事業計画が達成される見込みとなっているのか、担い手が耕作放棄地をつくっていいはずもなく、行政側は指導しているのか。

認定は村長名、できていない事業者は外してしまってもよいのではの問いに、村内には認定農業者の法人が3社、その他45名いるが、個々のレベル差は認識している。農地を荒らさないように適正にやってほしいとお願いしているが、水が来ないといった問題もあったため、できていないところがあるのが現状。耕作放棄地が増えないよう、また不公平さを是正する対策を考えていきたいとの答え。

犬川用水の電動ゲートと小水力発電工事について、令和4年、5年と繰越工事が行なわれているが、進捗状況は。工事が遅い原因はの問いに、製作物が多い工事となっており、工事が遅れているわけではなく、今は工場製作でポンプなどの組立てをしており納品を待っている状態。予定の工期で完了できるよう進めているとの答え。

中山間直接支払制度は、平成12年から始まって期末で25年になる。6つの対象地区は、確かに傾斜がきついので該当すると思うが、一方で緩傾斜地の北城中部は荒れ放題になっている。100分の1勾配で該当するなら対象となるよう見直してほしいがの問いに、緩傾斜地も交付対象になるか関係する要綱等を確認し、次期の計画方針に役立てたいとの答え。

上下水道課関係

小規模水道維持管理事業は、通、青鬼、堀田などの年間予算は１０万円。そこに住んでいる住民のため長期的な計画で整備するかの方針性はの問いに、１０万円の予算は頭出し。これからあらゆる小規模水道で更新や修繕により１００万、２００万単位の金額が発生すると考えられるため、どれだけ補助できるかは分からないが、要綱を作成して補助を検討しているとの答え。

次、住民課関係。

冬季外国人転入で、住民課の窓口が大変混雑していたが、その対策はの問いに、この４月から職員の動線を変え、担当だけでなく他の職員からのバックアップ体制をとっている。また受付方法を変更することを考えているとの答え。

成果説明書では、白馬村のごみの現状が分からない。各市村のごみ量を比較しながら、村のごみの実態や減量の取組をもっと村民に知らせていただきたい。ごみ減量化は、数値が見える化して目標を設定し進めてほしいがに対し、生活ごみは減っているが、事業系ごみが増えている状況。要因として人流が増えてきていることや、宿をやめその廃業ごみが出ていることが、事業系が増えていることもある。街頭啓発等によりごみ減量の周知をしていくとの答え。

サンサンパークの公衆トイレは、県から委託され地元が管理しているが、なかなか修繕されない。村が取得し維持管理を村で見れないか。

また、車中泊しバーベキューしている人もいる。駐車場や公衆トイレの利用料を徴収したほうがよいのではの問いに、県がなかなか修繕してくれない状況で、改修の要望は県や県議にも出しているのでその結果を待ちたい。

新たな財源検討で駐車場税の話も出ているが、料金を取るとなると管理体制や運営母体、採算性などの問題があるが検討するとの答え。

健康福祉課関係。

地域支え合い事業の要援護者台帳の新規登録者が５名増えて４５名となっているが、災害が起きた際はどのような仕組みで手助けをするか。独り世帯で連絡がとれない場合は、現地に行なって確認するのかの問いに、台帳の登録は個人から申出をしてもらい、親族の情報や病歴、障がいの程度等を登録する。民生委員にも写しを渡し情報共有ができており、さらに発災時には消防団員も現地で要援護者の確認を行なっているとの答え。

緊急通報装置の実績８名は少ないが、独居老人が増えている中で設置に関して決まりがあるのか。今後ＤＸを活用したスマホの利活用なども必要となってくると思うがの問いに、利用者数は増えていない。背景として固定電話がなくても対応できるようになったこと。今は一方的な発信となるが、将来的にはやり取りできる形になると思われ、安心して生活ができる装置や設備で、取り入れられるものがあれば検討していきたいとの答え。

子供用ミルクなどの備蓄は、総務課も備蓄を行なっている。限られた予算の中で優先的に手配するものはたくさんあるが、課同士のコミュニケーションを取り計画的に備蓄しているかの問いに、

子供用の備蓄は、総務課とは相談せず、福祉の観点だけで子供の数を計算して購入している。今後は総務課とも相談していきたいとの答え。

教育課関係。

中学のタブレットやWi-Fiの調子が悪いと聞いている。多くの金額を使っているにもかかわらずクレームが多いらしいが、現場の声を聞いているのか、その対策はに対し、平成30、31年度に導入した170台の調子が悪く、今年変える予定でいる。令和2年導入機器の不具合は聞いていない。国の補助金を活用しているので、5年間は使用しなければならない。雇用しているICT支援員のアドバイスを得ながら更新を進めていくとの答え。

村の防災備品はいまだ整っていないが、学校には防災備品はあるのかの問いに、防災食は中学に少しあるが、毛布やベッド等の防災備品はない。ベッドに関しては防災時の協定を締結した事業者もあり、それも活用しながら備蓄も考えていきたいとの答え。

学校給食の物価高対策はの問いに、白馬村は公会計としているため、5年度は結果的に不足分1,000万円を村が補填したとの答え。

子育て支援課関係。

出生率が減っていると感じているが、多くの人件費をかけ手厚く支援している割に減っているとすれば、どこかに問題があるのではの問いに、昨年度は50人生まれているが、今年は30人程度になると思う。合計特殊出生率は1.7を超えていて近隣に比べ低いとは思わないが、多くの人件費をかけて達成できているのかという因果関係は分からない。施策としての子育て支援には手厚く予算をかけて充実していきたいと思っているとの答え。

民間未満児施設が整い、子育て支援ルームの一時預かりは全体でマイナス600人との説明だが、1日当たりの利用者数は。新施設の計画や仮設計画には、1日の利用者数は規模を決める重要な数値となるがの問いに、一時預かりの1日当たりは、現状二、三人から10人以下程度との答え。

産後ケア事業が重要と思うが、拡充できないか。ファミリーサポートのように家事や配食サービスなど産後ケアとしてできないかの問いに、産後ケアを受託している医療機関が限られているため、今ある施設と連携を深めていきたいと考えている。ファミリーサポートは充実できるよう取り組んでいくとの答えでした。

生涯学習スポーツ課。

問い。ジャンプ台とスノーハープのナショナルトレーニングセンターの認定はいつまでか。オリンピックレガシー施設の収入増のため、早く検討委員会を立ち上げ、庁内だけでなくプロポーザルを活用して、今までにないようなことを考えて利用度を上げてほしいがに対し、ナショナルトレセン認定は令和7年度末まで。出費の割に入りが少ないことは理解している。スポーツ以外の発想で考えていく必要があり、村主導だけでなく、事業者とタイアップしての活用方法を考えるとの答え。

ウイング21ホールにより村の音楽レベルが上がったが、舞台の技術員が1人しかいない。また、

ふるさと基金の充当額が少ない。文化芸術振興のため、もっと予算と気を遣っていただきたいがの問いに、舞台技術員は複数人管理できる体制にはしたいが実現していない。ふるさと基金は、予算編成で使途別では考えているが、もう少し文化芸術が振興できる環境をつくれるよう努力したいとの答え。

青鬼の伝建の活用について、特に棚田の保全と神社の修復を問いに対し、今の作付もボランティアや学生にお願いしている状態。田植えや収穫時の人足だけそろえても駄目で、村民の中でぜひやってみたいという人がいたら、無償で貸し付けることも考えていきたい。

青鬼神社の改修は、傾いてから2年が経過。保存計画をしっかりとつくった後に改修する方針で、来年度に予算化して進めたいとの答え。

課ごとの討論はありませんでした。

全体討論では、賛成する。基金残高の過去最高は堅実さを評価できる。実質公債費比率とえば何もできなくなってしまうので、健全化に努めていただきながら、子供施策だけではなく、お年寄りに対してのDXの普及などにも振り向けていただきたい。

また、役場内の人材の確保と育成もお願いしたい。

採決の結果、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入決算額は10億8,977万円。国保税の収納状況は、現年分2億356万円で徴収率97.4%、滞納繰越分合算では93.4%。

歳出決算額は10億8,159万円。保険給付費が6,183万円と大きく増加した。歳入不足を財政調整基金1,363万円の繰入れにより賄った。

年度末の国保世帯数は2,044世帯、被保険者数は3,015人。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第2号は委員長を除く委員多数の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入決算認定について。

歳入決算額は、1億1,794万円。うち保険料は9,127万円で、現年度賦課分の徴収率は99.9%。歳出決算額は1億1,704万円。主な歳出は長野県後期高齢者医療広域連合負担金。年度末被保険者数は1,484人。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入決算額は556万円で、うち一般会計繰入金は470万円。歳出決算額は319万円。内訳は、施設維持管理費と公債費178万円は前年度同額。

なお、歳入歳出差引額236万円余りは、地方公営企業法適用により下水道事業会計へ引き継がれ、この会計の決算審査は今回限りです。

質疑、意見では、野平も高齢化が進んでいて人口も減ってきている。今後の管理について不安が残るが、施設の将来性をどう考えているのかの問いに、処理場は神城断層地震のときに被害を受けており、維持管理に不安があるが、地形的に公共下水へつなぎ込みは難しい。区にも負担していたき共同処理するか、戸別浄化槽にするか、将来については未定。

討論はなく、採決の結果、認定第4号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 令和5年度白馬村水道事業会計決算認定について。

収益的収入は、事業収益が3億4,870万円。営業収益は3億483万円。給水口数は148口の増、有収水量は127万7,000立方で、前年度比2万5,000立方の増。有収率は46.31%で1.86ポイントの向上となった。

収益的支出は、事業費用が2億5,836万円。営業費用は2億4,670万円。

資本的収入は、1億905万円。前年度比5,141万円の増。資本的支出は2億9,807万円。前年度比1億5,168万円の減で、投資有価証券の購入減が主な要因。収支不足額の補填財源は従来どおり。

質疑、意見では、めいてつ、みそら野の敷設替えは、いつまでに全てが終わるのかに対し、めいてつとみそら野は、別荘開発時の管。住宅が増えているため、今の口径では数年後に給水不良になる。今のめいてつ工事エリアは最低5年。全体となると10年以上。みそら野は、20年のはかかると考えられるとの答え。

料金改定は、さらにもう1回ぐらいはしなければ、懐が整わないのではないか。これから先の更新等費用はどう考えているかの問いに、一生ずっと更新し続ける必要があるとの試算で、料金改定は5年に一度は見直しが必要との指導があり、今後も定期的に見直しをしていく。

なるべく効率よく更新するために、国が推奨する官民連携手法の「ウォーターPPP」を取り入れて上水・下水ともに更新を行なっていくことを考えているとの答え。

討論はなく、採決の結果、認定第5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 令和5年度白馬村下水道事業会計決算認定について。

収益的収入は、事業収益が5億119万円、営業収益は1億9,851万円。年間有収水量は78万3,000立方で、昨年度比2万5,000立方の増。営業外収益は3億267万円。収益的支出は、事業費用が4億6,446万円。営業費用が4億917万円。営業外費用は5,369万円。

資本的収入は4億138万円。内訳は、企業債1億2,000万円、補助金2億5,000万円など。

資本的支出は4億7,339万円、国道無電柱化工事に伴うものと、企業債償還金が約4億円。
収支不足額の補填財源は従来どおり。

質疑、意見として、収益的にも、資本的にも、村から多額の補助金が出ている。これからもずっとこの金額が出るのか、減らせないのかの問いに、現在、経営戦略の改定に取り組んでおり、その中で今後の投資財政計画や使用料のシミュレーション等を行ない、繰入金の圧縮を検討していると
の答え。

討論はなく、採決の結果、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

決算特別委員会に付されました議案第47号及び議案第48号並びに認定第1号から認定第6号までの採決の方法は起立により行ないますので、あらかじめ申し上げておきます。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 令和5年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号 令和5年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和5年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(太田伸子君) 起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 令和5年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 令和5年度白馬村下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

これより発委の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第3 発委第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

△日程第4 発委第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

△日程第5 発委第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

△日程第6 発委第8号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第3 発委第5号から日程第6 発委第8号までは、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

お諮りいたします。日程第3 発委第5号から日程第6 発委第8号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 発委第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、日程第4 発委第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書、日程第5 発委第7号

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書、日程第6 発委第8号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げ再改定を早急に行うことを求める意見書を一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 発委第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

陳情第3号及び陳情第8号が採択されたことにより、地方自治法第99条の規定により、別紙「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長に提出する。

発委第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書。

陳情第5号が採択されたことにより、地方自治法第99条の規定により、別紙「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書」を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に提出する。

発委第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。

陳情第6号が採択されたことにより、地方自治法第99条の規定により、別紙「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書」を内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に提出する。

発委第8号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。

陳情第7号が採択されたことにより、地方自治法第99条の規定により、別紙「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に提出する。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

まず初めに、発委第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 举手全員です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、発委第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 举手全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、発委第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書は原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 举手全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、発委第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第8号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 举手全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたし

ます。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第9 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和6年第3回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月3日の開会から本日まで17日間にわたり、提出しました全ての案件につき、原案のとおりお認めをいただき厚く御礼を申し上げます。

特に、令和5年度各会計の決算については、私が村長就任後、初の予算編成から取り組んだ決算であり、本会議並びに決算特別委員会において慎重審議を賜りましたことに深く敬意を表しますとともに、これからの予算執行及び事業実施に当たり、十分留意し、さらに来年度予算編成の際に参考にさせていただきます。

初めに、宿泊税の検討状況について、この場をお借りして、若干ご報告させていただきます。

村では、財源確保検討委員会、宿泊税検討部会、それと庁内において、それぞれ検討していますが、これまでに2回開催した宿泊税検討部会では、県の制度がはっきりと見えてこないことから、税率等の主要項目について本格的な検討ができていない状況でありました。

そのため、庁内において、宿泊税の目的や取組の方向性を確認しつつ、昨年度末に、白馬村観光地経営会議から提言のあった使途の枠組みを事業レベルに落とし込むと同時に、その需要額を見積もる作業を進めておりました。

あわせて、法定外目的税の新設に当たっては、条例を制定する必要がありますので、そのつくり方についても検討を進めているところです。

さらに、県の制度が見えてきたところで、白馬村としての税率を検討することになりますが、その際には税収の試算も必要になってきますので、それに備えて、村内における宿泊料金の区分の把握、宿泊数の算出等も行なっています。

ここへきて、県が9月下旬には、税率や課税免除等の主要項目を含めた税制度の骨子を公表するとのことですので、これを受けて、宿泊税検討部会では、本格的な議論に取りかかることとなります。

宿泊税検討部会には、幾つかの税率案を税収の試算結果とともに提案し、検討していただくこととなりますが、想定需要額を満たすこと、低価格帯への配慮と高価格帯への対応を同時に実現すること、これらが評価のポイントになるものと考えています。

県の骨子については、公表された際に村でも適宜情報発信してまいります。

宿泊税検討部会については、検討プロセスの透明性を確保するため、資料の公表、会議のオンライン配信、議事録の公表を行なっています。県制度の公表を受けて、村制度の検討が加速することとなりますが、透明性をしっかりと確保してまいりますので、議員の皆様をはじめ、村民、観光事業者の皆様にも関心を持ってチェックいただきたいと存じます。

さて、私の任期は、コロナ禍からのスタートとなりましたが、村政をおあずかりして早くも折り返しが過ぎ、村民の皆様とのお約束の実現に向けて、一つ一つを確固たるものにするため、各施策に取り組んでまいりました。

コロナ禍からの早期回復という面では、経済活動、特に、観光面においては急回復したところがありますが、それ以外の公約につきましても、コロナ禍でも進めてきた政策の成果が、皆様のご理解とご協力により現れてきているものと感じています。

子育て支援の分野では、お祝い金を創設し、額としてはまだ他の自治体と比べ多いとは言えませんが、ゼロであったものを新たにつくり出し、子育て世帯から希望が多い公園整備についても、子育て支援施設の新設に合わせ着実に検討を進めております。

障がい者福祉では、民間のご協力と村民の皆様のご理解を得て、長年待望されていたグループホームが村内に誕生し、高齢者福祉においては、最も要望が多かった公共交通につき、いまだ課題は多くありますが、A I デマンドタクシーを今年度新たにスタートさせました。

DX、GXの分野においては、こちらも始まったばかりではありますが、各統括監を配置し、書かせない窓口やLINEでの手続の開始、ゼロカーボンロードマップの作成など新たにスタートを切ることができ、エネルギー削減やエコにつながる補助金を新設しました。

教育分野では、課題であった白馬高校につき、国際観光科の生徒数の大幅増を達成し、県の理解を得て存続を実現しており、地域外の大学や研究機関とのタイアップも始まっています。

また、スポーツ分野においては、スノースポーツ振興のためのリフト券の無料化を継続しているほか、冬だけに限らず、様々な種目で世界や全国で活躍する選手が着実に増えてきている中、村と

しても各選手らをサポートしています。

そして、これら各種施策を実現するために必要な財源について、各種補助金の獲得や企業版ふるさと納税の活用のほか、新たな観光財源の議論を再開し、特に宿泊税に関しては長野県に遅れることなく、白馬村として少しでも有利になるよう独自制度の準備も進めてきています。

またこの間、黒豆沢土砂災害を経験し、家屋等に大きな被害がありましたが、幸い人的被害はなく、今日まで関係者の皆様のご尽力で順調に復興作業が進んでいることは、公約に掲げた防災を意識した村づくりの成果でもあり、ご協力いただいております皆様に感謝するところであります。

就任に当たり、私はこうした項目を含む35の公約を掲げましたが、任期半分を過ぎ、全ての項目につき何かしらの取りかかりをしており、達成に向けて歩みを進めてこられていることについては、一定の評価ができるものと感じるところですが、一方でまだまだ進んでいない事業もあり、引き続き村民の皆様とともに、持続可能な白馬村の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また一昨日は、全国の基準地価が発表され、経済の急回復により、白馬村内もインバウンド需要などを背景に、一部地域で土地価格の急騰が起きており、景気のパロメーターとしては良好であることが示される一方で、住民生活にとっては負担となる部分も発生することが考えられます。

この点につき、村単体でできる対策には限界がありますが、引き続き住民のために可能な施策を実施するとともに、国や県に強く要望してまいりたいと考えております。

全国的な人口減少や物価高騰など、地方自治体を取り巻く環境は、さらに厳しくなっておりますが、それだけに、この上向きの流れを確かなものにして、持続可能な好循環が得られるよう、これまで以上に積極果敢に政策展開を図ってまいります。

秋も深まり、収穫の季節を迎えました。農家の皆様のご努力により、今年も豊かな実りを迎えることができましたことに感謝し、皆様と共に喜びを分かち合いたいと思います。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、引き続き本村の発展と住民福祉向上のため、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和6年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時01分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 9月19日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員